

第七章 金 融

第一節 朝 鮮

第一 金融機關

従前朝鮮の金融組織は甚だ幼稚にして、金融機關としては一種の信用組合の形態を採る殖利契及貯金契の如きものが存在したが、是等は民間の需要を充すべくもなく、徒に個人高利貸並に高利な典當舖と稱する質屋の跋扈に委ねて居つた。加ふるに中央と地方との金融疏通の如きは、公金を利用する外割と名づくる弊害の多い制度に依つて行はれて居つた。其れは郡守が徴收したる税金を國に納めず、直接國の債權者に支拂へと當時の度支部大臣(大藏大臣)が命令し、又地方の官廳の経費も中央より送付することなく、地方で取立てたる税金を直接必要な地方廳に廻して了へと云ふが如き、是等の命令を外割と謂つて居るのである。一方市中の商取引も於昔と稱する不完全な約束手形に依つて行はるる有様であつた。於昔といふのは金銀の支拂の約束せる票券にして、其の様式は極めて簡單なる略々一定した大抵長方形の小紙片を用ひ、中央に債務額と支拂の約束並に債務者の姓名とを記載し捺印せるものである。斯くして外割制度は財政紊亂の一大禍根を爲し、於昔は手形の濫發に陥り大恐慌を惹起した。後年所謂近世的金融組織の整備せらるると共に漸く之が廢止を見るに至つた。

一 銀行 明治十一年、第一銀行が其の支店を釜山に開設したのが近代的銀行の濫觴である。其の後十八銀行が仁川

及元山に支店を設置し、専ら在留内地人の爲に資金の貸付及爲替業務も營んだが、日清戦役後韓國各地の開放に伴ひ、是等日本の諸銀行は更に京城其他に支店を設け、之と前後して現在朝鮮商業銀行の前身たる大韓天一銀行及漢城銀行の創設を見るに至つた。此の兩銀行は全く朝鮮人の設立に係る銀行經營の嚆矢である。斯くして日韓協約後財政制度の確立と共に、金融組織も亦漸次統制せられて現在に至つて居る。昭和十年十二月末現在に於ける朝鮮内銀行の營業所数は、本店十、支店、出張所、派出數百八十七にして、前年同期に比し支店三を増加して居る。而して此の朝鮮内預金貸出残高を觀るに、預金四億四百四十五萬圓にして之を銀行別に觀れば特殊銀行二億百三十九萬餘圓、普通銀行(貯蓄銀行を含む)一億三百六萬餘圓である。貸出金は六億九千四百八十二萬餘圓にして、之を銀行別に觀れば特殊銀行五億一千七百七十三萬餘圓、普通銀行(貯蓄銀行を含む)一億七千七百九萬餘圓である。

朝鮮銀行 朝鮮銀行は舊韓國の中央銀行で韓國銀行の業務を承繼したもにして、朝鮮に於ける中央銀行である。明治四十四年朝鮮銀行法に依り資本金一千萬圓を以て設立せられ、大正九年には八千萬圓に増資せられたるも、大正十四年減資以降資本金四千萬圓(拂込二千五百萬圓)である。京城に本店を置き、鮮内樞要の地に支店十一箇所出張所一箇所を置き、又内地及外國に二十一箇所の支店、出張所を置いて居る。其の營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、擔保附社債信託業務等である。銀行券の發行に關しては正貨準備に依るの外、五千萬圓を限度とする保證準備發行を爲すことを得、尙此の外市場の狀況に依り制限外發行を爲すことを得る。昭和十年末現在に於ける銀行券發行高は、二億二千七十七萬餘圓、朝鮮内預金七千三百六十萬餘圓、貸出金一億五百三十九萬餘圓である。

朝鮮殖産銀行 朝鮮に於ける不動産金融機關として、大正七年朝鮮殖産銀行令に依り、從來分立せる六農工銀行の業務を承繼して設立せられたものにして、資本金は現在三千萬圓(拂込二千萬圓)である。本店は京城に在り、鮮内各地に支店五十三、出張所一、派出所六を有して居る。尙同行は朝鮮の産業公共事業等に對する金融上の特殊使命を有する反面に於て、政府より種々の保護監督を承け、又拂込資本金の十五倍を限り債券を發行し得る特權を有して居る。昭和十年末に於ける債券發行高は二億七千八百六十七萬餘圓、其の朝鮮内貸出金は四億一千二百三十三萬餘圓(外に引受債券二千二百二十四萬餘圓)、預金は一億二千七百七十八萬餘圓である。

普通銀行 普通銀行は昭和三年制令第六號を以て制定せられたる銀行令に據る銀行にして、鮮内に本店を有するもの七、其の支店八十五、出張所十にして、昭和十年末現在に於ける公稱資本金は二千四百七十七萬餘圓(拂込一千三百四十八萬餘圓)である。外に内地に本店を有する四行の支店十五がある。是等銀行の預金現在高は一億五千九百三十四萬餘圓、貸出高は一億五千七百五十七萬餘圓である。

貯蓄銀行 昭和三年制令第七號を以て制定せられたる貯蓄銀行令に據り、昭和四年七月一日朝鮮貯蓄銀行が設立せられ、本店を京城に置き、支店四、出張所一を有し、其の支店、出張所所在地以外の地に在る朝鮮殖産銀行の朝鮮内支店及派出所を其の代理店とし、資本金は五百萬圓(拂込二百五十萬圓)である。昭和十年末現在に於ける預金積金額は四千三百七十一萬餘圓、貸付金額は二千九百五十二萬餘圓である。

二 手形交換所 明治四十三年七月、鮮内に於ける信用取引の基礎を作る爲初めて京城に設立せられ、京城各銀行を其の組合員として、組合銀行間の手形、小切手の交換を開始した。續いて仁川、釜山、平壤、元山、大邱、木浦、群山、鎮南浦の要地にも相次いで設立せらるるに至つた。昭和十年中に於ける手形交換高は十六億一千三百五十二萬餘圓にして、其の枚数は二百八十六萬餘枚である。

三 東洋拓殖株式會社 東洋拓殖株式會社は明治四十一年日韓兩政府の協定の下に創設せられ、東洋拓殖株式會社法に據り、拓殖事業經營と共に殖産資金の供給に努め、爾來不動産金融機關として朝鮮朝業の發達に貢獻して居る。同社の概況に就ては別に第三編に於て記述する。

四 信託業 朝鮮に於て所謂信託業は、既に明治四十一年三月藤本合名會社(不二興業會社の前身)に於て創始せるものを以て嚆矢とし、大正八年の好況時代に至りて本業を營む者遽に簇出し、其の傾向は不況時に至るも尙止まず寧ろ漸増の情勢をさへ示して居た。然るに朝鮮に於ては從來信託關係法規としては、單に擔保附社債信託法あるのみにして信託業法の施行無く、従つて信託業務を營む者に對して法制上統一せる適確なる指導監督の方法を缺くの状態であつた爲、昭和六年六月朝鮮信託業令の公布を見、同年十二月一日より施行せられた。

同令施行當時、信託なる名稱の下に營業して居た會社數は二十九社あつたが、本令施行の結果、朝鮮土地信託、共濟信託、群山信託、釜山信託及南朝鮮信託の五社のみ營業の免許を與へられ、越えて昭和七年十二月には資本金一千萬圓(拂込二百五十萬圓)の朝鮮信託株式會社の創立を見るに至つた。而して朝鮮信託株式會社は政府の信託統制方針に順應して、昭和九年十一月迄に上記五信託會社を夫々買收合併して朝鮮内唯一の信託會社となつた。

同社は本店を京城に置き、五支店を設け昭和十年末現在に於ける受託財産は五千六百三萬餘圓(内金銭信託は三千八百六十三萬餘圓)にして、貸付高、固有信託兩勘定は通じて二千七百十八萬餘圓(内不動産擔保貸付高二千五百五十四萬餘圓)である。

擔保附社債信託法は大正九年十一月より施行せられたのであるが、昭和八年五月、所謂「オープンエンドモーゲジ」制の採用に依る改正あり、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行に於て之が取扱を爲せるが、昭和九年末現在、兩者合せて受託社

債總額は五千八百五十萬圓である。

五 金融組合 明治四十年、地方金融組合規則を公布して以來毎年各地に數十の組合設立せられ、農村の經濟を緩和し産業を助長せること尠くなかつたが、時勢の進運に伴ひ大正三年に至り準據法に改正を加へ、新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次いで同七年六月、更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限れる組合員の資格を擴張して商工業者其の他の者にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたと、更に昭和四年四月、組合の組織及業務の内容に互り準據法を改正して整備するところあり、之が運用に依り下層金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織、事業の概要を摘記すれば左の通りである。

一 組合員は組合區域内に住所を有する者に限り、其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ
二 組合員の責任は有限責任にして、出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す

三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得せしむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す

四 組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に就ては理事單獨にて之を代表することを得せしむ

五 組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては、外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す)下に掲ぐる業務を行ふ、(一)組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金

を貸付すること、(二)組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること、(三)朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること、(四)組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及無盡會社又は無盡管理會社より預り金を爲すこと、(五)他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと、(六)供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる事務を爲すこと、尙都市組各は右第一號の資金の爲手形の割引をなすことも認めらる。今其の趨勢を示せば左の通りである。

年 度	組合数	組合員数	資 本 金		積立金	借入金		預 金	貸出金		純益金
			拂込済 出資金	取付 下付金		現在高	現在高		現在高	現在高	
昭和八年度末	六八五	一、〇〇五、六四八	九、七二〇	四、〇九三	二五、六四七	六六、五四一	二四、二六五	一三、八七〇	三、七三三	三、七三三	
同 九年度末	六九三	一、一七六、七九九	一〇、五八〇	三、三三三	一七、七九九	七〇、一三三	二九、四二七	一五、〇一七	一、五三三	一、五三三	
同 十年度末	六九八	一、三三三、三三七	一一、四九六	四、一三三	一九、〇四〇	八二、一三七	二五、四二七	一七、三三五	三、三三七	三、三三七	

而して現在に於ける組合數六百九十八の中、都市組合六十二、村落組合六百三十六にして、三、三三三組合の割合である。組合員數は朝鮮總督世帯數の三割二分に相當し、農業者は其の九割を占め商業者之に次ぎ、逐年組合員數増加せるも更に組合の増設と共に一層組合主義を中下層階級に擴充し、以て組合員の増加を圖ることが當面の急務である。

六 朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展して來たが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委せて

置くは、組合の積極的活動を促進する上に遺憾の點少くなかつた爲、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、茲に庶民金融體系に一進展を劃した。爾來年を重ねること十五年、昭和八年八月、關係者多年の翹望を容れて朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述の各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したのである。其の組織、事業の概要は左の通りである。

一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對し資金を供給し業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く

二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負担せしむ、之に對しては年七分以下の配當を爲す

三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く、會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す

四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、發行債券、借入金及諸積立金より成り、下に掲ぐる業務を行ふ、(一)會員に對し必要なる資金の貸付を爲すこと、(二)會員に對し手形の割引を爲すこと、(三)會員の爲に爲替業務を爲すこと、(四)會員より預り金を爲すこと、(五)會員に對し業務上の指導を爲すこと、(六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、(七)會員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲必要なる業務を爲すこと

朝鮮金融組合聯合會業務概況（昭和十一年三月末現在）

支部数	会員数	拂込済 出資金	諸積立金	政下 貸下金	金融債券	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七五七	二、七九四 千圓	七六〇 千圓	二、九〇〇 千圓	三、二八〇 千圓	三七、〇六六 千圓	八〇、六二六 千圓	八六、〇五〇 千圓	三四、五一五 千圓

七 殖産契

昭和七年時局匡救対策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産者組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り、以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十月二十日より施行することになった。其の組織、事業の概要は左の通りである。

- 一 殖産契は部落其の他之に準ずる地域内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲、共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
- 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。
- 三 契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し、契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ、其の他必要なる命令を爲すことを得。
- 四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し、又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務に付脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今金融組合指導下の殖産契指導金融組合数は二百五十九、所屬殖産契数は八百四十五である。

八 無盡業、質屋及個人金融業者

朝鮮に於ける無盡業も古くより下層金融機關として相當の役割を果して來たもので、大正十二年には朝鮮無盡業令の制定を見、同令は昭和六年改正せられて現在に至つて居る。昭和十年末現在の狀況は營業者數三十一、組數一千七百五、公稱資本總額四百一萬圓（拂込百七十二萬二千圓）、給付金契約高一億三千七百五十三萬三千二百二十圓である。此の外質屋は昭和十年九月末現在で内地人五百三十五人、朝鮮人の典當舖（質屋）七百七十三人、合計一千二百四十八人にして、其の貸付殘高三百八十七萬餘圓である。尙個人金貸業は昭和十年九月末現在内地人二千五百三人、朝鮮人七千四百九十八人、外國人十二人、合計一萬十三人にして、其の貸付殘高は五千五百二十八萬餘圓に達して居る。

九 金融を目的とする契

朝鮮に於ける契は其の目的の範圍は極めて廣汎であるが、大體一種の組合契約に基いて一定の財産を利殖し、地方公益及は契員の親和利益を圖る團體であると言ふことを得、公共事業、扶助、産業、金融、娛樂を目的とする五種に大別される。而して金融を目的とする契は漸次金融組合に依つて代はられる趨勢に在るが、其の種類は現在（註）金融契（一）、殖利契（二）、貯金契（三）、商務契（四）、興農契（五）等三十餘種あつて、契數二千七百餘、加入者約十三萬五千人、此の財産約百餘萬圓の概況である。

（註）（一）金融契とは貸付を行ひ契員の金融を緩和する。

（二）殖利契とは基金の利殖を行ふ。

- (三) 貯金契とは貯金を主眼とするもの
- (四) 商務契とは商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を図る
- (五) 興農契とは低利融通を爲す

第二貨 幣

舊韓國に於ては古來一定の幣制なく、數百年來専ら孔あきの葉錢(ヨブジョン)白銅が通用して居たが、明治二十七年銀本位となり、次いで同三十四年には金本位制に改められ、明治三十八年より實施せられた。一方之と前後して第一銀行券の無制限通用を公認したが、後大正七年勅令第六十號に依り貨幣法が朝鮮に施行せられ内地と同様の幣制となつた。且つ舊韓國貨幣は大正九年限り其の通用を禁止して幣制の統一を圖つた。但し葉錢のみは當分通用を許した。而して葉錢殘存流通高は不明なるも極めて小額と認められる。又朝鮮銀行の兌換券發行高は昭和十年末現在に於て二億二千七十七萬餘圓である。

第三 爲替及金利

手形交換所に付ては前述の如くであるが、今朝鮮に於ける昭和十年中の各銀行爲替受拂高を示せば左の通りである。

銀行名	朝鮮内		對内地		對外國		計
	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出	
朝鮮銀行	三,五〇,九四〇	二,五三,三四〇	三,五三,三四〇	三,七,八六九	八,三三三	五,三〇,〇〇〇	六,八二,四一〇
殖産銀行	五,三三,三三三	三,三三,三三三	一,三三,三三三	三,三三,三三三	六,三三三	七,三三,三三三	八,三三,三三三
普通銀行	三,三三,三三三	二,三三,三三三	三,三三,三三三	三,三三,三三三	一〇,〇〇〇	六,三三,三三三	三,三三,三三三
計	一,二〇,〇〇〇	一,二〇,〇〇〇	九,一六六	六,三三三	一,三三三	一,九三三,四三三	二,三三,三三三

次に金利に付て觀るに、明治四十四年朝鮮利息制限令の公布を見、一般金利に關し準據すべき規定を示したが、其の利率は左の如くである。

- 元金百圓未満 年三割以下
- 元金百圓以上千圓未満 年二割五分以下
- 元金千圓以上 年二割以下

但し質屋營業者の貸借元金五十圓未満及市場に於ける貸借元金三十圓未満の利息に適用しない。更に銀行業の金利状態を見るに左の通りである。

各銀行金利 (昭和十年十二月中實行金利)

銀行名	預金			貸出		
	定期預金	當座預金	特別當座預金	通知預金	證書貸	手形貸
朝鮮銀行	年利分厘(日歩)四〇	三	七	八	一〇	二〇
朝鮮銀行	四〇	三	七	八	一〇	二〇
朝鮮銀行	四〇	三	七	八	一〇	二〇

第二編 所管地域 第七章 金融

殖産銀行	四二	三	八	九	二	二	二	三	三
普通銀行	四六	四	九	九	二	二	二	二	二
支店銀行	四〇	三	七	八	二	一	二	二	二

三四六

(備考) 地場銀行とは朝鮮に本店を有するもの、支店銀行とは内地に本店を有するもの

朝鮮銀行同業者貸付金標準金利表

(昭和十一年四月一日より實施)

商業手形割引
 國債を擔保とする貸付利子及國債を擔保とする手形割引歩合
 同 一錢三厘以上
 國債以外のものを擔保とする貸付利子及國債以外のものを擔保とする手形割引歩合
 同 一錢四厘以上
 當座貸越及コレスボンデンス貸越利子
 同 一錢六厘以上

朝鮮殖産銀行法定貸付金利表

(昭和十一年十月一日より實施)

一般勸業貸付
 六分七厘
 但し政府の補助ある事業に對する貸付
 六分二厘
 公共團體貸付
 五分
 但し水利組合貸付
 五分五厘
 非營利産業法人貸付
 六分二厘

金融組合預り金及貸出金利率表

(昭和十一年八月末現在)

種別	預り金	貸出金	出金率	
			村落組合	都市組合
定期預金	三ヶ月以上組合員 三・八分以下	普通貸出金 短期保證貸付及長期無擔保貸付	日歩 三錢二厘以下	日歩 二錢九厘以下
			日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢五厘以下
定期預金	六ヶ月以上組合員 四・一以下	長期擔保貸付	年 九分以下	年 八分五厘以下
			年 八分以下	年 七分五厘以下
定期預金	一年以上組合員 四・三以下	手形割引	日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
			日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
定期預金	一年以上非組合員 四・二以下	當座貸越	日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
			日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
定期預金	一年以上非組合員 四・〇以下	特別貸付金	日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
			日歩 二錢八厘以下	日歩 二錢三厘以下
定期預金	複利 半月利 一四錢以下	米穀應急資金貸付	日歩 一錢三厘	日歩 一錢三厘
			日歩 八厘以下	日歩 八厘以下
定期預金	複利 日歩 三厘以下	水害復舊資金貸付	年 五分	年 五分
			年 五分	年 五分
定期預金	複利 日歩 三厘以下	自作農地購入資金貸付	年 五分七厘	年 五分七厘
			年 五分七厘	年 五分七厘
定期預金	複利 日歩 三厘以下	畜牛購入資金貸付	年 六分	年 六分
			年 六分	年 六分
定期預金	複利 日歩 三厘以下	店舖設備資金貸付	年 六分	年 六分
			年 六分	年 六分
定期預金	複利 日歩 三厘以下	農事改良資金貸付	年 六分	年 六分
			年 六分	年 六分
定期預金	複利 日歩 三厘以下	負債整理資金貸付	年 七分	年 七分
			年 七分	年 七分

んで居る。今主なる銀行の概況を略記すれば左の如くである。

臺灣銀行 臺灣銀行は本島に於ける中央銀行にして、前述の如く臺灣銀行法に據り明治三十二年資本金五百萬圓を以て開業し、漸次増資して六千萬圓に達したが、昭和二年には一千五百萬圓に減資した。本店は臺北市に在つて本島樞要の地に十五の支店、内地及外國に十六の支店を置いて居る。其の主なる營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、對外爲替金融、擔保附社債信託業務等を取扱つて居る。

臺灣銀行券發行高 (昭和十年中)

昭和十年 同十年 同十年 中	發行高			月末發行高		補助貨 流通高
	最高	平均	最低	正貨準備	保證準備	
昭和十年六月	八、〇三三	七、七〇六	七、九〇七	八、〇三三	三、二二三	六、七五八
同十年十二月	七、四四六	六、七二五	六、一九〇	七、四四六	一、八八四	五、一三七
同十年中	七、四四六	六、八四三	三、四三七	八、〇三三	一、八八四	七、一六三

日本勸業銀行支店 臺北、臺南及臺中に各支店を有し、長期不動産金融に従事して居る。

普通銀行 臺灣に於ける銀行に付ては明治三十一年勸令第二百五號を以て銀行條例を施行し、後昭和二年銀行法の制定に伴ひ銀行條例を廢止せる結果、昭和二年勸令第三百四十號に依つて銀行法が施行せらるるに至つた。島内に本店を有するもの三行、支店を有するもの一行ある。昭和十年末に於て島内に本店を有する銀行のみの合計公稱資本金額は一千二百三十萬圓、拂込済資本金額は七百三十萬四千餘圓である。是等普通銀行の營業狀況は次表にも示

す如く預金總額八千六百二十萬五千餘圓、貸出總額六千五百九萬八千餘圓である。
貯蓄銀行 此の外に貯蓄銀行法に據る臺灣貯蓄銀行がある。
以上の島内諸銀行に付て其の預金及貸出金現在高を示せば左の通りである。

預金 (昭和十年末現在)

銀行名	當座	特別當座	定期	通知	別段	其他	計
臺灣銀行	九、〇三六	二七、三八八	二七、〇七〇	三、一八二	一、八二九	二、九二五	七一、四三〇
日本勸業銀行支店	一八	五六〇	一、〇八七	—	一、九七八	(日銀預金)	三、六四三
三和銀行支店	二、二五三	七、三二九	一、六九九	六〇一	七二	—	二一、九五四
商工銀行	六、四〇二	一五、七二〇	一、三三九	一、八二三	一、〇五八	一、一一七	三七、四七九
彰化銀行	一、二七八	一〇、四〇五	一〇、八五五	二、三六六	—	—	二四、九〇四
華南銀行	一九九	一八〇	一、〇九四	二二〇	一八八	—	一、八八一
臺灣貯蓄銀行	—	—	—	—	—	一〇、七八二	一〇、七八二
合計	一九、一八六	六一、五八二	六三、一六四	八、一九二	五、二二五	一四、八二三	一七二、〇七二

貸出金 (昭和十年末現在)

銀行名	證券貸	手形貸	利付手形	當座貸	割引手形	手荷爲替	買入爲替	其他	計
臺灣銀行	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
日本支店	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
三和銀行支店	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
商工銀行	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
彰化銀行	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
華南銀行	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
臺灣貯蓄銀行	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
合計	六、六六六	六、三三六	四、四四四	三、三三三	二、二二二	一、一〇一	七、七七八	二、二二二	二七、七七八

三 信用組合 大正二年律令第二號を以て臺灣産業組合規則公布せられ、市街地信用組合、農村信用組合及事業組合があるが、其の概況は左の通りである。

信用組合概況 (昭和十年末現在)

信用組合名	組合数	拂込出資金	準備金及 積立金	剰餘金	借入金	預金	貯金	貸付金及 手形割引
市街地信用組合	二二	三〇一	二、八四〇	五七九	一一八	七、一八六	一九、四九三	一六、六四四
農村信用組合	三七三	一一、三三九	九、二四一	一、九四五	一三、七二三	二二、〇六四	五八、四一二	六一、四三八
合計	三九五	一四、三五〇	一二、〇八一	二、五二四	一三、八四一	三〇、二五〇	七七、九〇五	七八、〇八二

四 無盡業 大正十一年勅令第五百二十一號を以て無盡業法中第七條及第三十八條第二號の規定を除き施行せられた。其の概況は昭和十年末現在に於て、無盡業社は臺灣勸業無盡株式會社、東臺灣無盡株式會社及臺灣南部無盡株式會社の三會社にして、其の總資本金額は八十五萬圓(拂込済資本金總額三十八萬七千餘圓)である。尙同年末現在に於ける無盡會數は八百八十一組にして、此の給付金契約高は三千八十九萬九千餘圓、内給付済高は一千四百五十六萬餘圓である。

五 手形交換所 手形交換所は基隆、臺北、臺中、臺南及高雄の五箇所在る。各手形交換所に於ける手形交換高は左の通りである。

各手形交換所に於ける手形交換高 (昭和十年)

交換所名	枚数	金額
基隆	六〇、〇九一枚	二二、七四七千圓

合	高	臺	臺	臺
計	雄	南	中	北
六二四、二一六	九三、二七九	一一一、六四三	四七、〇四〇	三一、一六三
三二四、五九四	三五、七三六	三一、四七三	二二四、五九四	二二四、五九四

六 金利 島内に於ける昭和十年中の金利に付略記すれば左の如くである。

銀行預金利率

種別	最高	普通	最低
當座預金	日歩 〇、四〇	日歩 〇、四〇	日歩 〇、二〇
特別當座預金	日歩 一、三〇	日歩 〇、七〇	日歩 〇、六〇
定期預金	年 五、二分	年 四、二分	年 三、九分
普通貯金	日歩 一、一〇	日歩 〇、八〇	日歩 〇、七〇
定期積金	日歩 一、二〇	日歩 〇、九〇	日歩 〇、九〇

銀行貸出金利率

種別	最高	普通	最低
證書貸付	日歩 三、〇〇	日歩 二、一〇	日歩 一、三〇
手形貸付	同 三、五〇	同 二、一〇	同 一、二〇
當座貸越	同 三、〇〇	同 二、〇〇	同 一、三〇
手形割引	同 三、四〇	同 二、〇〇	同 一、四〇

第二貨幣

領臺當時、本島の幣制は當時の清國に於けると同一の状態にして、一貫せる貨幣制度なるものなく、且つ日常の諸取引に用ゐらるる貨幣の如きも極めて錯雑にして、其の計算單位は全島を通じて「元」と稱し一率の名稱を以てせられたが、其の實價は各地皆不同にして其の種類百數十種、主として銀貨であつた。然るに明治三十年是等紊亂せる幣制を整理する爲臺灣銀行法の制定に伴ひ、同法第八條に依つて同行は金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を附與せられたが、明治三十二年には法律第三十四號を以て銀行券を發行し得ることに改められた。

而して當時島民の間には尙銀の流通に馴れて居ることと、愛銀の念に深い實情とに鑑み、暫く内地の金本位の貨幣法を施行せず、本島に於ては經過的便法として銀貨を以て引換ふべきもの、即ち銀本位制を暫時採用したのである。然るに時勢の進展と經濟界の統制との爲、明治三十七年律令第八號を以て臺灣銀行は更に金兌換券の發行をも認めら

れ、一時金券と銀券とが並行して流通した。斯くて遂に明治三十九年法律第三號を以て臺灣銀行法を改正して金兌換券に改め、従來發行の銀券の使用期限を明治四十一年十二月末日に限り、其の交換期限は翌四十二年末限りとして銀券の處分を了し、明治四十四年四月一日よりは内地同様貨幣法を施行し、金本位制に統一せられて今日に及んで居る。

第三節 樺太

第一 金融機關

一 概説 樺太に於ける金融機關は明治三十八年十月、北海道拓殖銀行が政府の命を受け大泊派出所を設置したるを以て嚆矢とする。爾來經濟界の發展に伴ひ漸次各種の金融機關が設けられるに至つた。之を概説すれば次の通りである。

樺太に於ける金融機關 (昭和十年末)

特殊銀行	普通銀行		合計	産業組合 (聯合會)	無業會社	質屋	公益質屋
	本店	支店					
1	1	2	1	76	7	87	2

二 銀行

北海道拓殖銀行支店 本行は北海道拓殖銀行法に基き設置せられたるものにして本店を札幌に置き、現在樺太内に十支店を有して居る。同行は一般普通銀行業務の外不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帶無擔保貸付、

公共團體無擔保貸付、漁業補償當貸付、漁業者連帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等其の業務範圍極めて廣汎に亘り、之に對する本島の資金需要は逐年増加の趨勢に在る。

樺太銀行 大正三年五月、樺太廳の補助を得て設立された樺太金融株式會社が本行の前身である。大正五年十月其の定款を變更して資本金五十萬圓の株式會社樺太銀行となつた。其の後島内産業の發展に伴ひ、資金の需要日を逐ふて増加せる爲、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると共に眞岡支店を設置し、前述せる北海道拓殖銀行と相並び鋭意拓殖資金の供給に努めて居る。

北門貯蓄銀行 樺太に於ける唯一の貯蓄銀行にして本店は札幌に在る。大正十一年四月初めて豊原に支店を設け、爾來専心島民の貯蓄心向上に努力して居る。

前記三銀行の概況及其の用途別貸出高を示せば左の通りである。

銀行營業概況 (昭和十年末現在)

區分	營業所數		資本金額		積立金額	年末殘高	
	本店	支店	公稱	拂込済		貸付金	預金
樺太に本店を有するもの (株式會社 樺太銀行)	1	1	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,000,000	1,000,000
樺太に支店のみを有するもの (株式會社 北海道拓殖銀行)	1	11	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
(同) 北門貯蓄銀行	1	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

種別	昭和十年末	昭和十年末に於て凡そ左の如き概況を示して居る。
總計	二,二〇六,一五九	二,二〇六,一五九
貸付金	一,一九五,六六九	一,一九五,六六九
預金	七八,三六二	七八,三六二
有価証券	一〇〇	一〇〇
現金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
負債	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
資本	五五四,七八〇	五五四,七八〇
準備金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
繰入金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
貸付金	一,一九五,六六九	一,一九五,六六九
預金	七八,三六二	七八,三六二
有価証券	一〇〇	一〇〇
現金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
負債	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
資本	五五四,七八〇	五五四,七八〇
準備金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
繰入金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九

三 産業組合 大正四年産業組合法の本島に施行せらるるに及び逐年發展の趨勢を辿り、昭和十年末に於て凡そ左の如き概況を示して居る。

産業組合及同聯合會事業概況 (昭和十年末) (金額單位圓)

種別	昭和十年末	昭和十年末に於て凡そ左の如き概況を示して居る。
組合 (聯合會) 數	七六	七六
聯合會 (聯合會) 數	六八	六八
組合員 數	八,八六九	八,八六九
組合員 數	五,三一六	五,三一六
組合員 數	二,〇四五,〇四五	二,〇四五,〇四五
組合員 數	一,六五九,七四一	一,六五九,七四一
組合員 數	四〇五,一七七	四〇五,一七七
組合員 數	七七八,七八九	七七八,七八九
組合員 數	一,九二,〇〇〇	一,九二,〇〇〇
組合員 數	九三,五七九	九三,五七九
組合員 數	七,四八二	七,四八二
組合員 數	五八六,八〇八	五八六,八〇八

四 無盡業及質屋

無盡業 無盡業の昭和十年末に於ける其の營業概況は左の通りである。

種別	昭和十年末	昭和十年末に於て凡そ左の如き概況を示して居る。
總計	二,二〇六,一五九	二,二〇六,一五九
貸付金	一,一九五,六六九	一,一九五,六六九
預金	七八,三六二	七八,三六二
有価証券	一〇〇	一〇〇
現金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
負債	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
資本	五五四,七八〇	五五四,七八〇
準備金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
繰入金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
貸付金	一,一九五,六六九	一,一九五,六六九
預金	七八,三六二	七八,三六二
有価証券	一〇〇	一〇〇
現金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
負債	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
資本	五五四,七八〇	五五四,七八〇
準備金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九
繰入金	一,二四二,六四九	一,二四二,六四九

營業者數	資本金額		給付契約高	加入口數	掛金契約高
	公稱	拂込済			
七	三九七、〇〇〇 ^四	二四一、〇四〇 ^一	一、〇三八、九〇〇 ^四	一、七七三 ^口	一、〇六八、七五七 ^四

質屋 質屋の昭和十年末に於ける其の營業概況は左の通りである。

營業者數	運轉資金總額	一年間に於ける		年末總貸付殘額
		總貸付金額	總回收金額	
八七	不詳	三九六、八九六 ^四	三四七、三二七 ^四	一一一、一五四 ^四

第二 爲替及金利

昭和十年中に於ける銀行島内店の爲替取組高は左の通りである。

種別	北海道拓殖銀行		樺太銀行	
	口數	金額	口數	金額
受入	五〇、一五一	五九、〇一二、一五六 ^四	二、九八〇	二、六五二、八〇二 ^四
拂出	三二、一二二	七七、一九七、〇七八	一、二九六	一、八九四、二三〇 ^四

銀行預金利率

(昭和十年中)

普通	定期預金		當座預金		特別當座預金		信用組合預り金	
	最高	最低	日歩	年	日歩	年	日歩	年
最高	四分二厘	四分二厘	三厘	三厘	七厘	七厘	七分九厘	七分九厘
最低	四分二厘	四分二厘	三厘	三厘	七厘	七厘	五分一厘	五分一厘
普通	四分二厘	四分二厘	三厘	三厘	七厘	七厘	五分五厘	五分五厘

第四節 南洋群島

南洋群島には金融機關として何等見るべきものなく、僅かに郵便局と無盡講とを數へ得るに過ぎなかつたが、昭和七年九月産業組合令の制定せらるるに及び最近信用組合も亦設立せらるるに至つた。昭和十年度中に於ける郵便貯金は預入二百五十二萬餘圓、拂渡二百十九萬餘圓にして、振替貯金は拂込二百九十三萬餘圓、拂渡四百九十八萬餘圓である。

無盡講は最近非常なる勢で増加して居るが、昭和十年末に於ける概況は左の通りである。

第八章 交通及通信

第一節 朝鮮

第一道路

朝鮮に於ては從來殆んど道路として見るべきものなく、概ね畦畔を通行し貨物の運搬等は人肩馬背に依るの外なかつた。明治四十年より併合に至る四年間に於て、起業公債其の他より工費三百九十餘萬圓を割いて二十二線、七百八十餘軒の道路を修築せしが、是等の工事は各地に散在せる一部小區間の道路に對し、斷片的に施行したに過ぎなかつた爲、總督府は施政當初に於て一般土木行政に關する法規を制定して舊來の荒廢を修むると共に、今後に處する方針を確立するの必要を認め、明治四十四年以來逐次道路規則、道路取締規則等を制定して道路修築の基礎を確立すると同時に道路修築の規模を擴大し、又道路の管理、築造及維持、費用の負擔區分及築造標準に關する規定を設けた。即ち道路は一、二、三等及等外の四種に區分し、一、二等道路は總督、三等道路は道知事、等外道路は府尹、郡守又は島司の管理に屬せしめ、又一方に於て全鮮に亘る道路網を企畫した。昭和十年度末現在に於ける道路網は一等道路（有效幅員七米以上）三十八線（市街地線二十一線を含む）、延長三千二百七十七軒餘、二等道路（有效幅員五・五米以上）九十六線（市街地線九線を含む）、延長九千八百九十九軒餘、三等道路（有效幅員四米以上）四百九十一線（市街地線二十一線を含む）、延長一萬四千三百四十軒餘を以て主要幹線を形成し、地方交通の脈絡を整へんとするものである。

が、差當り本計畫中に於ては (一) 既設線に於ける停車場及機關庫並に諸設備の改良 (二) 各線に於ける重軌條取替、必要區間に於ける複線及複々線の建設、線路基面上昇、橋梁、隧道及曲線の緩和 (三) 枕木及電柱等の防腐設備、信號所及通信線の増設、船車連絡及貨物集配上必要なる諸設備、工場設備の擴充 (四) 各種車輛の建設、改良及増備等眞に緊急已むを得ないもののみを擧げたのである。

國有鐵道運輸狀況、新線の建設及私設鐵道買収實施の概要を示せば左の通りである。

國有鐵道營業狀況

年 度	營業		客 車		貨 車		入 計
	營業	乘 客	客 車	貨 車	貨 車		
昭和八年度	2,935,335	33,338,338	7,334,859	3,021,314	3,021,314	4,042,173	
同九年度	3,034,811	35,612,855	7,628,776	3,258,101	3,258,101	4,516,877	
同十年度	3,365,515	39,344,168	8,277,333	3,812,771	3,812,771	5,085,104	

重要貨物輸送數量 (單位噸)

年 度	種 別	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
		數量	單位噸	數量	單位噸	數量	單位噸
	石 炭	1,133,277	9,562,550	1,133,277	9,562,550	1,133,277	9,562,550
	米	82,187	4,932,377	82,187	4,932,377	82,187	4,932,377
	木材及坑木	35,446	3,932,377	35,446	3,932,377	35,446	3,932,377
	大豆	3,932,377	1,133,277	3,932,377	1,133,277	3,932,377	1,133,277
	鹽	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277
	セトメ	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277
	木薪及炭	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277
	肥料	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277
	鐵礦及物	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277
	果	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277	1,133,277

新線の建設

線 名	種 別	長 度 (km)	開 通 日 期	備 考
平元線	西浦、高原間	約二一・三・七	昭和八年九月一日迄に西部に於て西浦・長林間九六五五分を開通	
國門線	雄基、渣關間	約一四・九・六	同八年八月一日全通	
惠山線	吉州、惠山間	約一四・一・六	同十年九月一日迄に吉州・鳳頭里間九九・七五五分を開通	
滿浦線	順川、滿浦間	約二八・六・五	同十年十月一日迄に順川・价古間一四〇・〇五五分を開通	
東海線	釜山、蔚山間	約五四・九・四	同十年十月一日迄に北部安邊・杆城間一五〇・〇五五分を開通	
慶全線	院州、全陽間	約二五・一・三	同八年十月十五日迄に北部に於て全州・谷城間八〇・八八五分を開通	
合 計		約一五九・二・一		

私設鐵道買収

社 名	線 名	長 度 (km)	買 収 日 期	備 考
朝鮮鐵道株式會社所屬	慶南線	七・〇・〇	昭和六年四月一日實施、慶全南部線と改稱	
同	全南線	三六・四	同三年一月一日實施、光州線と改稱	
同	慶東線	一四・八	同三年七月一日實施、東海中部線と改稱	
全北鐵道會社(狹軌)	大邱、蔚山間	二五・三	同四年十月一日實施、慶全北部線と改稱	
同	里、全州間	二五・三	同四年九月廣軌改裝完了	
團們鐵道會社(狹軌)	寧、渣關間	五九・六	同八年八月一日廣軌改裝工事完了	
合 計		三四〇・一		

右の外价川鐵道株式會社線新安州、泉洞間三十六・九分(狹軌)を昭和八年四月一日及南朝鮮鐵道株式會社線麗水、光州間六十・九分を昭和十一年三月買収した。

尙總督府は北鮮開拓事業計畫に於て資源の開發、移民興業の目的を達する爲に拓殖東部線（咸鏡北道茂山、白岩間狭軌一八八杆）を新設し、惠山線白岩と私鐵茂山線とを連結せしめんとし、昭和七年度以降六箇年間繼續事業として工事を開始し、昭和九年九月一日其の内白岩、山羊臺間三十三杆八分を、同十年九月一日山羊臺、延岩間二十二杆一分の運輸營業を開始した。

三 北鮮鐵道の滿鐵委託 昭和八年八月一日圖們線全通に伴ひ茲に京城、雄基間車輛の直通を可能ならしめ、以て從來に於ける不利不便を一掃したが、九月一日豫て工事中なりし京圖線竣工に伴ひ、兩鐵道は南陽及上三峰に於て連絡することとなり、更に北鮮諸港灣を通じ裏日本一帯との新なる交通路が發展せらるるに至つたので、之が連絡運輸の關係上十月一日以降清津以北の鐵道三百二十八杆五分に關する業務を滿鐵に委託し其の經營を行はしむることとなつた。依つて滿鐵は本線の受託後清津、新京間に直通列車を運轉し、東北滿洲一帯より輸送さるべき大量物資に備へ、尙雄基、羅津間十五杆二分の鐵道を建設し、羅津の築港は目下著々工事を急いで居る。

四 私設鐵道及軌道 朝鮮に於ける私設鐵道は國有鐵道の培養線として地方開發に貢獻し、昭和十一年十月末日現在に於て八社、延長一千九十九杆四分の開業線を有し、尙建設すべき免許線は四百五十一杆六分を算して居る。總督府は之に對し各種の助成施設を施し、朝鮮私設鐵道補助法に依つて補助金を交付して居る。又軌道は京城、平壤、釜山の三箇所に電車を運轉し、其他各所を合して昭和十一年十月末日現在に於ける開業線は延長八十二杆三分に達して居る。

私設鐵道營業狀況

年 度	營業料		旅 客		貨 物		其 他		計
	旅	客	旅	客	旅	客	旅	客	

昭和八年度	一、一四三、三三	三、五五七、五七	一、一〇〇、六七	一、九七、八六	二、三三三、三五	三三、九五	四、四四、三三	四、四四、三三
同 九 年 度	一、三九〇、八	四、八六一、六八	一、五〇〇、八八	二、三九、六六	二、九四、八六	二〇、八五	五、三三、六五	五、三三、六五
同 十 年 度	一、三三三、五	六、七二二、九六	二、〇二八、二〇	二、九七、一七	三、〇六、三五	三六、一八	六、九〇、八七	六、九〇、八七

五 連絡運輸

國內連絡 京釜鐵道の開通と同時に山陽、九州各鐵道及東海道線との間に連絡運輸を創始し、爾來漸次鮮内各私設鐵道其他に及ぼし、現在に於ては内鮮共一部の線路を除く外各驛と旅客、手小荷物、貨物の連絡を實施して居る。而して下關、釜山間の連絡は現在定期船として德壽丸、昌慶丸及景福丸（各三、六一九噸）の三艘が就航し、關釜間海上二百四十杆を晝間八時間にて航海して居る。尙上記連絡船の外に不定期船として新羅丸（三、〇三五噸）、多喜丸（一、二三五噸）の二艘が旅客輻輳の場合及貨物運送の爲運行して居る。又澤山商會の汽船は釜山經由局線特定驛と大阪、神戸、下關、門司の各港間に貨物連絡運輸を爲し、其の他の汽船で内鮮連絡運輸に従事するもの多く眞に一衣帶水の感が深い。

國際連絡 鮮滿間の鐵道は同軌幅なる關係上、先づ滿鐵線と連絡し釜山、新京間に直通列車を運轉する外、南北滿洲並に西比利亞を經由して歐洲各地に達する國際交通の要路としてソビエト聯邦、エストニア、ラトヴィア、リトワニア、ポーランド、獨逸、英吉利、チェッコスロヴァキア、地地利及伊太利、瑞典、和蘭の各主要地間に連絡乗車券を發賣して居る。滿洲との連絡は大正二年京奉鐵道との間に實施せられたるを嚆矢とし、其の後滿洲國の建設に伴ひ其の國有鐵道を委任經營することとなりたる鐵路總局と昭和九年八月十日より、朝鮮國有鐵道及南滿洲鐵

道竝に鐵道省線との間に旅客、手小荷物の取扱ひを開始し、又中華民國との連絡は北寧、平綏、平漢、正太、津浦、京滬及滬杭甬海線並に膠濟の各線との間及關係汽船會社を加へて日中聯絡乘車券の發賣及割引扱を爲して來たが、民國各鐵道に對しては目下之が取扱を中止して居る。貨物は滿鐵線の外吉長、吉敦、四洮並に舊北滿鐵道と連絡運輸を爲して居たが、昭和八年滿洲國有鐵道が擧げて滿鐵の委任經營となり、鐵路總局の所管となるに及び其の連帶取扱を擴張し、次いで同十年三月、北滿鐵道が鐵路總局線に編入されたるに付全滿的に其の連絡範圍が擴張せられ、又近く西比利亞を經由して歐洲各地との國際連絡の途が開かるることとなつて居る。

第三 港 灣

統監府時代既に釜山外十港に對し四百萬圓を投じて應急の稅關設備を行つたが、其の内釜山、仁川、鎮南浦の如き主要港では工事半途にして併合となりたる爲、總督府に於て其の殘工事を施行し、更に其の規模を擴大して水陸連絡設備を大成する計畫を樹てて之を施行し、次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山、木浦、多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川港、鎮南浦港の擴築、昭和八年度より城津港貯木場、清津港漁港の設備、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事を起せしが、元山、清津、城津、群山、木浦、多獅島、雄基（第一期工事）、仁川（擴築）、鎮南浦（擴築）、城津（貯木場設備）及清津漁港等の各港工事は既に完了し、目下仁川、釜山及麗水港の工事施行中である。尙港灣維持設備として昭和九年度以降三箇年に亘り施行の豫定を以て雄基港に岸壁築造其の他の設備を施しつつある。南滿洲鐵道株式會社は總督の免許を受け、京圖線の開通に伴ふ終端施設として羅

津の築港を施行しつつあるが、更に清津、雄基兩埠頭の施設をも該社に使用せしめ、以て今後に於ける大量物資を吞吐する終端施設の完璧を期して居る。港灣の管理、維持及費用負擔の區分等に關する統一的制度は未だ確立したるものなきも、開港に於ける施設は國費を以て之を施行し、開港以外の地方港、漁港等に付ては地方公共團體の施設經營に任じ、總督府は其の緊要の程度に應じ相當補助金を交付して其の完成に努めて居る。

現在朝鮮に於ける港灣の主なるものは開港たる仁川、群山、木浦、釜山、鎮南浦、新義州、龍巖浦、元山、清津、城津、雄基及羅津の外地方港百五十六港である。

第四 海 事

一 一般施設 朝鮮に於ける海事行政は併合當時に在つては、其の事務區々に分れ事務統制上種々支障があつたが、明治四十五年海事事務は擧げて逓信局下に配屬せしめ、越えて大正三年海事法規を整備統一すると共に海員審判所官制を公布し、一審制度に依る海員審判の事務を開始した。次いで同八年海員養成機關として仁川に海員養成所を設置し、其の他逐次必要に應じて海事法規を制定改廢し、海事に關する行政の進歩改善を圖ると共に海運事業の發達に資せんとして居る。

二 海運 舊韓國時代に於ては小規模なる海運業者が個々に分立して居つた爲、節制ある航海を遂行せしむること能はざりしが、明治四十五年總督府の勸奨に依り資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見、同年度以降三年を期して沿岸定期航路釜山、雄基線外八線の航海遂行を命令し、初めて沿岸航路を統一し其の整理改善の基礎を築いた。爾來著々新線の開設整理に努め、昭和十一年七月一日現在に於ける定期航路は總督府命令航路十七線の外、逕

信省及地方廳の命令に属すべきもの二十二線、官公營九線、自營航路に属すべきもの百五十二線、計二百線、就航船三百三十三隻、十八萬七千三百三十五噸の多きに達し、命令航路に對しては總督府及關係官廳に於て補助金を交付して居る。今之を航路別に線數、隻數、噸數を示せば(一)朝鮮内に限るもの(百四十六線、二百三十隻、九、四六二噸)、(二)内地を起點として朝鮮に往來するもの(二十六線、五十五隻、八八、三四八噸)、(三)内地及臺灣を起點として朝鮮及外國に至るもの(三線、四隻、一一、九四七噸)、(四)朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの(二十一線、四十隻、七一、九二四噸)、(五)外國を起點として朝鮮に往來するもの(四線、四隻、五、四五四噸)の五種にして、總督府の命令に依るものは(一)、(二)、(四)又は(五)種の内に屬し、別に鐵道省の經營又は地方廳の命令に依る(一)、(二)、(三)、(四)種の内に屬する航路及補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等がある。更に政府の補助命令に依るものと、自營に依るものとを區別すれば左の通りである。

命令航路(官公署を含む)	四八線	一一八隻	九五、一六二噸
自營航路	一五二線	二二五隻	九一、九七三噸

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鴨綠江運輸株式會社、鴨綠江輪船公司、川崎汽船株式會社、大阪商船株式會社、北陸汽船株式會社、北九州商船株式會社、島谷汽船株式會社、朝鮮汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社、近海郵船株式會社及鐵道省等である。

三 船舶 總督府設置當時に在つては船舶原簿に登録せられたる船舶は汽船、帆船を合せて八十八隻、九千三百餘噸に過ぎなかつたが、明治四十五年海軍行政を通信局の所管に統一し、著々海軍法規の整備統一を見るに至つた爲置籍船舶の増加亦著しく、大正三年度末に於ては一躍登簿船三百三十隻、二萬二千餘噸を算し、更に其の後歐州戰亂

の影響を受けて異常なる膨脹を示したが、平和克復と共に海運界の沈衰を來し一頓挫を免れなかつた。然しながら近時朝鮮沿岸各地の海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲す者多く、益々増加の傾向を誘致して居る。尙海事制度として現在制令を以て定めたる朝鮮船舶令、朝鮮船舶積量測定令、朝鮮水先令、朝鮮船員令、朝鮮船舶職員令、朝鮮海員懲戒令、朝鮮船舶検査令等存する外、海上に於ける船舶衝突の豫防に關しては内地の海上衝突豫防法を施行して之が取締に付遺憾なからしめた。

右の中船舶安全取締法規の根幹たる朝鮮船舶検査令は、内地の船舶検査法に大體依つたものであるが、内地に於ては同法の制定以來既に長年月を閲し、現下船舶界の實情に副ひ難き憾があつたのに鑑み、且つは輓近倫敦に於て署名せられたる海上人命安全條約及國際滿載吃水線條約を實施する準備として從來の船舶検査法、船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法等に代へ船舶安全法を制定し昭和九年三月より之を實施した。従つて朝鮮に於ても船舶検査令改正の必要に迫られたる外、從來實施を見ざりし船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法の二法規も漸く之が實施の適當なる時期に到來せる爲、内地の船舶安全法の内容を其の儘取り入れたる朝鮮船舶安全令を制定し、海上に於ける船舶安全取締の徹底を圖ることとした。

右制令は昭和十年一月十二日に、施行規則其の他の附屬法令は同年二月二十三日に之が發布を見、同年三月一日より孰れも施行せられたが、之に依り朝鮮に於ける海事制度は内地と殆んど同一水準に達したるものと稱することが出来る。

昭和十年度末に於ける(不登簿船舶は昭和十年末)船舶現在數は左の通りである。

種別	汽船		帆船		船合	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸
朝鮮に船籍港を有するもの	三二〇	五八、五八八	九四七	三二、七五二	一、二六七	九一、三四〇
不登録船	五五〇	六、〇五三	九一九九	九七、九〇九	九、七四九	一〇三、九六二
計						

四 航路標識 朝鮮に於ける航路標識は昭和十年度末に於て夜標百八十二基、晝標百四十四基、霧信號二十五基、計三百五十一基で、之を朝鮮の海岸線一萬七千二百七十軒に對比すれば、夜標の一基當り海岸線は九十五軒の割合である。之を併合初年度の夜標（五十九基）二百九十三軒に一基の割合に對比すれば著しき進歩を示せるが、歐洲諸國の海岸線四軒乃至十九軒、支那の五十軒及内地の三十五軒に一基を有する割合に對比すれば、其の配置、内容共に尙甚しき遜色がある。朝鮮は三面海に臨み且つ灣曲出入の甚しき爲、海岸線は頗る膨大なるのみならず、沿岸は暗礁砂洲の多きこと、潮汐干満の差著しきこと、潮流の急激複雑なること及海霧の發生頻繁なること等に於て世界難航路の隨一に位し、従つて海難船舶續出して年平均百八十二隻に達する。是等海難の原因は種々あるが、主に航路標識の不備に起因せるは遺憾である。總督府に於ては夙に此の缺陷を認め、官民の請願等を參酌し、尙經費の關係をも考慮して最も急設の必要ありと認めたるものより順次之が増設を爲し、尙之に配するに電波霧信號を補充併置して船舶運航の安全に資せんとして居る。昭和十年度末現在に於ける航路標識の分布状態を示せば左の通りである。

沿岸別	夜		晝		霧信號		合計	備考
	燈臺燈竿燈標	浮標	立標	浮標	霧笛	霧砲		
東岸	三	一〇	一	一	一	一	九	本表ハ地方廳及公共團體ノ施設ヲ含ム
南岸	三	二	一	一	一	一	九	
西岸	三	二	一	一	一	一	九	
計	三三	一三	三	三	三	三	三九	

第五 航空

朝鮮に於ては航空法及其の附屬法規は昭和二年六月一日より施行せられ、朝鮮に於ても航空機の検査、登録、乗員の考査其他航空に關する一般的監督及取締に航空事業の保護獎勵等諸般の事務を執行することとなつた。朝鮮は國際航空路の要衝たるのみならず、日本航空輸送株式會社の内鮮滿連絡飛行に於ても航程其の三分の一以上を占め、滿洲航空株式會社に於ては新京清津線を開始せる關係上、航空事業發展の基本を成す航空路の施設は定に焦眉の急に迫られて居る狀況であるが、航空路の諸設備は多額の費用を必要とする爲、財政の關係、施設の緩急等を考慮し漸を追ひ之が完成を期することとし、先づ其の第一著手として飛行場並に其の附屬設備、航空標識の設置及航空用通信設備等を施した。即ち飛行場は京城、蔚山、新義州及清津に之を設置し、京城及蔚山飛行場は昭和四年五月に開場し同年九月に其の事務を開始せしが、新義州飛行場は昭和八年三月に開場し同年六月に其の事務を開始し、清津飛行場は昭和十年十二月に開場と同時に事務を開始した。尙昭和七年度に於て農村振興事業費として總經費二十萬圓を以て京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修を行ひ其の面目を一新した。又航空用通信設備として昭和五年七月蔚山に、

同十一年一月に新義州に航空専用の無線電信局を設置し、京城無線電信局に受信設備を施した。更に昭和十一年度には清津、大邱及江陵にも同様の無線電信局を設置することとなつた。航空標識は蔚山、黄澗、大田、天安、京城、沙里院、平壤、定州及新義州の九箇所に設置して居る。

朝鮮に於ける民間航空事業は其の實績の見るべきもの定に少かつたが、昭和三年十月政府補助の下に成立したる日本航空輸送株式会社は、昭和四年四月一日より内、鮮、滿相互間の郵便物及貨物の定期航空輸送を開始し、同年九月十一日より旅客の輸送をも併せて開始した。朝鮮内に於ては蔚山、京城及新義州に寄航、毎日一往復を運行しつつあり、滿洲航空株式會社は昭和六年十二月二十八日より新義州に、同十年十二月三日よりは清津に乗入を爲して居る。慎航空事業社は昭和十一年九月十二日附を以て京城、裡里間定期航空、遊覽飛行及タクシー飛行の許可を得、京城、裡里間は同年十月十三日より毎週一往復の運行を開始した。而して近時内外航空界の異常なる發達に伴ひ、航空事業勃興の機運著しく促進せられ、従つて民間航空事業も亦將來益々發達するものと思惟せられる。

昭和十一年十月現在に於ける民間航空事業者は左の通りである。

日本航空輸送株式會社支所	一	滿洲航空株式會社支所	二
出張所	三	慎航空事業社	一
同	一	出張所	一
營業所	一		

第六通 信

我國が朝鮮に於て通信事業を經營せしは、明治九年釜山の開港に際し同地に郵便局を設置したるに始まる。爾來居

留民の増加に伴ひ、同十三年以降逐次元山、仁川、京城其の他の開港地に郵便局又は郵便局出張所を開始した。然しながら其の業務の如きは單に通常郵便のみの取扱に過ぎなかつたが、明治十三年には郵便爲替、郵便貯金を、同三十三年には書留小包郵便をも取扱ふに至り漸次業務の擴張を圖つた。

韓國政府に於ても明治二十九年帝國政府の制度に倣つて郵便制度を布き、同三十三年萬國郵便聯合に加盟して其の形式を備ふるに至りしも、機關及事業の經營の極めて不完全なりし爲其の整備を期することとし、明治三十八年七月我國の管理に委託せられ、之を兩國共通の組織として其の改善擴張を圖つた。而して總督府始政後に於ては各地方の發展に應じ、政治上其の便宜を考察して財政の許す限り整理擴張を行ひ、今や收支の如きも順調に保持し永遠の基礎を確立するに至つた。

昭和十年度末に於ては郵便局八十八(外に分室十六)、電信局八、電話局一(外に分局二)、郵便所七百四十五(外に出張所六)、郵便取扱所二十六、電信取扱所百三(外に出張所一)、電信電話取扱所十二、合計九百八十三(外に分室十六、分局二、出張所七)となり、明治三十八年通信機關合同當時五百五十九軒に一局所の割合であつたが、今や二百二十三軒に一局所の割合となるに至つた。

一 郵便 明治四十四年郵便法施行に關する諸規定を發布するに及び、普通小包郵便を取扱はざる外全然内地と同一となつた。而して更に郵便線路の擴張に努め、今や二、三の僻地を除く外少くとも一日一回郵便物の集配を見ざる所はない。殊に最近營業自動車を利用して郵便物の運送を開始したる結果、著しく送達日数を短縮し、又郵便物の集配方法等に於ても極力之が整理改善を圖り、一面一般朝鮮人の通信思想も逐年發達し、其の通常郵便物の如きも昭和十年度に於ては引受三億二千七百五十八萬九千八百八十四通、配達三億五千八百八十七萬二千五百四十四通の多きに上

つて居る。外國郵便事務は従來選信省の掌理に屬せしが、大正十一年以降萬國郵便條約に基き朝鮮は單獨の一郵政廳を形成し、昭和十年度に於ける外國通常郵便物の取扱は引受四百七十萬五千六百五十四通、配達三百九十五萬五千七百二十七通に達して居る。

二 電報 大正十四年十月及同十五年十一月、内外電報の規定を改正して世運に適應せしめ、又年々電報取扱局所を増設し、明治三十八年通信合同當時四十四箇所なりしを、昭和十年度末には八百七十八箇所とし、明治四十四年七月より、鐵道停車場電信取扱所以外の電信局所をして該文電報の取扱を爲さしめ、同四十五年より主要鐵道停車場に於ける電信取扱所をして歐文電報をも併せ取扱はしむる等、施設の擴張充實を行ひ著しく内外電信の利便を増進した。又電信回線は之を整理改善して其の統一を圖り、朝鮮内各主要地は勿論朝鮮、内地及滿洲相互間に於ける樞要地との直通又は浦鹽斯德國際連絡回線の新設増線を行つて通信の敏捷を期して居る。

昭和十年度に於ては電信線路八千八百五十五杆、同線條四萬四千二百五十一杆、電報數發信七百九十九萬二千三百六通、著信七百九十二萬一千三百七十七通に達して居る。

三 無線電報 無線電報は明治四十三年三箇所の燈臺に之が施設を爲し、各燈臺間の通信、氣象通信、近海を航行する艦船との警報通信及海難救助等の用に供せしが、大正十二年四月龍山陸軍無線通信所の移管を受け、主として對船舶公衆通信を取扱ふ京城無線電信局を設置せしを初めとし、次で木浦、濟州、釜山、鎮南浦及清津にも此の種の海岸無線電信局を設置して居るが、右の内京城及清津無線電信局は夫々送信所、受信所及中央通信所を有する中央集中式に改装し送受共短波長を使用し、京城無線電信局に於ては對東京、大阪、廣島、新義州及大連間、又清津無線電信局に於ては對大阪及滿洲國新京電報局間固定通信の取扱を開始して居る。尙昭和五年七月蔚山に、同十一年一月に

は新義州に航空無線業務専用の無線電信局を設置し、更に清津、大邱及江陵にも同様の無線電信局を設置することとなり目下夫々準備中にして、之が完成の曉には既設航空無線局と相俟つて、國際航空の完成に寄與する所大なるものがあらう。

四 電話 明治三十八年通信機關の合同を見てより、毎年鮮内電話線の増設を行ひ漸次通話區間を擴張し、更に大正十二年度より鮮滿連絡電話線の架設に著工し、同十四年京城奉天間百九十里、仁川奉天間二百里其他二區間を、昭和三年には新義州局に真空管電話中繼器を裝置するに伴ひ、京城大連間二百九十里其他の九區間の各長距離通話を開始したる結果、通信引續當時に於ては普通區間十六に過ぎなかつたものが、昭和十年度末に於ては普通一萬五千九百十九區間、長距離三百七十八區間となり、其の普及に於て昔日の面目を一新した。

尙内地との間には昭和八年一月十五日より内鮮間電話の連絡開始せられ、内地と外地とを結ぶ電話連絡の嚆矢を爲し、内鮮融和に寄與する所大なるものがあつた。當初通話區域は朝鮮に於ては京城以南、内地に於ては大阪以西に限られたりしが、其の後大阪京城間、京城釜山間に於ける搬送電話線、下關釜山間搬送式多重電信施設の完備に依り通話區域の擴張を見ることとなり、現在東京と京城との通話も可能である。

朝鮮に於ける放送無線電話は、大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身たる京城放送局の設立が許可せられ、昭和二年二月十六日より電力一キロワットの一裝置を以て内鮮兩語の放送を開始せしが、其の後放送業界の著しく進展しつある狀況に鑑み、萬難を排し規模を擴大し昭和八年四月二十六日より電力十「キロワット」のもの二裝置を以て内鮮兩語の二重放送を開始した。尙聴取施設簡易化實施計畫として、昭和十年九月二十一日より電力百五十「ワット」の釜山放送局の放送を開始し、同時に京城釜山間有線中繼設備をも完成せしめたのである。而し

て計畫事項として昭和十一年度に於て平壤放送局二重放送及清津放送局の放送開始並に京城中央放送局第一装置の電力を五十「キロワット」の改装等目下工事進捗中にして、更に昭和十一、十二の兩年度に亘り咸興裡りに放送施設を爲すの計畫を有して居る。昭和十一年九月末に於ける聴取者数は内地人四三、九一三人、朝鮮人一八、四一五人、外國人四五〇人、合計六二、七七八人に達して居る。

通常郵便物及小包郵便物數

年 度	通 常 郵 便 物		小 包 郵 便 物	
	引 受	配 達	引 受	配 達
昭 和 八 年 度	二六九、一七一、二九七	二九三、五六四、一五〇	二、二九四、四〇九	三、二七九、二一四
同 九 年 度	二九四、二二一、四三四	三二一、八八〇、六四三	二、四一五、二三四	三、五七七、九一五
同 十 年 度	三二七、五八九、一八四	三五八、八七二、〇五四	二、五〇五、九二六	三、七二八、七九四

電信取扱數

年 度	和 文			外 文			計	中 繼 信
	電 文	電 報	電 報 附 屬 文	電 文	電 報	電 報 附 屬 文		
昭 和 八 年 度	五、九〇五、八四四	四、四一六、一八四	三、三〇五、〇五〇	六、四九六、五八八	五、八〇〇、九二二	四、四一六、一八四	二一、〇八六、一三六	
同 九 年 度	六、五八〇、〇八八	五、七〇〇、〇八八	三、九七三、七三三	七、一四九、四三三	六、五〇一、三〇五	五、三三三、五三三	二一、九八七、〇三三	
同 十 年 度	七、三三三、〇〇〇	六、六六六、六六六	三、五八八、五八八	七、九二二、〇〇〇	七、二二八、九二二	六、五五五、九二二	二二、六六一、五二二	

電話加入者及通話度數

年 度	加 入 者 數	市 内 通 話 度 數		市 外 通 話 度 數
		市 内	市 外	
昭 和 八 年 度	一、五八〇、〇〇〇	三六、二二九	二二七、八六三、七八八	三、四四五、四二七
同 九 年 度	一、六〇〇、〇〇〇	三七、六九四	二三九、一七〇、九七〇	三、八九二、〇九七
同 十 年 度	一、六二〇、〇〇〇	三九、七六三	二六六、〇九六、四〇四	四、二九四、四六四

五 郵便爲替貯金

通信合同當時に於ける爲替貯金取扱所數は、全鮮を通じ僅かに三十に過ぎなかつたが、通信事務の引繼を了るや全鮮各地に七十二箇所の爲替貯金取扱局を増設し、明治四十年郵便貯金及郵便爲替事務を遞信省より統監府通信監理局に移管して漸次制度の改善に努め、今や爲替貯金業務取扱局所は八百六十一に達して居る。先づ内國郵便爲替に付て觀るに、明治三十六年民間金融の圓滑を圖る爲、高額爲替振出の制度を設けしより年々業務の發達を來し、殊に大正四年以降鑛業の勃興、輸移出品の激増、戰時用品引受等の爲金融益々繁劇を加ふるに及びて取扱高は著しく膨脹し、昭和十年度に於ては其の受拂高二億四千八百三十二萬餘圓に達して居る。次に外國郵便爲替事務は明治十三年當時に在つては僅かに英領香港政廳との間に交換せしのみなりしも、明治十四年英國との交換を開始し、同十八年佛國との交換約定成立するや、萬國聯合郵便爲替約定に加盟し、逐次他の各國とも交換を開始するに至り、次いで大正十四年以降、朝鮮も一箇の郵政廳として投票權を有するに至つた。而して其の受拂高は歐洲大戰中一時減退し、其の後漸増の趨勢を呈せしが、大正十二年中華民國との交換を開始するに及び俄に受拂高を増加し、昭和十年度に於て二百二十六萬餘圓に達して居る。尙昭和九年八月より日滿間に小爲替の交換を開始して居る。郵便貯金は一般民衆が貯蓄思想に乏しく、且つ貯蓄機關の缺如し居たりし爲其の成績は洵に微々たるものであつた。

が、官民の協力と經濟狀態の發達とに伴ひ、逐年預金額及預け人員の増加を見、昭和十年度末に於て預け人員三百五十七萬餘、預金額五千四百二十萬餘圓に達して居る。又郵便振替貯金は明治四十三年京城に、昭和二年釜山に振替貯金口座を設置して、本制度の利用方法及利便特徵等を朝鮮人間に周知せしむる道を講じたる結果漸次健全なる發達を遂げ、殊に一般經濟界の發達と相俟つて著しく膨脹し、其の受拂年額は、昭和十年度に於て九億九千七百二十六萬餘圓に上つて居る。之が業務概況は左の通りである。

郵便爲替

年 度	内		外	
	振出	振入	振出	振入
昭和八年度	口數 三、四三三、〇〇九	金額 三、〇九八、八八八	口數 六、五三三	金額 三、〇〇七、七〇四
同 九年度	口數 三、八八八、三三七	金額 三、七九八、三三七	口數 七、一七一	金額 三、〇〇七、七〇四
同 十年度	口數 四、〇八八、〇〇〇	金額 三、五九八、〇〇〇	口數 七、二〇〇	金額 三、〇〇七、七〇四

郵便貯金及振替貯金

年 度	預入人員		預貯金額	
	人	金額	人	金額
昭和八年度末	二、八四〇、六五六	四四、八〇七、一五四	二八、六六九	四、九三二、〇五〇
同 九年度末	三、一五六、〇九四	五二、六三一、五五三	三〇、六三九	五、四八八、七六〇
同 十年度末	三、五七一、二二七	五四、八二〇、七一〇	三二、九四七	六、二五〇、〇五四

六 朝鮮簡易生命保險 朝鮮に簡易生命保險を實施する計畫は、大正元年頃に其の端を發せしが、爾來幾多の迂餘曲折を経て漸く昭和四年二月、第五十六回帝國議會に於て關係法律案、豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せらるるに至つた。本事業は實施以來意外の好成績を示し、昭和十年度末に於て契約件數八十一萬四百一十一件、保險金額一億五千二十四萬餘圓を算して居る。之が昭和十年度に於ける成績は左の通りである。

一 事業成績

種 別	件 數	金 額	
		金額	圓
年度始現在契約	六五五、五〇九	一、二〇〇、〇一四	一〇
新 約	二三八、五五〇	四七、七七三	七六七
契 約	六、六一〇	一、一五五、三四一	
保險金支拂の事由發生したる契約	一四、七七八	二、八一三、〇一九	
其の他の事由に因り消滅したる契約	七五、四八〇	一五、八八六、〇七五	
年 度 末 現 在 契 約	八一〇、四一一	一五〇、二四二、四二五	
純 増 加 契 約	一五四、九〇二	三〇、二三〇、〇一五	
年 度 始 積 立 金		一五、五三七、九〇四	
收 入 保 險 料		八、八二七、八六五	
收 入 儲 蓄 利 息		七九〇、八三九	
雜 入 息		二六、〇四五	

支拂保險金	一、六四三、二六〇
支拂還付金	二八五、二三二
事業費	二、〇一二、二二六
年度末積立金	二一、二四一、九三四
合計	四、〇〇一、六四八

二 積立金の運用 本事業の積立金は朝鮮總督の管理する所にして、其の運用方法は規定に依り、特別に保険契約者に貸付くる場合の外國債にて保有するか又は預金部に預入することとなるが、此の預入額を限度として、之を朝鮮に於ける公共の利益の爲公共團體又は營利を目的とせざる法人若は組合に對して低利で融通し、資金の地方還元を圖つて居る。

昭和七年本資金の融通を開始してより、昭和十一年五月末日迄の融通總額は、昭和十一年度の融通内定のものを併せ一千四百九十四萬餘圓に上り、朝鮮に於ける教育、産業、交通及衛生等各方面に亘つて其の公共的又は社會政策的事業に貢獻するもの蓋し尠からざるものがある。昭和十一年五月末現在に於ける積立金放資狀況は左の通りである。

公共貸付額	一〇、六三一、四〇六	契約者貸付額	四〇四、七六二
地方債引受額	二、三三六、一一一	預金部預金額	六、八五九、四九五
國債保有額	一、〇一〇、一六〇	合計	二一、二四一、九三四

第二節 臺灣

第一道 路

古來臺灣の習慣として、官廳は殆んど道路施設に關與することなく、富豪等の篤志經營に委すべきものと看做され來つたが、明治二十八年我が工兵隊の手に依り南北縦貫の軍道を開鑿したのを嚆矢として、同三十三年には道路設備準則を定め、地方廳管内の住民に其の改修を奨励し、更に同三十八年以降内地の國府縣道に該當すべき重要道路約二千七百五十料を指定して改修せしが、現在此の指定道路は約三千三百四十八料に達して居る。指定道路の路面は最近に於ては大部分が有效幅員五米以上に擴張されしが、何分急造なる爲路面軟弱にして橋梁、暗渠等の構造物完備せず、今後の施設に俟たざるべからざるものが極めて多い。本島道路の根幹を成し、交通上多大の利便を與ふることを期待せられるものに基隆、屏東間四百六十一料七の縦貫道路がある。本道路は大正八年以來國費を以て改修に著手し、現在に於ては濁水、下淡水兩溪附近を除き自動車の交通可能となり、昭和十三年度末迄には濁水溪の大橋梁を除き全部の工事を完了する豫定である。昭和五年度には各州管内の指定道路の内重要な路線約一千二百八十三料を選定して、之を昭和十四年度迄に有效幅員九米に改修する國庫補助の州費事業を起せしが、本事業の開始に依つて本島の道路施設は急激に進展した。

尙道路と關係を有する自動車運輸事業は、昭和十年末に於て經營者百十九名、營業線路數三百五十六線、五千二百九十六料餘を算し、使用車數中乗用一千二百二十九臺、貨物九臺である。各年末に於ける道路の狀況は左の通りである。

道路状況

年次	種別			計
	三米六三未満	七米二七未満	七米二七以上	
昭和八年	七、四五二・一	四、八五五・二	二、七四八・四	一五、〇五五・七
同 九年	六、七四三・三	四、九三九・二	四、二二三・二	一五、九〇五・七
同 十年	六、九三七・六	五、一〇七・七	四、四五五・八	一六、五〇一・一

第二編 鐵道

一 國有鐵道 我が領有當時に於ては清國の敷設せる基隆、新竹間百杆の不完全なる鐵道ありしに過ぎざりしが、領有後著々鐵道敷設計畫を進め、先づ縱貫線の竣成に次いで幾多支線の開通となり、更に東部線の全通を見るに至つた。而して國有鐵道の概況を示せば左の通りである。

縱貫線 基隆、高雄間四百五杆九、明治三十二年起工、同四十二年開通、複線は大正八年四月臺北、基隆間が竣成せしが、將來之を縱貫線全線に及ぼす必要あり、昭和二年度より同十年度に至る繼續事業として臺北、竹南間及臺南、高雄間の工事に著手し、既に之が竣成を見た。
淡水線 臺北、淡水間二十三杆、縱貫線竣成前に開通。
潮州線 全長四十七杆、高雄、九曲堂間は縱貫線竣成前に開通、九曲堂、屏東間は大正元年十二月、屏東、溪州間は大正十二年十月開通。

臺東線 花蓮港、玉里間は大正六年十一月、玉里、里瑞間は同十五年三月開通し、一方大正十一年四月に私設の臺東、里瑞間を買収して茲に花蓮港、臺東間百七十三杆が完成した。
宜蘭線 基隆、蘇澳間九十八杆八、大正十三年十二月全通。
臺中線 竹南、王田間九十一杆四餘、元縱貫線として開通したが、大正十一年十月海岸線(阿風間)開通の結果之を縱貫線に編入し、本線を臺中線と改稱した。
集集線 二水、外車埕間二十九杆七、元私設にして昭和二年四月買収。
平溪線 三貂嶺、菁桐坑間十二杆九、元私設にして昭和四年七月買収。
阿里山鐵道 嘉義、眠月間八十七杆餘、大正元年十二月全通、是れは營林所所管の森林専用鐵道であるが、一部分は營業線である。

尙中央山脈に依つて阻隔されたる東部地方の文化及資源開發の爲、臺灣一周及横斷鐵道の建設は將來に残されたる問題である。而して國有鐵道の運輸狀況等は左の通りである。

國有鐵道營業狀況

年 度	營業杆		客 貨 物	客 車 收		雜 入	支 出	損 益
	(年度末)	乘 客		客 車	貨 車			
昭和八年度	八、三三三、二〇、九、九	五、〇六、七、七	七、四七、三、三	二、〇八、三、三	三、三三、三、三	八、三三、三、三	二、〇八、三、三	
同 九年度	八、三三八、四、三、七	五、〇六、七、七	七、四七、三、三	二、〇八、三、三	三、三三、三、三	八、三三、三、三	二、〇八、三、三	
同 十年度	八、三三〇、五、九、〇、三	六、三三、九、〇、三	九、五九、一、七〇、三	三、三三、三、三	三、三三、三、三	八、三三、三、三	二、〇八、三、三	

重要貨物輸送數量 (單位噸)

年度	石炭	砂糖	米	甘蔗	木材	肥料	薪炭	茶	樟腦油	煉瓦 土器類
昭和八年	1,036,119	3,480,033	7,307,130	101,775	3,774,214	4,915,513	3,112,111	1,862,020	10,865	87,345
昭和九年	1,036,664	7,410,666	9,554,477	1,243,300	3,100,713	5,331,084	3,668,698	3,011,916	11,890	118,855
昭和十年	1,116,119	9,411,557	8,011,642	1,816,699	3,815,577	5,411,400	3,377,777	3,000,000	11,318	116,660

總督府は臺灣に於ける鐵道、自動車相互の經濟的經營と其の統制連絡とを圖る目的を以て、大體國有鐵道併行線鐵道建設豫定線等に於ける乗合自動車事業は之を國營とするの方針を採り、昭和八年度に於て先づ北部基隆、新竹間及臺北、淡水間百三十三杆の兩路線、昭和九年に於て中部豐原、二水間及大甲南、王田間九十杆の路線、昭和十一年に於て南部嘉義、高雄間百二十五杆の路線に於て自動車營業を開始し、其の他は順次之が營業を開始するの豫定である。因みに昭和十年度に於ける自動車營業成績は、乗車人員五百七十一萬四千四百六十二人、收入百二萬四千八百八十三圓、支出七十二萬七千五百七十八圓である。

二 私設鐵道及軌道 私設鐵道は製糖業の勃興に伴ひ明治三十九年に始り、逐年發達して甘蔗輸送の副産物として幾多の營業線を生じ、官鐵と相俟つて産業の開發に資して居る。大部分輕便用の〇・七二六米軌間で、官鐵と連絡し得るのは極めて一小部分に過ぎぬ。近來乗合自動車の勃興が官私鐵道の收入に影響するに促されて、昭和六年十一月より兩者の連絡運輸を實施して居る。而して私設鐵道の運輸狀況は左の通りである。

私設鐵道營業狀況

年次	營業料		旅客		貨物		收入		計
	料	額	人	噸	噸	圓	圓		
昭和八年	503,666	2,908,868	74,917	4,515,995	1,236,000	5,751,995	2,135,443	7,887,438	
昭和九年	504,455	3,189,265	78,633	5,199,955	1,892,859	7,092,814	2,371,111	9,463,925	
昭和十年	505,000	3,187,833	79,704	5,566,111	2,111,195	7,677,306	2,870,000	10,547,306	

私設軌道(所謂トロ)は手押の臺車に過ぎざるも、明治四十二年より到る所之が敷設を見、道路の不完全なる地方に於ては重要な交通補助機關として利用せられて居る。昭和十年末の營業料數は一千二百十八杆三に及んで居る。

三 民營乗合自動車 臺灣に於ける乗合自動車事業(除官設)は、昭和十年末現在に於て路線杆程四千八百八十九杆、乗合自動車數一千六輛にして鐵道、軌道と鼎立して重要な公共交通機關となり尙發展の途上にある。

第三 海 事

一 海運 我が領有前に於ける海運は英商グラス汽船會社が獨占し、淡水と安平とを起點として南支那との航海に當つて來たが、領有後總督府は海運助成の方針を樹て、大阪商船、日本郵船の二會社に毎年度補助金を與へ、内地及支那大陸方面に定期航海を開設せしめたる爲、外國船は終に廢航の已むなきに至つた。爾來港灣の修築、貿易の發展に伴ひ既設命令航路の整備改善、南洋方面命令航路の新設、自由航路の開始等あり、本島海運も亦漸く活況を呈せんとして居る。

昭和十一年度に於ける總督府命令航路は左の如く、其の補助金總額は百四十四萬六千五百圓である。

名 稱 區 間

航海年回數

就航船數

同總噸數

名 稱	區 間	航海年回數	就航船數	同總噸數
沿岸航路				
東沿岸線(基隆、高雄間)		七二	二	三、〇〇〇
高雄 馬公線		一五六	一	七〇〇
基隆 神戶線		一五〇	六	四八、〇〇〇
高雄 東京線		九〇	六	一五、〇〇〇
内國航路				
高雄 東京線附屬線		二四	二	五、〇〇〇
高雄 仁川線		二四	二	四、〇〇〇
高雄 清津線		一一	一	二、〇〇〇
基隆 香港線		四八	二	三、〇〇〇
高雄 廣東線		二四	一	一、五〇〇
基隆 廈門線		三六	一	一、五〇〇
高雄 上海線		三六	二	四、〇〇〇
高雄 天津線		二四	二	四、〇〇〇
高雄 大連線		三六	二	四、〇〇〇
基隆 爪哇線		一一	二	六、〇〇〇
基隆 比律賓線		二四	三	九、〇〇〇
外國航路				
歐洲航路基隆寄港		二四	一	九、〇〇〇

前記各航路の主なる經營者は大阪商船株式會社、近海郵船株式會社、日本郵船株式會社、大連汽船株式會社、南洋

海運株式會社等である。

尙海事制度としては從來律令を以て定めたる臺灣船籍規則、臺灣汽船検査規則、臺灣汽船職員規則、臺灣汽船職員懲戒規則等に依つたが、海運の發展に伴つて種々の不便を生じ、法制統一の必要叫ばれるに至れる爲、相當の考慮を加へ、船舶法、船舶検査法、船舶職員法及海員懲戒法を施行するを適當とするに至り、又船舶滿載吃水線、船舶無線電信、船員及水路嚮導に關しては從來律令の規定を缺きたるも、是れ亦臺灣海運の現狀に照らし此の際併せて船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法、船員法、船員最低年齢法及水先法を施行するを適當と認め、數年來之が施行方手續中のところ、昭和六年十一月九日勅令第二百七十三號海事諸法臺灣施行令を以て之が公布を見、附屬法令の完備を俟つて昭和八年五月二十五日より施行せらるるに至り、茲に海事諸法規は初めて内臺共通となるに至つた。更に尙昭和四年及同五年に夫々成立したる、海上に於ける人命の安全の爲の國際條約及國際滿載吃水線條約は、漸次重要海運國に於て之を採用するに至り、我國に於ても亦之を採用することとなり、此の條約の要求に應ずる爲、從來の船舶検査法、船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法を廢止し、新に船舶安全法を制定せらるるに至つた。臺灣に於ては前記廢止の三法律は、海事諸法臺灣施行令に依り施行せられて居たが、之に代り制定せられたる船舶安全法は當然之を施行することとなり、昭和九年二月勅令第十四號を以て、海事諸法臺灣施行令中改正の件及府令第三號を以て船舶安全法施行に關する件公布せられ、昭和九年三月一日内地と同時に施行するに至つた。而して昭和十年末現在に於ける船舶、船員等の狀況は左の如くである。

在籍船舶

汽船	帆船	汽船	帆船	汽船	帆船	計
船數	噸數	船數	噸數	船數	噸數	噸數
一三五	九、七四八	五七	三、六六一	一九二	一三、四〇九	

船員手帳受有者

内地	本島	朝鮮	其他	計
一、九〇一	六八六	一八五	四〇	二、八一二

海技免狀受有者

内	地	人	本	島	人	其	他	計
甲板部	機關部	甲板部	機關部	甲板部	機關部	其他	計	
三五七	三四四	一一〇	一一三	一	一〇		九五五	

救命艇手適任證書受有者

内	地	人	本	島	人	其	他	計
六〇五		一三		一一			六三〇	

二 港灣及航路擴張 臺灣は海岸線單調にして自然の良港と目すべきもの極めて少く、其の缺陷を補ふ爲計畫されたる工事中主なるものに基隆、高雄、花蓮港の築港、蘇澳、新港の漁港修築等がある。

基隆港 臺灣と内地とを連絡する最も重要な港である。領臺當時は何等の設備なく、明治三十二年初めて築港計畫を樹て多少の設備を爲し、次いで同三十九年擴張計畫を樹て、大正元年、同九年、昭和四年及同十年に豫算を追加して工事を進め、爲に港灣の面目一新せるに至つた。當港の修築に著手してより昭和十年迄に支出したる經費の總額は約三千三百七十八萬圓に上つて居る。昭和四年度より新に豫算總額一千三百三十二萬圓を以て昭和十年迄の繼續事業として擴張工事を起し、昭和十年度より更に豫算總額七百七十九萬餘圓を追加して昭和十八年度迄の繼續事業に改め、目下施行中である。之が完成の際に於ては、港内に三千噸級以上の汽船を同時に四十隻收容し得ることとなる。現在の岸壁荷役能力は二百八十萬噸であつて、此の能力は今後も増加しない。

高雄港 南部第一の港で灣形良港であるが水深の浅き缺點がある。明治四十一年初めて修築工事を起し大正元年度、同十五年度、昭和四年度及同九年度に豫算を追加し、工費總額三千四百五十五萬餘圓に上り、昭和十年度迄に支出したる經費は二千九百三十四萬圓に達して居る。昭和十二年度完成の上は岸壁荷役能力百萬噸、一萬噸級汽船の出入を可能ならしめ、三千噸級以上の汽船を同時に二十六隻繋留し得ることとなる。

花蓮港 東部臺灣に一の商港を設ける計畫の下に、昭和六年度より修築に著手したものである。豫算總額七百九十九萬四千圓を以て、昭和十四年度迄の繼續事業として目下施行中である。現在では汽船の繋留、荷役は不能なるも、工事完成の際に於ては汽船同時繋船能力は三千噸級型三隻、荷役能力は二十萬噸となる。

蘇澳漁港 臺灣北部魚場の中心地に近く、漁港として最適の位置を占めて居る。大正十年度工費六十六萬餘圓を以て修築計畫を樹て、大正十二年に至り完成したが、更に大正十四年に工費一萬四千餘圓を以て暗礁の除去等を行ひ、漁港としての施設略々備はるに至つた。

新港漁場 臺灣東部の漁場に近く、工費其の他の修築條件が東部臺灣の海岸中最良なりし爲修築に著手したのである。昭和四年度に起工し同七年に完成した。其の工費は八十四萬餘圓、同時收容可能漁船數は大型約四十隻である。

次に航路標識は我が領有當時に於ては何等見るべきものも無かりしが、昭和十年度末現在に於ける概況は左の通りである。

燈臺	燈臺	導燈	燈標	標	掛燈浮標	導標	浮標	霧砲	計
二二	五	一	三	五	一	五	五	四七	

第四通 信

臺灣の通信事業は領有當時の野戦組織のものを總督府に移管して以來、明治三十三年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、電信法、同三十八年に郵便貯金法、大正四年に無線電信法が孰れも施行せられ、漸次發達して今日に至つて居る。

一 郵便 昭和十年度末に於ける郵便局所の數は百八十四（郵便事務を取扱はざる出張所一を除く）、郵便線路は道路八百二十三杆、鐵道一千三百七十杆、航空路一千六百十杆、水路九千九百六十一裡に及んで居る。而して昭和六年十月内地臺灣間に郵便試験飛行を、昭和九年七月定期航空準備飛行を實施し、極めて優秀なる成績を収め得たるを以て、昭和十一年一月より定期航空を開設し、旅客及郵便物の航空輸送を行つて居る。郵便物數は左の通りである。

郵便物數

年 度	通 常 郵		小 包 郵	
	引 受	配 達	引 受	配 達
昭和八年度	五,七七,九三三	五,八八,三三三	三,四一,八〇〇	三,四一,八〇〇
同 九年度	七,八二,二〇〇	七,〇八,一三三	三,七〇,〇〇〇	三,七〇,〇〇〇
同 十年度	八,九〇,七〇〇	一〇〇,九〇,二〇〇	三,九〇,〇〇〇	三,九〇,〇〇〇

二 電信 我が領有當時既に南北都市の電信連絡、對岸福州及澎湖島への海底線ありしが、殆んど破壊されて用を爲さず、現在の線路は凡て其の後總督府の新設に係るものである。昭和十年度末に於ける電信取扱局所二百六（外に船舶内無線電信取扱所七）、陸上線百二十二萬五千四百九十米、架空ケーブル線二萬九千二百五十六米、地下ケーブル線七十一米、海底線六萬七千九百八十九米（本島、澎湖島間）で島内に普く行き亘つて居る。又内地との間には臺北、那覇間一線、臺北、長崎間に二線の海底線があり、中華民國發著の外國電報は臺北、川石山間海底線に依つて取扱はれ、同線は明治三十二年一月清國より買収したもにして、同年十一月萬國電信條約に依る國際線となつた。其の他昭和五年十月に臺北、香港間無線、昭和七年三月臺北、マニラ間に無線開通し、本島と南支、南洋間の通信を取扱ふこととなつた。

次に無線電信は明治四十三年九月富貴角に無線電信局を設け、翌月一般公衆通信の取扱を開始せるを嚆矢とする。現在基隆及鶯鑾鼻に夫々無線電信局があり、又鳳山、馬公に海軍無線電信所がある外、澎湖、臺南兩郵便局所間の短波無線電信、花蓮港、臺東兩郵便局所間の無線電信の設備があり、是等施設に依つて内臺、沿岸、外國諸航路の

安全を期し、兼ねて有線電信不通の際には補助機關として利用されて居る。又内臺間海底線の不足を補ひ、内臺間無線連絡を計る爲昭和三年一月宜蘭無線線竣工し、次いで十月臺北無線（板橋送信、淡水受信）の竣工を見るに至つた。

電信取扱数

年 度	發 信		著 信	
	本島人に係るもの	再掲	本島人に係るもの	再掲
昭和八年度	一、五三四、三九八	一、六一九、〇六一	二九八、〇二〇	三五〇、五五六
同 九 年 度	一、六七一、六三八	一、七二七、八九四	三三八、三三八	四四〇、二〇九
同 十 年 度	一、九〇二、三二〇	一、九九三、六五二	三八四、一二〇	四五三、二七六

三 電話 臺灣の電話は明治三十年三月澎湖島守備隊各部相互間及澎湖島郵便電信局媽宮、西嶼燈臺間に開通したるを嚆矢とし、一般に普及せしは同三十三年、總督府電話交換局官制發布せられ七月業務を開始せし以後のことである。昭和十年度末に於て交換のみ取扱局所は一、交換及通話取扱局所は百十四、通話のみ取扱局所は五十九、普通及特殊公衆電話は三十四、線路三百七十三萬四千八百米に達し、加入者は左の如く増加して居る。

年 度	人 員	
	本島人に係るもの	再掲
昭和八年度末	一五、八一四人	四、八二三人
同 九 年 度 末	一六、一八四人	五、〇六一人

同 十 年 度 末

一六、八〇〇

五、一八三

尙内臺間無線通話は本島通信事業上の一異彩として其の實現を期待せられ居りしが、愈々昭和九年六月二十日より之が開始を見た。通信區域は現在内地側は青森、仙臺、東京、大阪、神戸、廣島、福岡、長崎、鹿児島等百六十餘地に及ぶも、臺灣側は臺北、基隆、臺南、高雄等八地域に限られて居る。一通話時の料金は總て均一にして、普通通話料六圓、至急通話料は十二圓である。

臺灣に於ける放送無線電話は大正十五年一月初めて之が聴取を許可し、當初は内地、上海、マニラ等の放送局より不完全なる傍受を爲し居りしが、昭和三年十一月交通局遞信部内に無線放送實驗室を設け、一キロワットの放送機を設置して十二月より各種の放送を行ふこととなつた。其の後昭和四年度に十キロ放送施設の計畫を樹て、昭和六年二月一日より之が放送を開始することとなり、同時に一キロ實驗放送は廢止せられしも、其の後更に臺南市及臺中市に一キロ放送局の實現を見、臺南放送局は昭和七年四月一日より、臺中放送局は昭和十年五月十一日より之が放送を開始した。昭和十年度末に於ける聴取者数は二萬三千二十四人に達して居る。

四 郵便爲替及郵便貯金 郵便爲替及郵便貯金の概況は左の通りである。

郵便爲替

年 度	振 出		拂 渡		本島人に係るもの		再掲	
	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額
昭和八年度	一、〇八一、一七五	二八、〇七五、四〇〇	五、〇一〇、五九七	一、五七五、七五〇	三、〇〇、八八〇	八、九四三、三三八	三、五五、三三八	六、〇〇一、〇九〇

郵便貯金

年 度	預入人員	預金額	本島人に係る分再掲額	
			人	金額
昭和八年度末	五一一、四八二	一九、二〇七、三二九	二八二、四五八	三、七〇四、四六五
同九年度末	五四四、九八三	二一、三六七、〇〇七	三〇一、六八二	四、二八四、〇八七
同十年度末	五七四、四二三	二三、六八二、二九七	三一六、四七三	四、九二〇、五一六

振替貯金

年 度	拂込		口座加入者年度末現在		本島人に係る分再掲額	
	口数	金額	人員	金額	人員	金額
昭和八年度	三、三六、一四七	七、九〇、七〇〇	五、〇八	七、七、五五五	三、七、七三三	一、〇三、〇七〇
同九年度	三、八〇、三〇〇	九、五、四二八	五、四二	八、四、九二五	三、七、九一四	一、〇三、〇七〇
同十年度	四、三七、八三三	一〇、一一、三三三	五、八七	九、〇、九二六	四、三、四八四	一、八七三

五 簡易生命保険及郵便年金 簡易生命保険及郵便年金は共に昭和二年十月より振替貯金の媒介に依り開始せられた。成績は左の如くである。簡易生命保険、郵便年金積立金の公共の利益に運用せられ居るものは、昭和十年度末に於

て百九十三件、八百二十九萬二千三百六圓である。臺灣に於て特筆すべき點は、臺灣人は各種統計の示すところにより、内地人に比し危険率大なるに拘らず之を平等に取扱つて居ることである。其の概況は左の通りである。

簡易生命保険

年 度	契約件数	保険金額	本島人に係る分再掲額	
			契約件数	保険金額
昭和八年度末	二三三、九六六	五四、五九〇、七一	一七四、一三三	四一、〇四九、六三三
同九年度末	二七五、七九一	六四、六四一、九七九	二〇七、六〇二	四九、〇三六、〇五三
同十年度末	三一六、七二五	七四、三〇四、〇一八	二四四、二二八	五八、〇九一、一五九

郵便年金

年 度	契約件数	年金額	本島人に係る分再掲額	
			契約件数	年金額
昭和八年度末	九一〇	七七、二五九	五二	六、五四〇
同九年度末	九〇一	八一、七四七	五四	六、七二〇
同十年度末	九一〇	八五、二六二	五〇	六、二四〇

第三節 樺太

第一道 路

露領時代に於て道路として稍々見るべきものは、大泊より東海岸に沿ひ北樺太に至る粗悪なる幹線道路及二、三小道路ありしに過ぎず、領有以來之が施設改善に創始的努力を要した。現在の道路網は東西兩海岸の縦貫線と、之を連結する横断線とを幹線とし、樞要地を連絡する支線と、農村植民部落を連絡する農耕道路とより成り、主要道路（幹線道路）の延長は一千五百九十八杆一に達して居る。概況は左の通りである。

東部縦貫幹線 大泊に起り豊原を過ぎ榮濱より海岸を北上して國境に至る延長四百三十五杆餘、遠く露領アレキサンドルフスクに達する最重要なものである。幅員は概ね五米五乃至七米三である。

西部縦貫幹線 樺太の最南端より西海岸に沿うて國境に至る延長五百十杆五、更に北走すればアレキサンドルフスクに達する。名好、白主間四百杆餘は既に竣成して幅員三米六乃至五米五である。其の内泊居、久春内及本斗、白主間には乗合馬車があり、夏季は乗合自動車をも運轉する。

横断線 豊原、眞岡間（延長七十四杆六、幅員四米五）及眞縫、久春内間（延長二十九杆七、幅員五米五）の二線があり、共に乗合馬車を通じ、夏季は乗合自動車をも通ずる。

第二道 道

一 國有鐵道 樺太の鐵道は軍政時代に於て、明治三十九年九月軍需品輸送の爲陸軍鐵道大隊の敷設したる楠溪町、豊原間の輕便鐵道に初まる。樺太廳は之に改善を加へると共に新線敷設を進め、現在延長三百四十二杆九に達する。

内譯は左の通りである。

東海岸線 大泊、榮濱間九十六杆九にして、是れは前記陸軍の輕便鐵道を大泊に延長して同四十三年十一月改築し、同四十四年十二月榮濱迄延長し、尙昭和三年八月大泊突堤竣功に伴ひ大泊港迄延長。

川土線 本線は小沼驛より川上炭山に至る二十一杆九にして、大正十一年一月全通。

豊原線 豊原より眞岡の西南、手井に至る八十三杆八にして、昭和三年九月全通。

西海岸線 本斗、泊居間百四十杆三にして、昭和五年十一月全通。

樺太の國有鐵道は從來概して缺損續きであつたが、近來開發の進展、人口の増加に伴ひ漸次收支の均衡を得るに至つた。尙樺太に於ては其の地形上東西の縦貫線の完成と、之を連絡する數箇の横断線とが必要とせられて居る。國有鐵道の營業狀況等左の通りである。

國有鐵道營業狀況（△印は缺損）

年 度	營業杆	乘 客	貨 物	客 車	貨 車	其 他	入 計	支 出	損 益
昭和八年度	5,333	1,000,433	5,553,333	△5,010,110	1,137,829	7,548	2,258,110	2,258,110	104,221
同 九年度	5,333	1,200,333	9,666,666	9,777,777	1,137,829	11,378	2,258,110	2,258,110	104,221
同 十年度	5,333	1,700,166	9,666,666	1,010,110	1,137,829	9,666	2,258,110	2,258,110	113,782

重要貨物輸送數量（單位疏）

年 度	米	木 材	機 材	薪 炭	石 炭	砂 利	牧 草	パ ル プ	洋 紙
昭和八年度	三三,六八八	一三三,〇四八	六,三三三	三三,九四四	三三,五二四	三三,一七〇	四,五五五	六,一七七	五,六二二
同 九年度	三三,六八八	一三三,〇四八	九,六六七	三三,五二四	三三,五二四	三三,一七〇	三,三三七	五,一四二	五,六二二
同 十年度	三三,〇三三	一三三,〇四八	九,八八三	一七,三三八	三三,〇三三	三三,一七〇	四,〇三七	五,六二二	五,六二二

二 私設鐵道 地方鐵道の營業免許を與へたるものは左の三線にして、樺太廳は拓殖の進展、地方開發の緊要に鑑み樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社に對しては、樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付して居る。其の概況は左の通りである。

樺太鐵道株式會社 資本金二千萬圓、落合、敷香間二百四十五軒五の中落合、知取間百七十軒五は昭和二年十一月、知取、南新間三十二軒は昭和五年十一月、南新間、敷香間四十三軒は昭和十一年八月開通。
南樺鐵道株式會社 資本金百二十萬圓、新場、留多加間十八軒六は大正十五年十月開通。
南樺太炭礦鐵道株式會社 資本金四百萬圓、本斗、内幌炭山間十六軒三は昭和六年十二月開通。

私設鐵道營業狀況

年 度	營業料	乗 客	貨 物	收 入		
				旅 客	貨 物	其 他
昭和八年度	三九,〇〇〇	二九,〇〇〇	三三,三三三	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 九年度	三九,〇〇〇	二九,〇〇〇	三三,三三三	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 十年度	三九,〇〇〇	二九,〇〇〇	三三,三三三	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇

第三編 海 事

一 海運 樺太の海運は大正十二年、鐵道省經營の稚泊連絡線の開始以來急速の進歩を爲し、同十三年には稚斗連絡、同十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間との船車連絡が開始せられて益々發達した。樺太廳命令航路は左の通りであつて、昭和十年度の補助金總額は三十四萬三千圓である。

沿岸航路

名 稱	區 間	航海回数	期 間	船 數	總 噸 數
東	大泊、敷香間	一八	同 至 自 五 月 十 月	一	六六九
	敷香、能登間	七〇	同 至 自 四 月 十 月	二	四六
西	敷香、遠内間	一八	同 至 自 四 月 十 月	一	四六
	眞岡、安別間	四五	同 至 自 四 月 十 月	二	四七二
内 線	本斗、自主間	七〇	同 至 自 四 月 十 月	二	一六
	惠須取、安別間	八〇	同 至 自 四 月 十 月	一	一九
大 泊	西能登呂間	七〇	同 至 自 四 月 十 月	一	九三
	札塔間	七〇	同 至 自 四 月 十 月	一	九八
同 十 年 度					四〇七

内地北海道航路

大阪線	大阪、敷香間	一二	自十一月	二	四、四九九
	大阪、真岡間	一四	同	二	五、九三四
	大阪、大泊間	一四	同	二	六、八六三
教賀線	教賀、大泊間	二〇	自十二月 至三月	一	二、一六二
伏木線	伏木、敷香間	一六	同	二	三、六〇八
雄基線	雄基、敷香間	一六	同	二	三、八七七
東海岸線	函館、能登間	一一	自十一月	一	二、四五一
	小樽、敷香間	三〇	同	一	二、二〇九
西海岸線	函館、安別間	二八	自十一月	二	一、二四四
	小樽、恵須取間	四〇	同	二	二、〇二四
	小樽、泊居間	一一	自十二月 至三月	一	四、六九六
稚斗連絡線	稚内、本斗間	全隔日	同	一	一、八四三

前記各航路の主なる經營者は北日本汽船株式會社、樺太郵船株式會社、近海郵船株式會社、川崎汽船株式會社及本
斗海陸運輸株式會社等である。
樺太内地間の鐵道連絡には左の諸線がある。
鐵道連絡線 汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航する。

樺太命令航路 是れは右に述べた稚内、本斗線にして、受命會社は北日本汽船株式會社である。
選信省命令航路 汽船二隻を以て函館を起點として青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回、十二
月より翌年三月迄二十四回往復する。

露領方面への連絡としては、從來夏季に於て數回選信省の命令航路がアレキサンドルフスク迄延航して居る。
昭和十年に於ける出入船舶は入港汽船一萬七千七百二十七隻、七百七十六噸、帆船三百四十七隻、六千四百
三十一噸である。
樺太に於ける海事制度は、海上衝突豫防法及船舶法が施行せられるのみで、其の他海事に關する法規を缺き船籍港
もない。

二 港灣及航路擴張 海岸線は單調で天然の良港に乏しいが、大泊、本斗、真岡の三港を築港し、外に沿海航行の小
汽船及漁船の爲樞要地十數箇所に入調を築設してある。

大泊港 樺太の門戸を成し亞庭灣内に在る。露領當時の施設は見るべきもの無く、明治四十四年に約五十萬圓を投
じ、次いで大正九年度起工繼續工事の計畫を樹て、總工費五百八十七萬四千圓を以て昭和三年度に竣成した。突堤
延長一公里餘、三千噸級二隻及二千噸級二隻を繋留するを得、五百七十米の假防波堤を以て船入調十三萬九千八百
平方米を被覆し、三十萬七千平方米を埋築した。

真岡港 西海岸に於ける交通及産業の中心地である。港灣の施設として大正元年初めて六千九百三十四平方米の船
入調を設け、其の後大正十年度に築港工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和二年度に竣成し、一千噸級四隻を
繋留し得べき水深五米、面積二萬八千九百二十六平方米の濕船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の

背部に接して水深二・七米、面積九千二百五十六平方メートルの船入洞を設け、海面十萬五千七百餘平方メートルを埋築した。本斗港 西海岸南部の要地を占め樺太唯一の不凍港である。大正五年度に繼續工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和元年度に竣功した。北防波堤七百七十六米、埋築十二萬二千三百四十四平方メートル、船入洞一萬六千九百餘平方メートル、既成防波堤内港域十六萬餘平方メートル、水深五米乃至九米に浚渫して一千噸級四隻を繋留し得る。昭和二年度には繋船棧橋を築設した。

航路標識は選信省の所管に屬し、昭和十一年末現在に於て燈臺八、導竿四、導燈二、燈標一三、畫標一及霧信號四の施設あるも、尙幾多燈臺建設の必要を認めて目下調査中である。

第四 驛 運

樺太は人口稀薄、然かも交通機關不完全にして僻陬の地方は交通甚だ不便なりし爲、之を補ふ爲明治三十八年七月驛運制度を樹てて必要の箇所に驛運を設置し、旅行者の宿泊、人馬の供給、郵便物の繼立等に備へることとした。爾來諸般の事情を斟酌して適當に普遍せしめ地方交通の便に供して居る。昭和十年末現在に於ける數は四十四である。

第五 通 信

通信事業は領有當時の野戰組織のものを樺太廳が承繼して以來、明治四十年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、大正四年に無線電信法が施行せられて今日に至つて居る。

一 郵便 昭和十年度末現在に於ける郵便局數は八十一、郵便線路は道路九百九十三軒、鐵道五百八十七軒、水路一

千八百十六軒に達し、郵便物數は左の如くである。向日蘇間の通常郵便物交換は、昭和二年二月以降冬期に限り國境半田に於て行はれて居るが、小包郵便に付ても昭和六年十一月小包郵便約定締結の結果、昭和七年冬期より直接交換の行はるる筈なりしも、未だ實施に至らな。

郵便物數

年 度	引 通		配 郵		引 小		配 郵	
	受	常	配	便	引	受	配	便
昭和八年度	一九、七五四	〇、二二二	二八、四〇九	九、九九七	二〇二	八五〇	五〇六	一一一
同 九年度	一九、九六一	八、二二二	二八、三一八	一、六三三	二二二	四二五	五八八	二六九
同 十年度	二二、三六二	九、七七一	二九、四二三	〇、二二二	二四八	〇、四一	六二六	三三三

二 電信及電話 樺太特有の現象として冬期は風雪の襲來、沿岸の結氷等の爲交通杜絶することが少くない。従つて電信の利用は極めて盛んにして、通信機關中最も長足の進歩を示して居る。昭和十年度末現在に於ける電信取扱所數は九十にして、郵便局中電信事務を取扱はざるものは一箇所あるに過ぎない。線條は陸上五千四百六十八軒、海底四百四十二軒である。内地との連絡は豊原、札幌間二回線及眞岡、小樽間一回線があり、露領樺太との連絡は豊原、眞岡よりアレキサンドルフスクに通ずるもの二回線、數香よりオーノルに通ずるもの一回線がある。

内地連絡有線電信の故障に備へる爲、大正十年八月大泊に無線電信局を設け、平時は主として船舶の交信に使用し居たりしが、更に夏季の通信幅狭に備へる爲、最近豊原郵便局に短波長無線電信を裝置し、昭和六年八月より之が通信を開始した。電報取扱通數は左の通りである。

電信取扱数

年 度	發 信	著 信
昭和八年度	八八六、二九六	八五七、九六四
同九年度	九一六、一八五	八七〇、四七〇
同十年度	九〇五、二三一	八七八、二九四

電話も逐年發達し、昭和十年末に於て交換局二十九、通話局七十八、公衆電話三十四、線條六千六百三十二軒に達し、昭和十年度末現在の加入者数は五千五百三十八に達して居る。

尙内地との電話連絡は昭和四年の春より計畫せられ居たりしが、昭和九年十二月十二日に至りて漸く之が開通を見、内鮮、内臺電話連絡と相俟つて内外地電話連絡の充實に寄與する所大なるものがあつた。通話區域は内地側は通話疎通の關係より東京以北に限られて居るが、通話區域は全體として約五百五十の廣範圍に亘つて居る。

三 郵便爲替及郵便貯金 樺太に於ては金融機關の普及未だ完からず、預金及送金の大部分は郵便局を媒介とする。其の概況は左の通りである。

郵便爲替

年 度	口 振 數	金 出 額	口 拂 數	金 渡 額
昭和八年度	四五九、八八九	一四、一〇四、四八二	二二二、六〇〇	九、一二八、五四七

郵便貯金

年 度	口 預 數	金 入 額	口 拂 數	金 戻 額
同九年度	五二〇、〇六七	一六、二五八、二二八	二三九、二〇五	九、三八五、八五六
同十年度	五四五、二二七	一五、八六八、六七七	二五八、九八三	九、〇八二、二九〇

爲替貯金

年 度	口 預 數	金 入 額	口 拂 數	金 戻 額
昭和八年度	三九七、〇一一	九、二六二、四五一	一六七、三九七	八、二三六、三七九
同九年度	四三四、五七二	一〇、四一四、八五四	一八九、六三七	九、七六六、八一六
同十年度	四七六、二四八	一〇、六九五、五〇一	二〇六、四四一	一〇、一六五、〇九五

年 度	口 拂 數	金 込 額	口 拂 數	金 渡 額
昭和八年度	二七八、〇〇八	六、六五三、一九五	一〇、二八五	二、七九六、六二九
同九年度	三二〇、八五九	七、八四八、九三三	一二、〇三七	三、六九四、三三一
同十年度	三四二、八〇八	八、〇六九、三二五	一一、九三八	二、八六九、四四四

(備考) 樺太に於ては未だ加入口座の開設を見ない

四 簡易生命保険及郵便年金 簡易生命保険は大正十五年十月より、郵便年金は昭和三年十月より、小兒保険は昭和

六年十月一日より孰れも郵便振替貯金を媒介として取扱ふこととなり、實施後日尙淺きに拘らず著しく發達した。簡易生命保険積立金の公共の利益に運用されたものは五十九件、百四十四萬八千五百圓に達して居る。其の概況は左の通りである。

簡易生命保険

年 度	契 約 件 数	保 料	保 險 金 額
昭 和 八 年 度	七三、三〇四	八六、六五八	一五、六四九、二〇六
同 九 年 度	八七、六四五	一〇二、五四八	一八、二五〇、〇二九
同 十 年 度	一〇〇、八七一	一一六、〇五九	二〇、六二一、九三三

郵便年金

年 度	契 約 件 数	掛 金 額	年 金 額
昭 和 八 年 度	四五三	一二七、九九〇	六九、一八五
同 九 年 度	五一〇	一五七、三三五	七七、五一七
同 十 年 度	五五八	一八五、二六四	八二、八七八

第四節 南洋群島

第一道路及鐵道

南洋群島に於ける道路は從來各島共不完全にして、主要島中本支廳所在地附近の外は、僅かに島民の通行を目的とする通路があるに過ぎず、爲に南洋廳開設以來銳意之が施設改善を圖り來りしも、未だ充分なりとするを得ない。昭和十年末現在に於ける道路の延長は五百八杆にして、内四米未滿のもの四百十五杆、七米未滿のもの七十一杆、七米以上のもの二十二杆である。

南洋群島には鐵道無く、軌道も亦一般交通用として敷設されたるもの無く、僅かに官有としてはアンガウル島に於ける燐礦運搬用のもの十二哩と、私設なるサイパン島テニアン島に於ける南洋興發株式會社の事業用のもの約九十三哩があるのみである。

第二海運

一 海運 南洋群島に於ける海岸及近距離の交通は土民のカヌーを利用して居る。南洋廳命令航路は左の如くにして、是れは群島の交通大系を成すと同時に、唯一の郵便線を成して居る。昭和十年度補助總額は六十九萬一千二百八十七圓である。

離島間連絡航路 各支廳所在地を中心として附近離島間を航海する。其の概況は左の通りである。

名 稱	航海年回数	船 數	總 噸 數	備 考
マリアナ群島線	一七	一	一九五	

ヤップ、パラオ離島線	八	一	一九九	本線は更に濠洲委任統治地ケビアン、ラパウル、ニユーギニア、サルモアに至る。本線は更に英領ギルバート島に至る。
ボナベ、離島線	四	一	四六八	
マーシャル群島線	七	二	七四五	

環礁内航路 小巡航船を以て各島間を巡航する。其の概況は左の通りである。

名	稱	航海年回数	船数	名	稱	航海年回数	船数
パラオ諸島巡航線		二二八	二	コロール、ガルドック線		一八二	一
コロール、アイライ線		六四八	一	ボナベ巡航線		一三二	一
コロール、ガルミスカン線		三〇〇	一	トラック諸島巡航線		一九八	一

内地、群島間連絡航路 孰れも神戸を起點とし門司、横濱を経て連絡して居る。其の概況は左の通りである。

名	稱	経路	航海年回数	船数	總噸數	神戸よりの往復航程及日數
東廻線		サイバン、トラック、ボナベ、クサイ、ヤルト	六	二	五、八三七	七、一六八 <small>日</small>
西廻線		サイバン、テニアン、ヤツブ、バラオ、蘭領メナード、米領ダバオ(復航)	二〇	四	一八、六一五	六、九八三
東西連絡線		バラオ、トラック、ボナベ、クサイ、ヤルト	一〇	三	一一、三一五	九、一九四

サイバン線	{八丈島、二見、サイバン、テニアン、ロダ}	二四	七	二六、六〇五	三、七四八	二七
-------	-----------------------	----	---	--------	-------	----

前記各航路の主なる經營者は日本郵船株式会社、南洋貿易株式会社、バラオ運送組合等である。昭和十年中に於ける貿易出入船舶は汽船九百四十隻、三百三十八萬六千五百八噸、帆船三百五十三隻、八萬五千三百二十噸である。

南洋群島には船舶法其他内地に於ける海事諸法令が行はれず、又之に準ずる法規もなく船籍港も無い。

二 港灣及航路標識 南洋群島に於ては海上の交通が主要なる爲、港灣の施設は最も緊要である。島嶼は概ね環礁を以て天然の防波堤を形成し、陸岸附近も亦相當の水深あり、各港共六千噸級船舶の出入にはさまで困難を感ぜぬが、縁礁が陸地の四周に發達して居る爲、船舶の碇泊には相當程度の人工施設を加へる必要がある。仍て大正十五年度より繼續事業として、サイバン島タナバク灣の修築工事に著手し、昭和七年度に於て總工費百七萬三千三百餘圓を以て第一期工事の完成を見たので、海陸連絡の便を計る爲昭和八年度より棧橋新設工事に著手し、昭和十年度末竣功した。

又バラオ島コロールに於ては航路短縮の爲、昭和二年度より四箇年の繼續事業として岩山開鑿工事に著手し、昭和五年度に工費十萬六千九百餘圓を以て竣功したので、更に引續き昭和九年度に於て水道の幅員擴張工事に著手し、昭和十年度末竣功し、尙バラオ港修築の計畫を樹て、總工費二百六十七萬五千五百六十一圓を以て昭和十一年度より著手した。

本群島は海面廣大にして且つ各島附近には暗礁多く、航路標識の必要特に大であるに拘らず、現在の施設として

燈臺二、挂燈浮標一、浮標二十、繫船浮標八、立標七十六、導標五、陸標二を有するに過ぎない。

第三通 信

獨逸は太平洋通信權の確立を圖り、千九百六年（明治三十九年）ヤップ島を中心として北は上海及グアムに、南はセレス島メナードに海底電線を敷設したる外、千九百十三年（大正二年）同島に大規模の無線電信を建設せしが、大戦中無線電信は破壊せられ、海底電線は我國に占領された。我國の施設は海軍占領當時軍用郵便所及軍用無線電信所の設置に端を發し、南洋廳開設と共に全部移管せられて今日に至つて居る。大正十一年より郵便電信の業務に關しては郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、無線電信法等に依ることとなり、大體内地と同一の取扱となりしも尙一定範圍の制限が存する。

一 郵便 昭和十年末現在に於ける郵便局は九、線路は専ら水路に依り一萬四千三百九十五哩に達する。郵便物數は左の如くである。尙外國發著郵便物は、大正十四年七月よりパラオ局と彌領セレス島メナード局との間に、同十五年八月よりヤルト局と英領ギルバート島ブタリタリ局との間に、昭和五年四月よりパラオ局と米領比律賓群島ダバオ局との間に、又昭和六年一月よりサイパン局と米領グアム局との間に直接交換を開始した。

郵便物數

年 度	引 通		引 小	
	受	配	受	配
昭和八年 度	一、四七二、三六〇	一、九七三、〇一八	一〇、七五八	四三、七四〇
同 九 年 度	一、五四二、一二九	二、四〇二、二二八	一三、二一六	五〇、五八三
同 十 年 度	一、八五六、二二八	二、八六一、五四〇	一四、四五二	五八、一三〇

年 度	發 信		著 信	
	發	信	著	信
昭和八年 度	一、七三、〇九五	一五、五四五	一五、五四五	一五、五四五
同 九 年 度	二一六、二二七	一八四、六九四	一八四、六九四	一八四、六九四
同 十 年 度	二五三、七〇九	二一八、三八二	二一八、三八二	二一八、三八二

二 電信及電話 電信業務は主として無線電信装置に依つて居る。即ち各郵便局は孰れも無電装置を有して群島間を連絡し、大正十二年四月完成せるパラオ無電局は、内地と交信し兼ねて群島内各局を統制して居る。又トラック局は濠洲委任統治地ラバウルとの交信を取扱つて居る。海底電線は三線あるも、現在ヤップ、那覇線のみ内地及外國に對する實用に供して居り、ヤップ、グアム線は大正十四年十二月以來破損中止中で、又ヤップ、メナード線は實用されてゐない。

電信取扱數

年 度	發 信		著 信	
	發	信	著	信
昭和八年 度	一、七三、〇九五	一五、五四五	一五、五四五	一五、五四五
同 九 年 度	二一六、二二七	一八四、六九四	一八四、六九四	一八四、六九四
同 十 年 度	二五三、七〇九	二一八、三八二	二一八、三八二	二一八、三八二

電話は昭和二年九月よりパラオ局に於て、又同三年七月よりサイパン局に於て其の取扱を開始した。昭和十年度末現在に於ける線路は三十四杆、線條七百一杆で、加入者は昭和八年度末三百五十八、同九年度末四百二十六、同十年度末四百五十二である。

三 郵便爲替及郵便貯金 南洋群島に於ては他に金融機關無き爲、爲替貯金業務は金融上重要な地位を占めて居る。其の概況は左の通りである。

郵便爲替

年 度	口 振		金 出		口 拂		金 渡	
	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出
昭和八年年度	六八、二四七	五、八三八、〇七九	一三、一八九	五、三八九、〇〇〇				
同 九 年 度	八一、六二一	六、七八七、〇二九	一七、五三二	五、八九三、五〇六				
同 十 年 度	九二、〇七七	七、七二三、一五五	二一、五七〇	六、七九二、三二五				

郵便貯金

年 度	人 員	金 額	
		金 入	金 出
昭和八年年度	一八、三二六	一、八九二、三一九	
同 九 年 度	二一、八八〇	一、九六一、一二九	
同 十 年 度	二五、三〇九	二、一八六、〇一二	

爲替貯金

年 度	口 振		金 入		口 拂		金 出	
	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出
昭和八年年度	二九、二九三	一、五五三、一五七	三、三七六	三、〇七四、三二〇				

四 簡易生命保険 簡易生命保険は大正十一年四月より、管内郵便局に駐在する保険局兼務官に依つて取扱を開始し、昭和六年十月一日よりは小兒保険の取扱をも爲すに至つた。其の概況は左の通りである。

年 度	口 振		金 入		口 拂		金 出	
	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出	振 込	振 出
同 九 年 度	三四、四三〇	二、一六四、一〇二	四、〇九六	三、七〇八、一一三				
同 十 年 度	四二、一一七	二、九三三、二一八	五、四九九	四、九八二、九七六				

(備考) 南洋群島に於ては未だ加入口座の開設を見ない。

年 度	契 約 件 数		保 險 金 額	
	契 約 件 数	保 險 金 額	契 約 件 数	保 險 金 額
昭和八年年度	二、六一二	四六九、七七四		
同 九 年 度	三、一四〇	五三六、七二二		
同 十 年 度	三、七〇八	六二一、三二七		

第三編 特殊會社

第一章 東洋拓殖株式會社

第一節 設立の沿革

一 設立迄の經過 東洋拓殖株式會社は明治三十八年の韓國保護協約の趣旨に鑑み、韓國に於ける産業資源の助長、開發の目的を以て設立せられたものである。即ち明治四十一年三月、帝國議會に東洋拓殖株式會社法案提出の運びとなり、該法案は衆議院に於て若干の修正を施された上、同年三月二十六日兩院を通過し、同年八月二十六日法律第六十三號を以て公布せられた。

而して一方韓國政府に於ても我が法律に照應して略々同様の内容を有する法律を發布し、同時に日韓取極に依り東洋拓殖株式會社に關する監督權を日本政府に委任した。次いで日韓兩國は明治四十一年九月設立委員(日本側八二名、韓國側三三名)を任命し、該設立委員會に於て定款を作成し、同年十月八日日韓兩國政府の認可を受け十一月一日より株式募集に着手した。株式募集の要項中主なるものを摘記すれば左の通りである。

- 一 會社の資本金は一千萬圓とし株式總數二十萬株、一株の金額を五十圓とす
- 二 韓國政府は田五千七百町歩、畑五千七百町歩を會社へ出資し、其の價額三百萬圓に相當する六萬株を引受く
- 三 募集すべき株式數は二十萬株の内、韓國政府引受済株式數六萬株を除きし十四萬株中千株を控除し、其の殘十

三萬九千株を公衆より募集するものとす

四 會社の株式申込人は日韓兩國人に限るものとす

同年十二月十四日總株に付第一回の拂込を完了し、同月二十八日創立總會を開催し、茲に東洋拓殖株式會社の成立を見るに至つた。

二 會社の變遷 明治四十三年八月韓國併合のことあり、創立以來會社の事業も順調に進捗し資金の需要も亦著増して逐次第二回、第三回の株金拂込を爲し、大正二年四月を以て之が全額の拂込を了し資金の充實を圖つた。

然るに時勢の進展に伴ひ政府は大正六年七月同會社法に改正を加へ、營業地域の制限を撤廢し且つ業務範圍を擴張すると共に同年十月本店を東京に移し、新に奉天及大連の二支店を増置し、以て朝鮮及滿洲に其の營業範圍を擴張した。右事業擴大の第一歩として先づ滿蒙に進出するや、資金の需要を喚起し多額の供給を見たのみでなく、益々増加の趨勢にあるを以て大正七年五月資本金を倍加して二千萬圓としたが、依然資金の需要旺盛にして加ふるに世界戰爭終熄後列國は競ふて經濟的發展を企圖せんとする情勢なるを以て、會社も亦對外放資を促進し更に營業區域を中華、東部西比利亞、南洋方面に擴張し、同時に資本金増加の要を認め、大正八年九月資本金三千萬圓を増加して五千萬圓とした。其の後大正十二年一月馬來半島をも業務地域と爲すに至つた。

右の如く資本金の漸増を以て資金の需要に應じ來つたが、大正九年に於ける財界の反動、同十二年に於ける關東地方震災の厄あり、我が經濟界も亦未曾有の打撃を受けた。茲に於て大正十二年度より配當率を低下し、一方業務の改善、經費の節約並に關係會社の整理を行ひ、以て内容の充實を圖りしも財界の不況依然深刻を極め、殊に滿洲方面に於ては益々惡化し同社の業務上受くる悪影響尠くなかつたので、更に根本的整理を敢行するの喫緊なるを認むるに至つた。

三 昭和元年度に於ける整理及整理後の経過 昭和元年度決算期に於て資産中回収困難なるか、若は價格減少の虞ある貸付金、有價證券等資産の切下を決定し、此の結果に依る資産不足額二千八十三萬四千圓は之を補填するに、同期純益金百八十三萬四千圓を充當したる外、朝鮮内社有農耕作地評價益金一千百四十五萬圓及既往に於ける不動産讓渡處分益金二百萬圓を以てし、差引不足額五百五十五萬圓は前期繰越益金及積立金中より全部之を補填し、四千七百餘圓を後期に繰越した。

右特別整理の結果不良資産一掃せられ、内容著しく改善せられ、其の次年たる昭和二年度決算に於ては諸償却金も相當金額を計上せる外、一般株主に對しては年五分の配當を爲したるのみならず積立金及繰越金にも相當の餘裕を得た。尙右整理に關聯し政府は昭和二年五月の臨時議會に資金調節及收利上援助の爲、外國債四千萬圓に對する保證案及政府持株配當免除の法律案を提出し、其の協賛を経て之が公布を見るに及び多大の便益を得た。

四 最近に於ける業況 金輸出再禁止後爲替相場場の暴落に依り、同社は其の擁せる米貨社債の元利拂より生ずる爲替差損の異常的負擔に依り、昭和七年以上期以降遂に無配を餘儀なくせられたが、滿洲事變後同社の滿洲國に於ける諸權益の復活、伸張、朝鮮、南洋、北支方面に對する飛躍的發展並に同社理事者の不斷の努力に依り、其の業績は次第に好轉し、昭和十一年上期に於て年四分の配當を復活するに至つた。

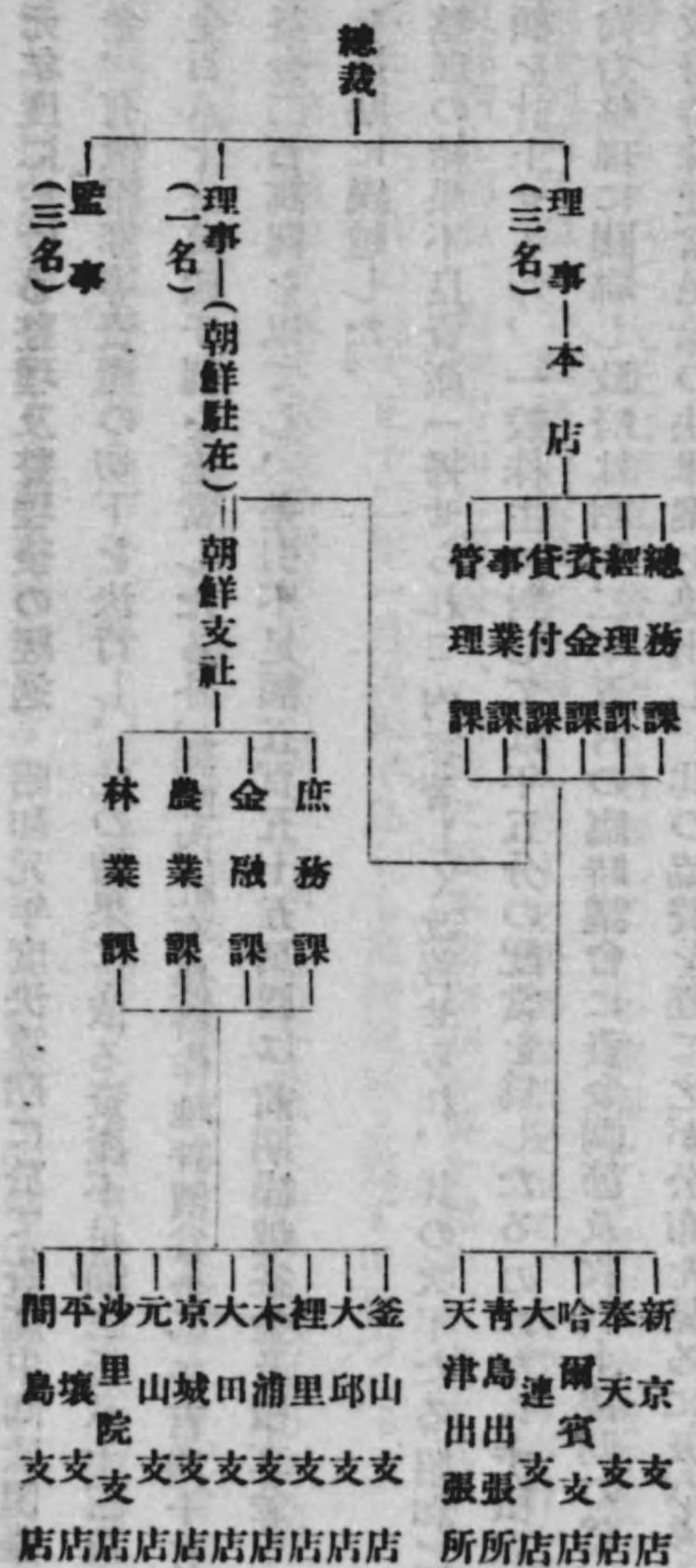
第二節 會社の組織及經理

第一 會社の職制

會社は朝鮮及外國に於ける拓殖資金の供給其他拓殖事業の經營を目的とするものにして、本店は東京に在る。會社

の業務執行機關として總裁一人、理事四人を、又業務監査機關として監事三人を置いてある。總裁は會社を代表し其の業務を總理する。總裁に事故あるときは理事中の一人が其の職務を代理し、總裁缺員のときは其の職務を行ふのである。理事は總裁を補助し會社の業務を分掌し、監事は常時會社の業務を監査する。而して總裁は政府の任命に係り、其の任期は五年である。理事は五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て二倍の候補者を選挙し、政府其の中心より任命し、其の任期は四年である。又監事は三十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。

本店は總務、經理、資金、貸付、事業、管理の六課に分たれ、又朝鮮に支社を置き、庶務、金融、農業、林業の四課に分たれ、各主要地に支店又は出張所がある。會社の組織概況を圖示すれば左の通りである。



第二 會社の特別能力及政府の監督並に保護

一 特別能力 會社は商法上有する一般機能の外、更に資金充實に關し次の如き特殊機能を有する。

- 一 資本増加の場合株金全額の拂込あることを要しない。(東拓法第四條)
- 二 拂込資本額の十倍を限り東洋拓殖債券を發行することを得る。而して此の場合株主總會の決議に依ることを要しない。(同第二十三條)

二 政府の監督 政府は會社の性質に鑑み監督を爲して居る。即ち其の主なるものは次の如き事項である。

- 一 一般業務の監督(東拓法第三十二條)
- 二 監理官を置き業務を監視せしむ(同第三十三條)
- 三 業務監督上必要なる命令を發する(同第三十四條)
- 四 會社決議の取消又は役員の辭職(同第三十五條)
- 五 總裁及理事の任命(同第九條)又總裁及理事の他の職務又は商業に従事せむとする場合政府の許可(同第十條)
- 六 左の事項に關しては政府の認可又は指定を要することとなつて居る。

資本の増加(東拓法第二條)、存立期間の延長(同第五條)、支店又は出張所の設置(同第六條)、東洋拓殖株式會社法第十一條第七號の事業の經營(同第十一條)、外國に於ける事業の經營(同第十一條)、營業上の餘裕金を以て一時買入れ得べき有價證券(同第二十一條)、營業上必要ある資金の借入(同第二十二條)、東洋拓殖債券の發行(同第二十四條)、東洋拓殖債券の買入銷却(同第三十條)、利益金の處分(同第三十六條)、移住規則

其の他諸規定の制定(同第三十七條)、貸付金の利子及割引料の最高歩合(同第三十七條ノ二)及政府の認可を受けたる事項を變更せんとするとき(同第三十八條)等に於て政府の認可を、株金の拂込徴收、他會社の株券又は債券の應募引受、重要な財産の處分、主要投資會社の業務監督等に於て政府の承認を受けしめ又營業上の餘裕金を預け入るべき銀行等に付ては政府の指定を受くるを要する。(同第二十一條)

三 政府の保護

補給金 東拓法第三十九條及第四十條の規定に基くものにして、明治四十一年度より大正四年度迄八年間に毎年度に亘り總額二百三十七萬八千圓の補給金を受け、其の後大正九年度より同十一年度迄に七十七萬八千圓の償還を爲し、現在に於ける補給金殘額は百六十萬圓である。

爲替差損に依る補給金 對米爲替相場下落の爲同社の米貨債元利支拂より生ずる損失は巨額に達し、同社の營業純益を以てしては到底之を補填すること能はざるを以て政府は同社存立の特殊事情に鑑み、之が損失補填の爲補給金を交付することとなつたが、右補給金は昭和八年度に於て百五十萬圓、同九年度に於て四十萬圓を當省豫算に計上し、昭和九年六月末迄に百六十五萬六千圓を交付したのであるが、其の後業績の好轉に伴ひ右補給金は昭和十一年六月末を以て全額政府に返納した。

社債の保證 會社が外國に於て社債を募集する場合は政府が元利支拂の保證を與へた。第一回佛貨社債(償還債)、第二十五回及第五十七回の米貨社債は即ち之である。

不均一配當 東拓法第四十條ノ二の規定に依り政府の所有する株式に對しては、昭和二年度以降昭和六年度迄の每營業期の利益配當の割合より年五分を低下したる割合を以て配當を爲し得ることを認められて居た。

第三 事業資金の構成

一 資本金 明治四十一年設立當初の資本金額は一千萬圓(一株五十圓、二十萬株)にして、大正二年四月全額拂込を了したが、朝鮮產業界の進展、滿蒙への業務地域擴張の結果大正七年五月之を二千萬圓と爲し、次いで中華民國、東部西比利亞、南洋方面に進出するに及び翌八年九月三千萬圓を増資して五千萬圓とした。現在の資本概況は公稱資本金五千萬圓(内拂込済額三千五百萬圓)、株式總數は一百萬株(内政府所有株式六萬株)、昭和十一年八月一日現在に於ける株主數は一萬二百六十一名である。

二 社債 設立當初數年間に於ける營業資金は拂込株金を以て賄つて來たが、業務の進展に伴ひ更に資金の充實を圖るの必要を生じ社債發行の要を認むるに至つた。大正二年三月第一回社債發行以來、昭和十一年六月末迄の發行回數は百二十八回、發行總額六億三千八百四十四萬圓、償還總額四億三千五百九十九萬圓、差引現發行高二億七百八十五萬圓にして、昭和十一年六月末現在に於ける未償還債券は左の通りである。

東洋拓殖未償還債券一覽

回別	發行	高	價	還	高	現	在	高	利	率	發行	年月	償	還	期	限	備	考
三		一〇、〇〇〇		九、九九九			千圓	一		六、〇分	大正	六、二〇	年	五、一〇	月			
五		五、〇〇〇		四、九九六			千圓	四		六、五	同	八、一	年	大正	一五、一	月		
九		五、〇〇〇		四、九九九			千圓	一		七、〇	同	九、三	年	同	一四、三	月		

△九八	△九九	△一〇〇	△一〇一	△一〇二	△一〇三	△一〇四	△一〇五	△一〇六	△一〇七	△一〇八	△一〇九	△一一〇	△一一一	△一一二	△一一三	△一一四	△一一五	△一一六
三〇	四〇〇	七八	二〇一	二〇〇	二〇〇	二六六〇	一五、〇〇〇	五七五	六二	四	一一〇	六一	一四	四〇	二七七	一九五	三、八九三	六五四
三〇	三八	五〇	一八〇	一〇〇	一〇〇	一、五六〇	一五、〇〇〇	五四九	六一	四	一〇八	六〇	一四	四〇	二七二	一九五	三、八二五	六四四
四、〇	四、五	四、〇	四、五	四、〇	四、〇	四、〇	四、五	四、〇	三、九	四、五	三、九	四、二	四、二	四、〇	三、九	四、〇	三、九	三、九
昭和八、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一	昭和九、一一
四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇
昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一	昭和二八、一一

△一一七	△一一八	△一一九	△一二〇	△一二一	△一二二	△一二三	△一二四	△一二五	△一二六	△一二七	△一二八	合計
九	一、七八二	三、〇一七	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇	二五二	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六三八、四三九
二六	四三	二、九七四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇	二五二	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四三〇、五九〇
四、〇	四、二	四、五	四、五	四、五	四、四	四、四	四、三	三、八	三、八	四、三	四、二	四、二
昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇
四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、〇
昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇	昭和四、〇

(備考) △印は大蔵省預金部引受のものなり

而して東拓債券所有者は同社財産に就き他の債権者に優先して辨済を受くるの特権を有する。
 三 定期預り金 會社は同會社法に依り特に定期預り金を爲すことを認められて居る。昭和十一年六月末現在高は一
 千百八十四萬三千餘圓である。

第四 業務地域及範圍

一 業務地域 現在會社の營業地域は朝鮮、關東州、滿洲、蒙古、東部露領亞細亞(貝加爾湖以東)、中華民國直隸省、山東省及江蘇省、比律賓、南洋群島並に馬來半島にして、創業以來漸次營業地域の擴張と共に大正六年本店を京城より東京に移轉した。現在朝鮮内に釜山、大邱、裡里、木浦、大田、京城、元山、沙里院及平壤の九支店、滿洲に新京、奉天、哈爾濱、大連及間島の五支店の外青島及天津に出張所があり、尙上海及蘭領ボルネオ、パンジャルマシんに駐在員を常時派遣し業務を執らしめて居る。而して、特に京城には朝鮮支社を置き、朝鮮及間島に於ける一般業務を統理して居る。

二 業務範圍 會社の業務は東拓法第十一條に規定せられ、即ち左の通りである。

- 一 拓殖の爲必要な資金の供給
- 二 拓殖の爲必要な農業、水利事業及土地の取得、經營、處分
- 三 拓殖の爲必要な移住民の募集及分配
- 四 移住民の爲必要な建築物の築造、賣買及貸借
- 五 移住民又は農業者に對し拓殖の爲必要な物品の供給及其の生産したる物品の分配
- 六 委託に因る土地の經營及管理
- 七 其の他拓殖の爲必要な事業の經營

叙上の外尙定期預り金(東拓法第十三條ノ二)を爲し、且つ日本勸業銀行の代理店として同行の貸付事務を取扱ふ

ことを得る。(同第二十二條ノ二)

第五 會社の經理及業績

最近五年間に於ける各年度末現在の資産、負債の概況は左の通りである。

最近五箇年に於ける財産狀態

年 度	資 産					負 債				
	未払金	貸付金	株券及債券	特種事業	預け金及現金	資本金	準備金	社 債	借入金	其他
昭和七年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
上半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
下半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
同八年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
上半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
下半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
同九年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
上半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
下半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
同十年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
上半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
下半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
同十一年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
上半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000
下半年	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000	1,330,000

会社の營業年度は創立以來昭和三年度迄は毎年四月一日より翌年三月末日迄であつたが、昭和五年度よりは毎年一月一日より六月三十日迄を上半期、七月一日より十二月三十一日迄を下半期とする二期決算に改正した。

最近五箇年に於ける損益狀況

年 度	利 益			損 失			差引 純損益 千圓
	諸利息 收入	證券 收入	事業 收入	諸利息 支出	仕拂 金	特別 引当金	
昭和七年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	四、八六五	六、六八七	二、八二四	九、三〇〇	五、三六二	一、三〇〇	
同 八 年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	四、七〇〇	六、七三九	二、三〇〇	九、〇〇〇	五、三六二	一、三〇〇	
同 九 年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
同 十 年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
同 十 一 年	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

会社の利益金處分に付ては東拓法第三十六條に依り政府の認可を要し、且つ左の方法に依るものとして居る。(東拓法第三十一條及定款第七十七條)

- 一 利益の百分の八以上 欠損補填準備金
 - 二 利益の百分の二以上 配當平均準備金
 - 三 利益の百分の十以下 役員賞與金
 - 四 利益の内より以上の金額を引去りたる残額は之を株主に配當し又は翌年度繰越金とす
- 最近五箇年に於ける利益分配狀況は左の通りである。
- 利益分配狀況並に利益率と配當率との關係

年 度	利 益			分 配		利 益 率 年%	配 當 率
	當期純益金	前期繰越金	合 計	社内保留金	社外分配金		
昭和七年上半期	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	一・二	無配當
同 七 年 下 半 期	二〇九	三六五	五七五	一四六	一四六		
同 八 年 上 半 期	△四〇六	一四六	一四六	一四六	一四六	同	同
同 八 年 下 半 期		一四六	一四六	一四六	一四六		
同 九 年 上 半 期		一四六	一四六	一四六	一四六	同	同
同 九 年 下 半 期		一四六	一四六	一四六	一四六		
同 十 年 上 半 期	三六一	一四六	五〇七	一六三	一六三	同	同
同 十 年 下 半 期	七六五	三〇九	一、〇七四	三三四	三三四		
同 十 一 年 上 半 期	一、二八一	六五三	一、九三四	五九四	五九四	同	同
同 十 一 年 下 半 期	一、五五六	一、二一二	二、七六八	一、三四〇	一、三二八		

(備考) △印は損失金を示し、利益率は純益金を基礎とす

第三十五期末貸借對照表 (昭和十一年六月三十日現在)

種類	借方		貸方	
	金額	種類	金額	種類
拂込未済資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇	資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	
債券價格較差	八、五九一、〇一五	貸借準備金	九八二、五八五	
貸付金	一三三、四七四、一九一	配當平均準備金	一、一五七	
株券及債券	四〇、〇七八、九二九	債券發行高	二〇七、八四九、六八四	
特種事業資金	一一、五〇七、七九一	定期預り金	一一、八四三、七〇八	
受託事業費	三、四五七、四四〇	借入金	二二、四四六、四九二	
預け金	一一、五一〇、八七三	地所建物讓渡受高	七、九五二、七二二	
地所	三三、七〇一、二二二	假受	二、九三七、七三九	
山林	二、七六七、二八五	未拂	一一九、九六四	
建物	五、八三九、二〇二	契約保	五三、五二一	
機械器具	一一三、〇二二	身元保證金	七三七、八三四	
農産物	二、二一五、五九二	退職給與基金	二七九、九〇八	
林産物	四、六六六	特別引當金	五〇〇、〇〇〇	
工産物	一、八五五、〇七八	前期繰越金	一一、二二、四三九	
總計	三〇九、六二九、八三八	總計	三〇九、六二九、八三八	

種類	利益		損失	
	金額	種類	金額	種類
地所建物讓渡高	二六、〇九五、〇〇八	当期純益金	一、五五五、五九六	
物品貸付高	五、五八一、七五二			
興業費	三、八八八、二二〇			
假拂金	二、六八五、八二六			
受取手形	一五二、二〇九			
畜産物	四六、六〇二			
本支店未達勘定	一、三六二			
現金	六二、五五三			
總計	三〇九、六二九、八三八	總計	三〇九、六二九、八三八	
總利益	一二、三二八、四八四	總損	一〇、七七二、八八八	
貸付金利息	四、三〇七、四九四	報酬及給料	四〇八、八四六	
株券及債券收入	一、九五一、三〇九	雜給	三五五、八五三	
總計	一、九五一、三〇九	總計	一、九五一、三〇九	

特殊會社 東洋拓殖株式會社	
特種事業收入	一四三、七六五
受託事業收入	六一、二六九
預け金利息	四七、四六六
地所收入	四、二六四、一三三
山林收入	二〇五、七〇七
建物收入	一七九、三〇三
地所建物讓渡高收入	六七〇、一三一
物品貸付收入	一三七、六九〇
收入手数料	六五、〇七一
雑收入	二八九、八五六
畜産收入	五、二九一
前期繰越金	一、二二二、四三九
總計	一、三、五四〇、九三三
旅費	七七、二七六
諸利息	五一六、五九七
仕拂利息	五、七八八、四五七
修繕費	四四、四六五
備品及消耗品費	七一、四八三
通信費	二二、五九三
運搬費	九九、四七三
作業費	三三、六三八
仕拂手数料	四二、三一二
農事補助費	一七、九四三
保險料	一一、七七〇
賃借料	四一、三五九
特別引當金	五〇〇、〇〇〇
特別引當金	一、六一五、三九五
爲替差損	八八、二二八
雜損	八八、二二八
諸債却金	八三〇、九八四
当期利益金	二、七六八、〇三五
總計	一、三、五四〇、九三三

利益金處分

一金二百五十五萬五千五百九十九圓九十九錢也	当期純益金	二、七六八、〇三五
一金二百二十一萬二千四百三十八圓五十五錢也	前期繰越益金	一、二二二、四三九
計金二百七十六萬八千三十四圓五十四錢也	当期利益金	一、五四〇、九三三
之ヲ處分スルコト左ノ如シ		
一 金十五萬圓也	缺損補填準備金	一、〇〇〇、〇〇〇
二 金四萬圓也	配當平均準備金	一、〇〇〇、〇〇〇
三 金六萬圓也	役員賞與金	一、〇〇〇、〇〇〇
四 金五十五萬六千八百四十七圓七錢也	政府納付金	一、〇〇〇、〇〇〇
五 金七十萬圓也	配當金(年四分)	一、〇〇〇、〇〇〇
六 金一百二十六萬一千九百五十二圓七錢也	後期繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇

第三節 事業の概況

會社の事業は之を金融業、直營拓殖事業及特種事業の三に分つことが出来る。是等の事業に付概述すれば左の通り

である。

第一項 金融業

- 一 概説 現在に於ける會社の拓殖資金供給の方法は、東拓法第十三條の明示するところにして即ち左の通りである。
 - 一 移住民に對し二十五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る移住費の貸付
 - 二 生産者に對し其の生産物を擔保とする一年以内の貸付
 - 三 三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする貸付
 - 四 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業に關する組合に對し三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
 - 五 農業者二十人以上連帯して債務を負ふ者に對し五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
 - 六 移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募、引受
 - 七 移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の定期償還の方法に依る貸付
 - 八 法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る貸付
- 前項第二號の貸付を爲す場合に於ては手形割引の方法に依ることを得

右により拓殖資金通用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式及社債の應募引受に依るものと二がある。

二 貸付 創業當初より貸付高は逐年遞増の歩武を辿りしも、一般財界の不況に因り大正十三年度よりは稍々漸減の傾向を示して居る。即ち左の通りである。

最近五箇年貸付回收狀況 (一般貸付、關係會社貸付、産米増殖貸付及移住費貸付を含む總貸付高)

年 度	貸 付 高		回 收 高		年 度 末 現 在 高
	千圓	千圓	千圓	千圓	
昭和七年上半期	二二、三六二	二七、六二四	一三二、四一八		
同 七年下半期	一九、四八九	一八、〇二五	一三三、八八二		
同 八年上半期	一五、二六四	三二、四一四	一一六、七三二		
同 八年下半期	一九、七一二	二一、三五四	一一五、〇九〇		
同 九年上半期	三二、一一九	二七、八四四	一一九、三六四		
同 九年下半年期	三七、七五七	四一、七九四	一一五、三二八		
同 十年上半期	四二、六九〇	四二、一七一	一一五、八四六		
同 十年下半期	六九、九八二	四七、七二〇	一三八、一〇九		
同 十一年上半期	六〇、二九九	六四、九三四	一三三、四七四		

三 株式及債券の引受 大正六年七月東拓法を改正して業務地域を擴張すると共に「移民取扱業其他拓殖事業を営むことを目的とする会社の株券又は債券の應募、引受」を營業項目に加へ、以て鮮滿其の他の方面に於ける各種事業会社の設立を援助し産業開發を助長した。而して是等事業会社は所謂本會社の關係会社にして、昭和十一年六月末に於ける概況は左の通りである。

株式及債券引受高 (東拓關係会社一覽表)

会社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金		東拓引受株式	引受最近
				公稱	拂込済		
海外興業	東京	大正 六、三	移民取扱、植民地經營、海外企業への投資	千圓 五、〇〇〇	千圓 三、七五〇	千圓 一、〇〇〇	千圓 一〇・〇
日魯漁業	東京	同 三、三	同	同 五、〇〇〇	同 三、三〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇・〇
南洋興發	南洋	同 九、二	製糖	同 二〇、〇〇〇	同 一三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 九・〇
朝鮮鐵道	京城	同 三、八	鐵道	同 五〇、〇〇〇	同 一七、五〇〇	同 一、〇〇〇	同 八・〇
東洋畜産興業	同	同 六、一〇	耕牛の貸付、生牛の移出及畜産に關する事業	同 五〇〇	同 二九〇	同 一〇	同 七・〇
朝鮮米穀倉庫	同	昭和 五、一〇	米穀倉庫經營	同 五〇〇	同 二〇〇	同 一〇	同 六・〇
朝鮮都市經營	同	同 六、一〇	不動産經營	同 五〇〇	同 二〇〇	同 一〇	同 六・〇
朝鮮合同電氣	平壤	大正 八、五	電氣事業	同 一〇、〇〇〇	同 四、三〇〇	同 一〇	同 八・〇
鴻業公司	大連	同 二、五	不動産經營	同 五〇〇	同 二〇〇	同 一〇	同 六・〇
滿洲銀行	同	同 三、七	銀行	同 一〇〇、〇〇〇	同 二七、〇〇〇	同 一〇〇	同 四・〇

滿蒙毛織	奉天	大正 六、三	毛糸毛織物製造販賣	千圓 五、五〇〇	千圓 五、五〇〇	千圓 三、五〇〇	千圓 九・〇
東省實業	同	同 六、五	金融、株式引受、生產品取次販賣	同 一、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 六・〇
大同酒精公司	同	昭和 八、二	酒類製造	同 一、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 六・〇
山東興業	青島	大正 三、五	支那嶺山に對する投資	同 五、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 六・〇
山東起業	同	同 九、一	土地建物賃貸業	同 二、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 六・〇
東拓興業	京城	昭和 六、一〇	探炭並に煉炭の製造販賣	同 七、〇〇〇	同 三、五〇〇	同 一〇	同 六・〇
朝鮮送電	同	同 九、五	電氣事業	同 五、〇〇〇	同 三、七五〇	同 一〇	同 五・〇
滿洲探金	新京	同 九、五	製粉	同 三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 五・〇
日滿製粉	哈爾濱	同 九、五	製粉	同 三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 五・〇
北鮮製紙化學工業	同	同 一〇、四	製紙	同 二、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 五・〇
滿洲特産工業	奉天	同 一〇、六	滿洲特産物加工及酒類製造	同 三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 五・〇
朝鮮石油	京城	同 一〇、六	石油其他礦物精製並に實買	同 一〇、〇〇〇	同 二、五〇〇	同 一〇	同 五・〇
多爾島鐵道	新義州	同 一〇、七	鐵道	同 三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 五・〇
アマゾンニヤ産業株式会社	東京	同 一〇、二	アマゾン流域に於ける移民及拓殖事業	同 一、〇〇〇	同 五〇〇	同 一〇	同 五・〇
滿洲電業	新京	同 九、二	滿洲國內に於ける電氣事業	同 三、〇〇〇	同 一、〇〇〇	同 一〇	同 六・〇
日伯棉花	大阪	同 二、二	ブラジル國に於ける棉織及荷造工場の經營	同 三、〇〇〇	同 五〇〇	同 一〇	同 六・〇
朝鮮無煙炭	京城	大正 二、二	無煙炭の採掘及販賣	同 一〇、〇〇〇	同 七、五〇〇	同 一〇〇	同 九・〇

海南産業	東京	大正九、六	麻椰子、栽培事業に對する投資	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇
滿洲産業	新京	昭和二、四	探 險 事 業	三、〇〇〇	一、三〇〇	一〇〇	三、〇〇〇
合 計	二九社			三、〇〇〇	一、三〇〇	一〇〇	三、〇〇〇

第二項 直營拓殖事業

第一 土地の經營

一 農事經營

梗概 會社の農事經營は明治四十二年の創始に係り、政府の出資地と會社の買收地とを基礎として朝鮮に於て農業の經營及農事改良に著手した。昭和十一年六月末現在に於ける農事經營面積は左の通りである。

地 目	面積	地 目	面積
蓄田 (田)	三六、三六〇町步	雜 種 地	二、九〇二町步
田 (畑)	一八、五二五	竹 林	二
山 林 (宅地)	五八六	合 計	六〇、三五五
	一、九八〇		

右事業用地は大部分朝鮮内に在り、移住民に對する讓渡地(後述殖民事業の項参照)を除きたるものにして、是等は總て會社直接指導の下に小作に附して居る。事業用地の管理方法 社有地の管理方法は支店を單位とし、之に社員を置き其の下に指導員、農監、小作人組合長等を配置し、農法の指導監督、農事改良及小作人の保護誘掖の任に當らしめて居る。小作契約 小作契約に當りては直接小作人に面接し書面契約を締結し、土地の生産力の増進、小作人の安定を目的とし土地愛撫の念慮を増進せしむるに努めて居る。收穫物分配の方法に關しては朝鮮は古來一般に收穫を折半する打租の方法に依るが、會社は農事の改善、能率増進上より却つて之を斥け、年々定額を納むる定租又は執租の方法に依つて居る。然し甚だしき災害に因り收穫激減せる場合等に於ては小作料を減免し、以て小作人をして困難ならしむることとして居る。

最近五箇年間小作料測定高

支 米	昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度
支 米	六八七石	一一九石	一一〇石	五、五〇一石	七、二四八石
大 豆	三六三、八五六	三六四、九〇六	四三〇、九四〇	四二二、一八九	四三〇、九四八
雜 穀	八、〇二〇	八、〇八八	七、三〇二	六、四八六	六、四九二
金 花	三、八〇七	一一、九七三	一一、三六〇	九、四九九	一〇、六二七
納 花	四三、三九一	四四、九三三	四一、六一四	六〇、六五六	七七、三九一
金 納	八六、九四六	七六、三二二	七七、四四八	八六、四三三	八四、五二三

小作人に對する保護施設 小作人に對しては其の福利を増進する爲各種の保護及社會的施設を爲して居る。其の主なる事項は食糧の貸付、種子及糶の補給、衛生及慰安設備、凶歉救済、組合事業に對する補助、農家子弟の奨學、優良小作農(小作人組合)の表彰、農業倉庫の設置等である。

農産物の處分 農産物は當初鮮内に於て處分せるが、其の販路は鮮内にのみ局限せらるる關係上有利に處分し難き場合が多かつた。然るに大正二年以來朝鮮産米の内地移入關稅撤廢に依つて、糶は之を玄米又は白米と爲して内地に移出販賣する方針を採つた爲、近年頗る鮮米の品質に付内地一般に認められ、逐年其の移出高の増加を見るに至つた。昭和十年七月より昭和十一年六月迄に至る一年間に處分せるものを示せば左の通りである。

品名	鮮内		内地	
	賣却	却	賣却	却
粳米	一八九、一六三	石	八〇、六二二	石
白米	二二〇	石	一四、三六〇	石
大豆	四八二	石	(精撰大豆) 一、五四六	石
雜豆	三、一〇五	石		
雜穀	三、〇九七	石		
棉花	四三、八一八	石		
農産物	七	石		

朝鮮に於ける畑作事業 朝鮮に於ける畑作改良指導の目的を以て昭和八年十二月、恰かも同社創立二十五周年に相

當せるを以て、之が記念事業として昭和九年五月黃海道新溪郡に農場を設け畑作を基調とする試験を行ひ、傍ら牛、綿羊、豚、鶏、兎等の試育試験を行ふ爲、事業地二千五百五十五町歩に有畜多角形農業の實施中である。

二 農事改良 農事改良は土地改良と相俟つて生産力を増進する所以なれば、會社は創業以來之に力を致して居る。其の改良事項は深耕法の奨励、改良種子の頒布、正條植の普及、金肥の配給及施用奨励、綠肥栽培及堆肥の増進、玄米收納の奨励、副業の奨励、農具及農材の貸付、指導部落の指定、農事の講習及講話、品評會の開催、指導員の派遣等である。

三 農事改良事業區の設置 朝鮮に於ける農業の發達に先んずる爲には更に集約的なる施設及指導を必要とし、大正十四年以來土地改良及農事改良の徹底を期する爲、試験的に農事改良區又は農業増産區を設置したが其の成績極めて良好なるを見、所謂模範農村の建設を意圖し、作業及交通の便否、行政區劃等を勘案し、比較的密接集團せる約二百町歩乃至三百町歩の地域的區分を爲し之を農區(經營單位地區)と名付け、而して農區の集合せるものを事業區と稱し、是等事業區に對しては合理的農事改良施設或は社員が駐在等を爲し、又は小作人の特殊的指導方法を講じて集約管理經營の實を擧げ、年々收量の増加を圖つて居る。

四 土木事業 水利開墾事業 未墾地の利用、荒地の開墾或は水面の干拓に依り耕地を増加するは朝鮮開發上喫緊のことに屬するを以て、會社は鋭意之が經營を怠らず、更に進んでは地方關係者に資金を供給し、起工を援助し或は水利組合の設立を勧奨して居る。 社有地の維持修繕工事 昭和十年七月一日より昭和十一年六月三十日に至る間に於て、社有地維持保全の爲土木工

事を施行したる主なるものは五百七十八箇所、改良面積八千四十町歩である。
 社有地の改良工事 社有地中年々旱水害を被り收穫の寡少又は不安定なるものは、夫々適當の改良工事を施し生産の増加を圖つて居るが、昭和十一年六月迄に工事の完成したる主なるものは二十箇所、改良面積二千四百二十七町歩に及んで居る。

未墾地の開墾事業及開拓埋立工事 國有又は社有の未墾地を開墾し既に事業の完成したるもの七箇所、一千七十三町歩に及んで居る。

水利事業の普及 會社が他地主と共同し水利組合の設立を企畫し調査設計を爲したるもの又は設立を援助せしものは、昭和十一年六月末現在に於て七箇所、四萬四千三百三十七町歩である。

第二林業

一 山林事業 朝鮮に於ける山林事業に關しては會社創業以來夙に治山治水の根本義に立脚し、明治四十三年黃海道に國有林約一萬町歩の貸付を受け、事業開始以來年々經營の歩を進め國有林野の貸付又は讓渡を受け、或は國、民有林を買収して適樹を適地に植栽し、或は天然生稚樹の選擇保育を爲し其の成績は概して良好である。
 山林經營面積 昭和十一年六月末に於ける山林經營地總面積は左の如く十一萬六千餘町歩にして、年々赤松、黒松、唐松等を新植し、良好なる成林を爲して居る。

山林經營面積

所 在 地	國有林野借受地	國有林野讓受地	買 收 林	計
慶尙南道、京畿道、江原道、 咸鏡南道、黃海道合計	三三、〇一三町歩	五五、二二〇町歩	二七、八三三町歩	一一六、〇六六町歩

管理及保護 經營山林は主として京城、元山及沙里院の三支店管内に在るを以て、之に專屬技術員及社員を配置し管理保護の任に當らしむる外、更に山林監視、地元有力者に山監を囑託し兩々相俟つて保護及管理の實を擧げて居る。

造林事業 人工植栽又は天然保育に依り造林事業を營み、植栽林は年々新植を爲すと共に補植を爲し、又天然稚樹保育林に在りては漸次除伐を行ひ以て林相の整備を圖つて居る。昭和十一年六月末現在に於ける造林經營面積は左の通りである。

造林經營面積

薪 炭 林		用 材 林		合 計
天然稚樹 保育林	植 栽 林	天然稚樹 保育林	植 栽 林	
五二、五二六町歩	二二二町歩	二二、一九六町歩	二二、二五二町歩	九九、一九六町歩
	五二、七四八町歩		四六、四四八町歩	

植栽樹種 薪炭林には櫟、アベマギ、楡、カシワ、ニセアカシヤ、ヤマハンノキ、用材林には赤松、唐松、黒松、満洲黒松、朝鮮松、栗、樺、胡桃、櫟等を植栽して居る。

苗圃事業 造林用種苗は明治四十三年以來直營苗圃を設置して自給自足の方針を採り、餘剩苗は之を一般に配給し

て民間造林事業獎勵の一助と爲して居る。現在に於ける苗圃面積は約一萬二千九百九十坪にして、造林用幼苗約四百九十餘萬本を生産して居る。

林産事業 大正十三年以來林産物の利用を企畫し、木炭（東拓木炭と呼稱す）の生産を直營すると共に用材の生産を爲し、内地市場に供給せんと努力して居る。

二 竹林事業 朝鮮に於ける竹林經營地は慶尙南道、嶧津江及洛東江沿岸の比較的溫暖地にして、自然保育と共に新植竹林の造成を爲して居る。既に相當の成績を收め年々竹材及海苔養殖に用ゆる笹竹を供給して居る。昭和十一年六月末現在に於ける面積は二百八十九町歩である。

第三 製鹽事業

關東州に於ける天日製鹽地調査の結果其の有望なるを認め、鹽田開設の計畫を樹てて工事に着手した。

會社が關東廳より貸下を受けたる面積は登沙河の河口干涸地一千町歩及鶴子窩地方の二千五百町歩を合せて約三千五百町歩にして、先づ登沙河河口地に東西二箇所五百七十町歩の鹽田を開設し、更に鶴子窩地先に付ても最近鹽田開設工事を行ひ、其の第一期計畫として六百七十町歩に對しては既に昭和九年十二月之が竣功を見た。昭和十一年上半期に於て三千七百餘萬斤を揚鹽した。而して之が熟田となりし曉に於ては既に年一億一千七百萬斤を採鹽し得る見込である。

第四 編羊事業

朝鮮總督府の編羊獎勵政策に順應し且つ北鮮開發の一助として、昭和七年より咸鏡北道慶源竝に同穩城に牧羊場を

設け、昭和八年蒙古種羊、ボーダーレスター種羊、コリデル種羊等を輸入して編羊の改良増殖を圖つて居る。偶々朝鮮總督府に於ける編羊獎勵第一期計畫の發表せらるるに及び同社は種羊供給の任に當り、毎年遼洲よりコリデル種羊を輸入し、目下同牧場に於て飼育中である、同社は是等多數の種羊を飼養増殖し、生産せる仔羊は各地の希望者に賣却し又は農家に預託して廣く之が普及を圖つて居る。而して昭和十一年八月末現在に於ける兩牧場に於て飼養せる羊は成羊六千百十二頭、仔羊一千七十八頭に上つて居る。

第五 殖民事業

一 移住民の募集 明治四十三年第一回移住民の募集以來毎年一回宛募集し、昭和二年度迄十七回に亘り移住せしめた。然るに現在移住適地漸次缺乏を告げ、且つ既墾地に對する移住民の過剩收容は小作關係の複雑化を來す虞あるを以て、其の後之が募集を中止して居る。

二 移住民の種類 會社の收容せる移住民は會社の割當土地代金年賦完済後土地所有權を得て地主と爲るを得べく、其の農地經營の方法及割當面積の多少に依り之を次の二種に區別して居る。

一 第一種移住民 第一回より大正十年迄に募集したるものにして、田畑約二町歩を割當て其の割當地全部を自作する自作移住民である。

二 第二種移住民 大正十一年以後募集したるものにして、田畑約五町歩を割當て割當地の内一町歩以内を自作し、爾餘は小作に附する地主移住民である。

三 移住民の現在戸數及移住民に對する讓渡地 移住民に對する讓渡地は總て既墾の社有地なるを以て、直に集約的

農耕を行ふに於ては數年ならずして内地に劣らぬ收穫を擧ぐる事が出来る。昭和十年六月末現在に於ける移住民戸數及割當地面積は左の通りである。

移住民戸數及割當地面積

道 別	移 住 民 戸 數		割 當 地 面 積	
	第一種	第二種	田	畑
慶 尚 南 道	六五一戸	八三戸	一、三八〇歩	一、五四三歩
慶 尚 北 道	四〇一戸	二七戸	八八六	一〇五
全 羅 南 道	六一〇	八三	一、五〇四	一一二
全 羅 北 道	四八五	八五	一、四七五	六六
忠 清 南 道	二五六	三三	六九一	三六
忠 清 北 道	一四	一	三九	九
京 畿 道	五一五	一〇七	一、五一七	三五二
咸 鏡 南 道	八	三	一六	四
江 原 道	三七九	一四四	一、五〇六	八六
黃 海 北 道	五	一	一三	一
平 安 北 道	三三二	五六七	九、〇三二	九三二
合 計	三、三二四	五、六七	三、八九一	九、九六四

四 移住民に對する保護及獎勵施設 移住民に對する保護及獎勵施設は移住費の貸付、種苗、肥料、農具等の貸付、農

業上の指導、講習、教育施設、衛生施設、宗教施設、優良移住民の待遇、副業の獎勵である。而して移住費貸付同收狀況は左の通りである。

移住費貸付同收狀況

年 度	貸 付		同 收	
	高	同	高	同
昭和七年上半期	一、六千圓	一、六千圓	六千圓	六千圓
同 七年下半期	七五	七五	一〇〇	一〇〇
同 八年上半期	一三六	一三六	四八	六一八
同 八年下半期	二〇	二〇	九九	五三九
同 九年上半期	八〇	八〇	八六	五三四
同 九年下半期	一三	一三	一三三	四二四
同 十年上半期	五九	五九	八九	三九四
同 十年下半期	二	二	一〇一	二九六
同 十一年上半期	二〇	二〇	五八	二五四

五 移住民の現状 移住民の多くは米作を主とし、進歩せる耕種、肥培を爲し收穫、調製の改良を圖り、傍ら養蠶其の他の副業に従事して居る。而して是等米作法の改良、養蠶法の進歩は著しく、爲に鮮農に其の範を垂れ朝鮮農村の開發に貢獻するところ甚大である。斯くて移住民は何れも其の生命財産の安定を得、内鮮人渾然融和して共存共榮

第六 同島自作農創定事業

間島、琿春地方に於ける移住鮮農救済の爲、朝鮮總督府は自作農創定計畫を立案し、昭和七年より五箇年の豫定を以て之が實行に移り、而して同社は右創定資金の調達に當り、即ち土地の購入、改良、住宅の建築、耕牛の購入其の他營業資金の貸付等を実施して居る。

第三項 特種事業

大正六年東拓法の改正に依り滿蒙、中華民國及南洋等に進出するに及び左の諸事業を遂行して居るが、中華民國の動亂に基く人心の不安、南洋、馬來半島方面に於ける事業の不馴れは、共に本事業に對し思はしき成果を齎し得ず、専ら之が研究改善に努めて居る。

- 一 中東海林採木有限公司 吉林省に於て森林二十七萬餘町歩に對する伐採權を獲得し、滿洲國及日本側との官商合併にて資本金三百五十萬圓の本公司を設立し、伐木事業及其の附帶事業を營んで居る。
- 二 中華民國に於ける棉作事業 中華民國江蘇省に於て棉作事業を經營する爲、中華民國有力實業家をして裕華公司及新農公司を組織せしめ、之に事業資金を供給して大正十三年より開墾に着手し、現在約一千二百戸の小作人が土著し漸次生産量を増加して居る。
- 三 天津紡績事業 天津郊外に在る裕大紡織公司(棉糸紡績及織布)に對し、債權整理の目的を以て大正十三年以降二

十箇年間該公司工場經營の委託を受けたが、会社は更に之を専門業者に複委託して居るが、以來業績は順調に經過して居る。

- 四 ボルネオ土地經營 大正八年蘭領ボルネオ、パンジャルマシンの近郊に於ける佛人の長期租借せる官有未墾地一萬二千町歩の權利讓渡を得、同地法令の下に蘭領印度拓殖會社を設立し、七百五十町歩に水田開發及椰子栽培の目的を以て大正十一年以降開墾に着手せしめ其の成育思はしからず、其の後計畫を變更し目下は護謨栽培を爲して居る。
- 五 馬來半島に於ける土地經營 昭和五年七月馬來半島ヂョホール州に於て五千九百二十餘英反の土地を買収せしめ其の後昭和七年十一月不要面積六百四十英反を返還し、殘餘面積五千二百八十英反の地に護謨栽培の目的にて之が經營方法を調査考究中にして、差當り既成林の管理維持を圖る一方優良樹園造成の目的にて小面積の開墾を行つて居る。

第二章 臺灣拓殖株式會社

第一節 設立の沿革

一 設立の趣旨 臺灣は始政以來年を閲すること四十餘年、諸般の施設漸次整ひ治績大に擧り、各種産業の發達眞に驚異に値するものがあるが、其の天恵と資源とを考察するときは、今後の企業經營に俟つ所尠しとしない。殊に臺灣の地理的位置に鑑みるときは、更に南支南洋との經濟的提携を緊密にし、相互慶福の増進を図ることは目下の急務である。臺灣總督府に於ては昭和十年秋、熱帯産業調査會を開催し、「臺灣島内に於ては拓殖事業及拓殖金融を行ふと共に南支南洋に於ては主として拓殖金融を行ひ以て邦人の南方發展に協力するが如き官民協力の特殊機關を設置するは有效適切なる方策なり」との答申を得たので、政府は之に基き法律に依る特殊會社を設立することとなつた。

二 設立の經過 政府は昭和十一年五月、第六十九回帝國議會に臺灣拓殖株式會社法案並に之が關係豫算を提出したが、該法案に對し貴衆兩院に於て種々論議せられたが、五月二十六日議會の協賛を経て六月三日法律第四十三號を以て公布せられ、之が關係勅令たる臺灣拓殖株式會社法施行令は、七月三十日勅令第二百三十八號を以て公布せられ、孰れも即日より施行せらるるに至つた。

本會社の資本金は三千萬圓にして、政府は會社の特殊使命に鑑み資本の半額即ち一千五百萬圓に相當する官有地を現物出資することとなり、右出資土地の適正なる評價を期する爲、諮問機關として臺灣官有財産評價委員會を設置することとなり、昭和十一年七月二十九日勅令第二百三十九號を以て同委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會

長及委員の任命を終り、同委員會は三日間に亘り臺灣總督府に於て開催せられ、政府の出資土地に就き公正なる評價を見、一千五百萬圓に相當する官有出資土地が左の如く決定せられた。

- 一、田 七千九百九十九甲 一分七厘五毛五糸
 - 一、畑 五千三百四十八甲 八分一厘五毛一糸
 - 一、養魚池 一千二十二甲 七分七厘三毛二糸
 - 一、建物敷地 一百四十七甲 二分四厘八毛四糸
 - 一、山林原野 三百八十四甲 八分六厘三毛一糸
 - 一、雜種地其他 一百三十九甲 一分七厘三毛七糸
- 右價格 一千五百萬圓

更に政府は會社設立に關する一切の事務を處理せしむる爲、七月三十日設立委員長、副委員長及七十九名の委員を任命し、委員會は八月二十四、二十五兩日に亘り東京に於て開催せられ、定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、其他會社設立に必要な事項等を審議決定し、同月二十七日拓務大臣の認可を得るに至つた。

斯くて設立準備は著々進捗し、愈々株式の募集に着手したのであるが、本會社の株式は總數六十萬株にして、前記政府の出資財産に對し三十萬株を割當て、殘餘の三十萬株中約十萬株を製糖會社に、約十萬株を其他の資本團體等に割當て、残り約十萬株に付ては一般より公募することとした。仍て九月十日より株式募集に着手したが、同日のみにて公募十萬株に對し約二十五倍の應募を見たので直に之を締切つた。仍て引續き株式の割當を行ひ、十月十四日第一回の拂込を完了し、次いで十一月二十四日第二回の設立委員會を終へ、翌二十五日創立總會を開催し、茲に

臺灣拓殖株式會社の成立を見るに至つたのである。

第二節 會社の概要

- 一 會社の職制 本會社は臺灣及南支南洋に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とし、資本金三千萬圓、内拂込済額一千八百七十五萬圓にして、其の本店を臺北市に置き、出張所を東京に置いて居る。會社は其の業務執行機關として社長、副社長各一人、常務理事三人、參與理事四人を、又業務監督機關として常任監事、監事各一人を置いてある。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長に事故あるときは副社長が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。副社長及理事は社長を輔佐し、定款の定むる所に從つて會社の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。
- 二 而して社長及副社長は拓務大臣の認可を経て臺灣總督之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選舉したる二倍の候補者中より拓務大臣の認可を経て臺灣總督之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。
- 三 會社の特權及政府の監督並に保護 會社は商法上の一般能力を有するは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。
 - 一 資本増加に際し株金全額の拂込を要せざること（臺拓法第五條）
 - 二 拂込株金額の三倍を限り臺灣拓殖債券を發行し得ること（臺拓法第七條）

而して政府は會社の性質に鑑み特別なる監督を爲すこととし、即ち政府は會社に對し監督上必要なる命令を發し、會

社をして重要事項に付政府の認可、許可を受けしむる等の外、臺灣拓殖株式會社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。他面、政府は會社事業の圓滿なる發達を期せしむる爲、適宜助成の途を講ずることとせる外、次の如き保護を與へて居る。

- 一 會社は民間株式に對し年六分の配當を爲し得る迄政府に對し配當することを要せず（臺拓法第十三條）
 - 二 民間株に對し七分の配當を行ひ得る状態に至りたる時政府に四分を配當し、八分以上に於て始めて官民間の配當とす（臺拓法第十四條）
 - 三 本會社に於て行ふ移民其の他特殊事業に對しては政府より相當の補助金を交付せらるる見込なり
- 三 會社の營業項目 本會社の業務は臺灣拓殖株式會社法施行令第五條に規定せらるる所にして、即ち左の通りである。

- 一 拓殖の爲必要な農業、林業、水産業及水利事業
- 二 拓殖の爲必要な土地（土地に關する權利を含む）の取得、經營及處分
- 三 委託に依る土地の經營及管理
- 四 拓殖の爲必要な移民事業
- 五 農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要な物品の供給又は其の生産品の買取、加工若は販賣
- 六 拓殖の爲必要な資金の供給
- 七 前各號の事業に附帶する事業
- 八 前各號の外拓殖の爲必要な事業

而して現在經營中の事業及將來經營せんとする事業は、大體次の如きものである。

- 一 土地經營、干拓及開墾事業 政府出資土地一萬五千甲歩は従前通り小作に付する爲目下小作契約締結中である。又官有海埔地及官有不要存置林野の拂下を受け干拓並に開墾を行ひ、其の得たる土地は漸次分讓する豫定である。
- 二 栽培事業 臺灣特殊の氣候及地勢を利用して農産物、林産物の生産並に獎勵及之に附隨する事業を營むものである。
- 三 農業移民事業 健全なる内地人を島内に定著せしむる爲、本會社は臺灣總督府の計畫に基き國庫の補助を得て、官有未墾地に移民村を建設し、以て内臺融和を圖らんとする。
- 四 金融事業 臺灣及南支南洋に於ける各種の拓殖企業に對し投資又は資金の貸付を爲すものである。
- 五 外國に於ける諸事業 海外に於ける事業は適確なる調査を遂げたる上、有利確實なる事業を選び著手するの要あるを以て、漸次之が調査に著手する豫定である。

南洋拓殖株式會社

南洋拓殖株式會社
設立章程
第一章 總則
第一條 本會社定名為南洋拓殖株式會社
第二條 本會社之宗旨在開發南洋羣島之資源
第三條 本會社之資本定為一千萬元
第四條 本會社之總行設於東京
第五條 本會社之分行設於各南洋羣島
第六條 本會社之業務範圍包括
第七條 本會社之組織由股東大會及董事會
第八條 本會社之會計年度定為
第九條 本會社之盈餘按下列比例分配
第十條 本會社之解散及清算
第二章 股東
第十一條 凡欲認購本會社股票者
第十二條 本會社之股票由董事會發行
第十三條 本會社之股東享有下列權利
第十四條 本會社之股東應負下列義務
第十五條 本會社之股東大會由董事會召集
第十六條 本會社之股東大會決議事項
第十七條 本會社之股東大會選舉及罷免董事
第十八條 本會社之股東大會選舉及罷免監事
第十九條 本會社之股東大會選舉及罷免監察人
第二十條 本會社之股東大會選舉及罷免經理人
第三章 董事
第二十一條 本會社之董事由股東大會選舉
第二十二條 本會社之董事任期為三年
第二十三條 本會社之董事得連選連任
第二十四條 本會社之董事應遵守下列義務
第二十五條 本會社之董事應遵守下列權利
第四章 經理
第二十六條 本會社之經理由董事會任命
第二十七條 本會社之經理任期為三年
第二十八條 本會社之經理得連選連任
第二十九條 本會社之經理應遵守下列義務
第三十條 本會社之經理應遵守下列權利
第五章 附則
第三十一條 本章程之修改由股東大會決議
第三十二條 本章程之解釋由董事會負責
第三十三條 本章程之施行日期由董事會決定

第三章 南洋拓殖株式會社

第一節 設立の沿革

- 一 設立の趣旨 南洋群島は大正三年、我國の統治開始以來其の面目を一新し、各般の施設大いに備り産業の開発も亦目醒しき進歩を遂ぐるに至つた。然れ共本群島の資源と地理的位置とに鑑みるときは、今後の企業經營に依り一層其の産業的發展を促進し、以て外南洋方面との經濟的提携を圖することは目下の急務に屬する。而して是等の事業は獨り政府の力のみを以てしては、到底完全なる効果を收むることは困難にして、官民一致協力事に當ることが必要である。昭和十年十月、拓務省に於て開催せられたる南洋群島開發調査委員會に於ても同趣旨の答申ありたるを以て、拓務省に於ては前記趣旨並に方針に基き茲に南洋拓殖株式會社設立の計畫を進めたのである。
- 二 設立の經過 政府は昭和十一年五月、第六十九回帝國議會に會社設立に關する豫算を提出して其の協賛を經、次いで昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十八號を以て南洋拓殖株式會社令の公布施行を見るに至つた。本會社の資本金は二千萬圓にして、政府は會社の基礎を強化ならしむる爲、アングウル及ファイヌ兩島に於ける鑛の採掘に關する權利及之に附屬する財産を現物出資することとなり、而して右現物出資財産の評価は能ふ限り公正、妥當を期する爲、政府の諮問機關として昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十九號を以て、南洋群島官有財産評價委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會長及委員の任命を終り、同委員會は前後三回に亘つて會議を開催し、政府出資財産の價額を一千五十四萬六千圓に評價するを適當とし、之を拓務大臣に答申したので、政府は之に

基き右を以て出資財産の價額と決定した。

次いで昭和十一年七月二十七日、會社令第二十八條の規定に基き設立委員長及二十八名の設立委員を任命して設立委員會を構成せしめ、更に委員會の事務を處理せしむる爲、東京に設立事務所を開設した。而して設立委員等は前後二回に亘つて設立委員會を開催し、定款其の他を審議決定し、定款は八月三十一日拓務大臣の認可を得るに至つた。

斯くて設立準備は着々進捗し、愈々株式の募集に着手したのであるが、本會社の株式は總數四十萬株にして、前記政府の現物出資財産に對し割當つる二十一萬九百二十株を控除せる殘餘の十八萬九千八十株に就ては、其の中十三萬九千八十株は南洋群島に於ける拓殖事業關係者其の他に所謂贊成人として之を割當て、他の五萬株を一般に公募することとした。而して右公募株は九月十日より十二日に至る三日間の豫定を以て一般募集を開始したが、第一日に於て既に公募株數の十五倍を超過する申込があつたので、即日之を締切つた。仍て引續き株式の割當を行ひ、更に十月十六日を期限として第一回の拂込を完了し、次いで十一月二十六日第三回設立委員會を終へ、翌二十七日東京市に於て創立總會を開催し、茲に南洋拓殖株式会社の設立を見るに至つたのである。

第二節 會社の概要

一 會社の職制 本會社は南洋群島及南洋方面に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とし、資本金二千萬圓、内拂込済額一千二百九十萬九千五百圓にして、其の本店を南洋群島パラオ諸島コロール島に置き、支店を東京市に置いて居る。會社は其の業務執行機關として社長一人、理事三人を、又業務監査機關として監事三人を置いて

ある。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長事故あるときは定款の定むる所に從つて理事中の一人が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。理事は社長を輔佐し、定款の定むる所に從つて會社の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。

而して社長は拓務大臣の奏請に依り内閣に於て之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選舉したる二倍の候補者中より拓務大臣之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て選任し、其の任期は二年である。

二 會社の特權及政府の監督並に保護 會社は商法上の一般能力を有するは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。

一 資本増加に際し株金全額の拂込を要せざること（南拓令第四條）

二 拂込資本金額の三倍を限り南洋拓殖債券を發行し得ること（南拓令第十二條）

而して政府は會社の性質に鑑み特別なる監督を爲すこととし、即ち政府は會社に對し監督上必要な命令を發し、又會社をして重要事項に付認可、許可等を受けしむる等の外、南洋拓殖株式会社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。他面政府は會社の事業の圓滿なる發達を期せしむる爲適宜助成の途を講ずることとせる外、毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が、政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し、年六分の割合に達する迄、政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せざることとしてある。

三 會社の營業種目 本會社の業務は同會社令第九條に規定せらるる所にして、即ち左の通りである。

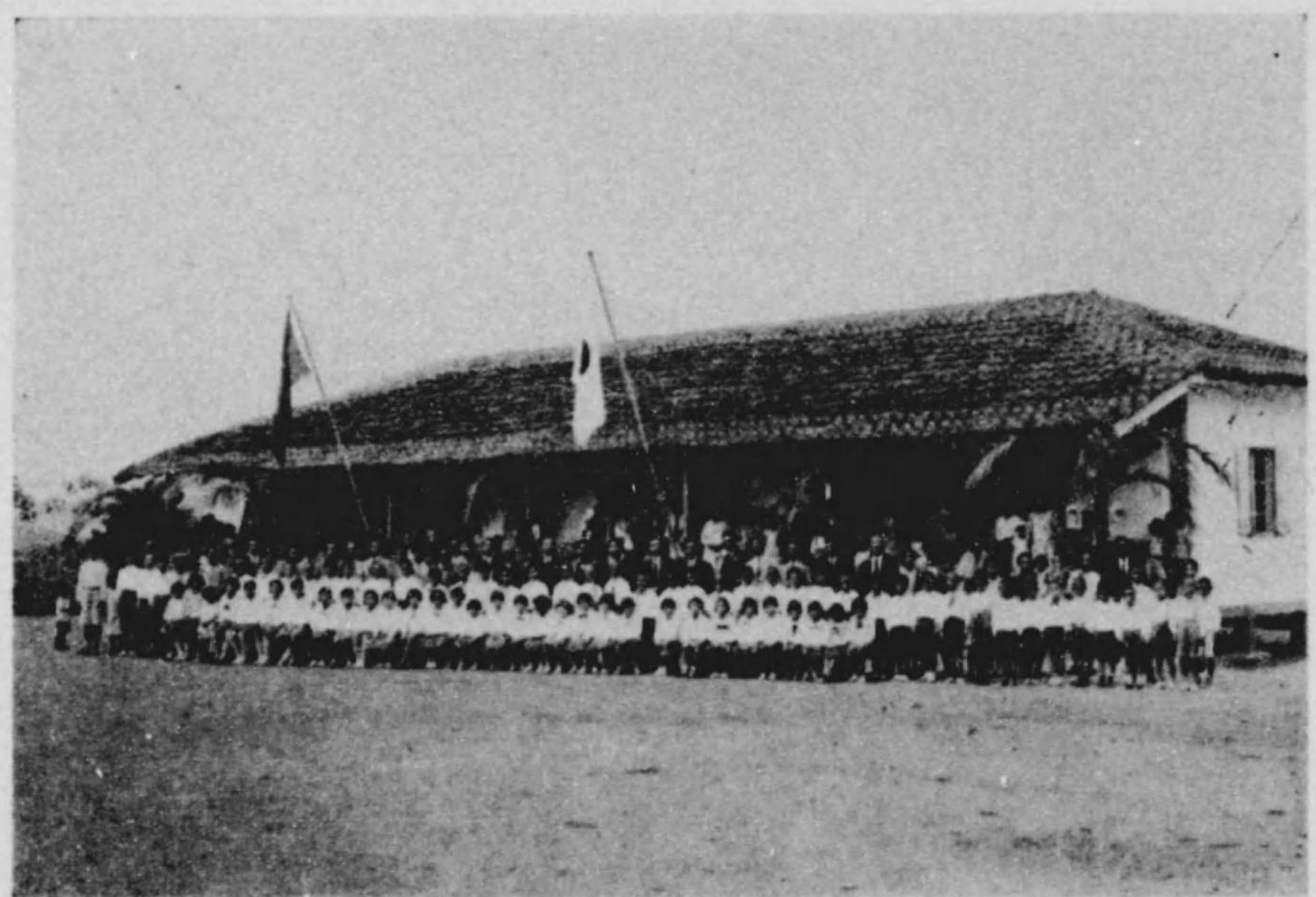
一 拓殖の爲必要な農業、水産業、鑛業及海運業

- 二 拓殖の爲必要なる移民事業
 - 三 拓殖の爲必要なる土地（借地權其の他の土地に關する權利を含む）の取得、經營及處分
 - 四 委託に依る土地の經營及管理
 - 五 農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要なる物品の供給又は其の生産品の買取、加工若は販賣
 - 六 拓殖の爲必要なる資金の供給
 - 七 前各號の事業に附帶する業務
 - 八 前各號の外拓殖の爲必要なる事業
- 而して現在經營中の事業及將來經營せんとする事業は、大體次の如きものである。
- 一 燐礦採掘事業 政府の現物出資に係るアングウル島及ファイヌ島に於ける燐礦の採掘を爲すものにして、現在アングウル島に於て採掘して居る。
 - 二 水産業 内外南洋に亘つて漁撈を行ひ節、罐詰等の製造を爲すの外、製氷、冷凍事業をも併せ營むものである。
 - 三 海運事業 南洋群島を起點として外南洋諸島を連絡する航路を經營するものである。
 - 四 金融事業 内外南洋に於て貸付又は株式引受等、拓殖資金の供給に當るものである。

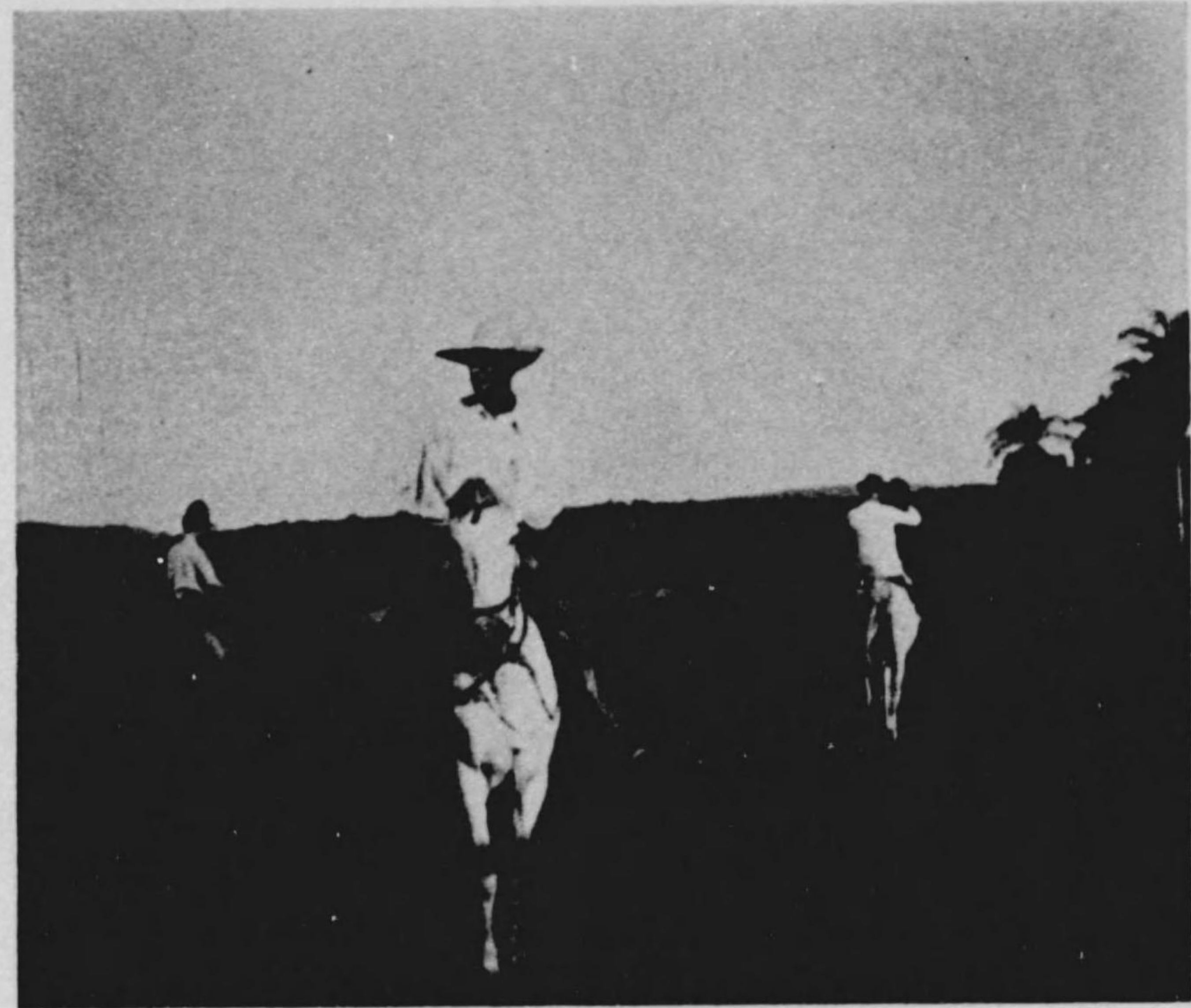
移 植 民



街市人邦地住移テエチ國爾西刺伯



校學小人邦地民植ベアグイ國爾西刺伯



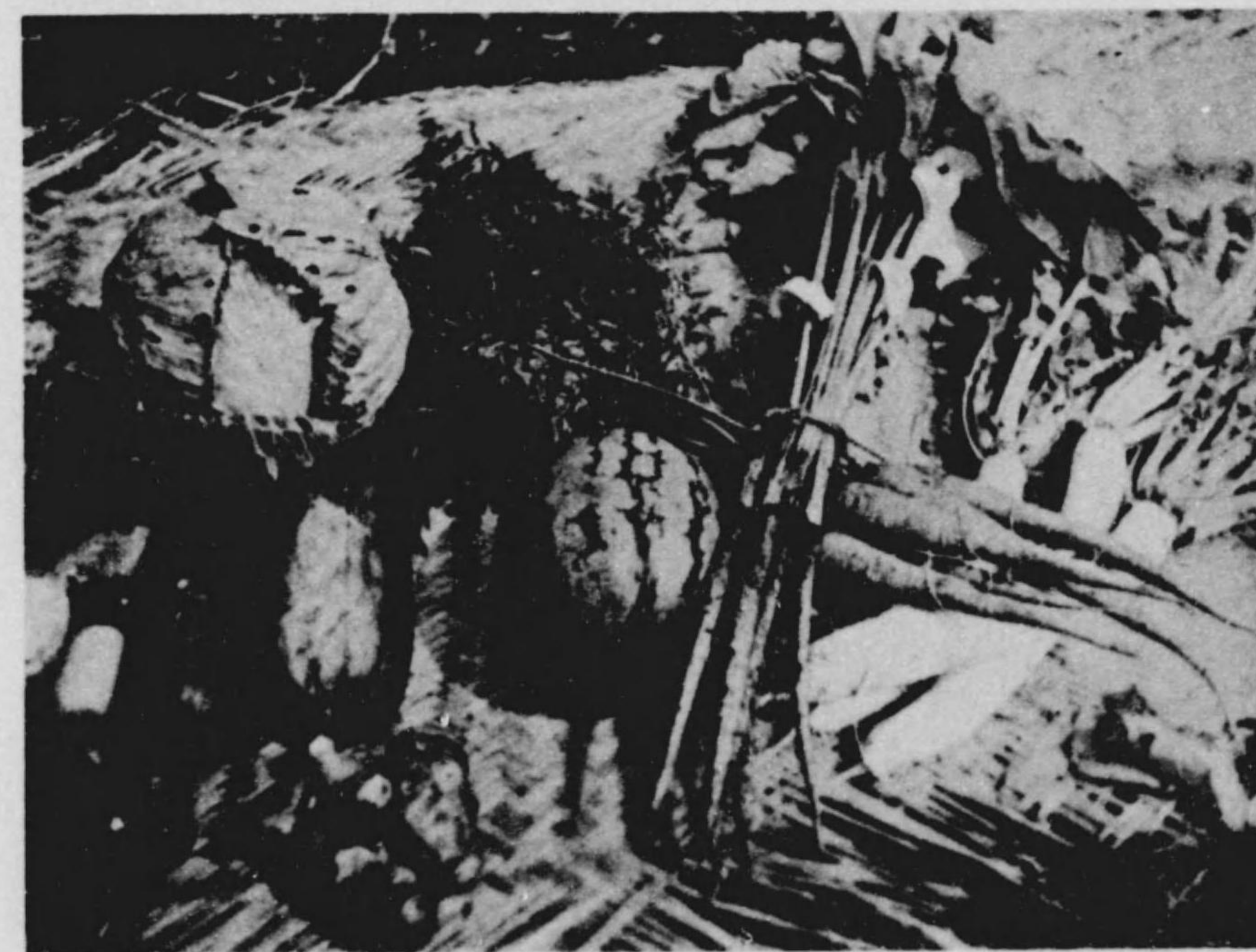
地住移ナメルコ國イアグラバ



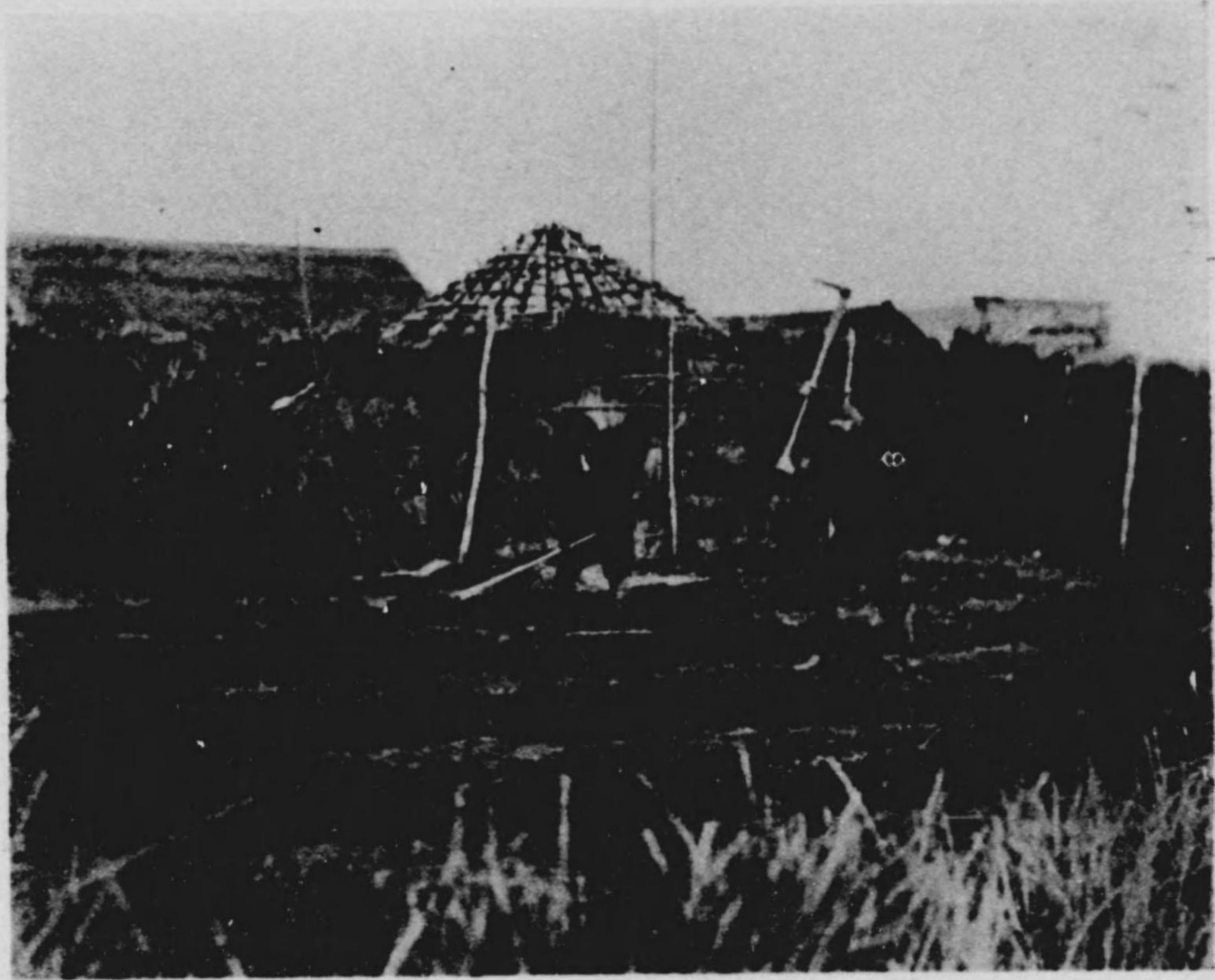
屋家の者住移人邦るけ於に方地オワタ・オネルボ北領英



第一 滿洲農業移民團羊種畜場



第二 滿洲農業移民團の野菜收穫



第三滿洲農業移民の耕作状況



第四滿洲農業移民の團高梁畑

第四編 移植民及海外拓殖事業

第一章 移植民

第一節 移植民の沿革

一 創始時代 我國の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたが、明治以前に於ける渡航者には移植民として考究すべき問題少なく、従つて明治以後のものに付て述べることにする。明治元年横濱駐在の布哇領事が、日本政府との交渉の結果布哇の甘蔗園に日本の移民を送る契約を結んだ。是れに依つて先づ百五十三名が最初の移民として布哇へ渡航した。然し是等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其の後政府は移民の取扱を中止するに至つたが明治十四年布哇王の來朝に次ぎ同十七年には日布渡航條約、日布労働移民條約、航海條約の締結あり、其の結果同十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なること漸次認められ逐年移民は増加し、明治二十七年迄には約三萬人が渡航した。

二 移民會社活躍時代 前述の如く移民の増加は政府の事務を益々煩瑣ならしめ、且つ日清戦役の爲他事を顧るの邊少く、又此の時に於て民間移民會社が移民の取扱を希望し來つたので、明治二十七年政府は移民會社に移民取扱事務を委ねることとなつた。戦後の好況に依り海外發展の氣運興隆し爲に移民會社が續設せられ、政府も亦明治二十

九年には移民保護法を制定して其の保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者数を見るに、同三十一年には布哇へ一萬餘、カナダ、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、カナダへ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、其他合計三萬一千餘人が渡航して居る。然るに布哇移民は殆んど契約移民であつたが、耕主の横暴や移民會社等の惡辣なる行爲に依り、移民は彼地に於て塗炭の苦しみを受けねばならなかつた。更に布哇は明治三十一年北米合衆國に併合せられ、同三十三年には其の一州となるに及び、當時米國に於て勵行せられたる契約移民禁止が此の地にも適用せられた爲、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り續々解散の已むなきに至つた。然し其の殘存會社は南洋、南米兩方面に進路を見出し、明治三十六、七年頃には比律賓へ二千二百人、ペルーへ一千三百餘人、メキシコへ一千二百餘人を送出した。

三 自由渡航時代 米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の増加となつた。明治三十七年頃より布哇在留の邦人は米本國へ續々轉航し、又内地よりも直接米大陸へ自由渡航する者多く、同三十九年には一千七百、同四十年には二千七百の渡航者あり、米國に於ける邦人は同三十五年には五千人に過ぎなかつたものが、六年後の同四十三年には九萬一千餘となり、毎年一萬人の増加を見る状態となつた。然し渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳等に依り、俄然米國人の非難を買ひ邦人の激増は益々其の不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み之を恐れて遂に排日運動を起すに至つた。茲に於て明治四十年、日米間に所謂紳士條約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此の結果一時墨國熱が高まり、同三十九年に五千人、同四十年に三千七百人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

四 移民制限時代 紳士協約の締結にも拘らず、米國に於ける排日運動は益々猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借

の禁止、市民權附與の制限等移住の目的は大半失はるるに至つた。明治三十五年以來一萬人に近かつた布哇移民は、同四十一、二年に於ては三千人より二千人に減じ、米本國への入國は全く困難の状態となり、同四十一年には少數の自由渡航者があつたのみである。此の政府の移民制限方針は其の他の方面にも現はれ、明治三十五年來毎年一萬三、四千人より三萬六千人にも達した移民が、同四十一、二年には一萬人より四千人へと減少した。

然し此の時期に於て注目に價するものは邦人の南米進出である。明治四十一年最初の伯刺西爾移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の増加を見、移民會社取扱の移民は大部分ペルー、伯刺西爾、亞爾然丁に渡航したのである。

五 官民協力時代 政府の移民制限方針に依つて、明治四十二、三、四年と激減したる移民數も、大正元年頃より再び増加の趨勢に向ひ、翌二年には二萬人を越ゆるに至つた。其の後移民は常に一萬人に達したが、我が國情に鑑み人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱導せられ、移民制限方針は當然破棄されねばならなくなつた。民間に於ける移民宣傳獎勵機關は古くより存在し、移民會社と共に努力して來たが、大正四年廣島及熊本の兩縣に海外協會が設置せられ、移民の宣傳獎勵又は指導保護の事業を開始した。大正七年頃よりは和歌山、防長等の海外協會相次いで設立せらるるに至つたが、是等の氣運に促され政府に於ても前の制限方針を廢し、日本人を排斥せざる地方へは積極的に移民を渡航せしむる方針を探るに至つた。

先づ政府は大正十年海外興業株式會社に補助金を交付して、海外移民思想の宣傳普及と移民の保護教養との施設を講ぜしめた。大正十二年には、關東大震災の罹災者にして移住希望者に渡航費を補助し、百十一名を伯刺西爾へ渡航せしめた。是れが渡航費補助の初めであるが、翌年よりは罹災者以外の一般人にも一定の條件で渡航費を補

助し、之を以て移民奨励の一助とした。又従来移民會社は移民より渡航手数料を徴收して来たが、同じく移民の經費軽減の目的で大正十二年より之を全廢せしめ、政府が其の相當額を會社に交付することとした。此の政府の方針に力を得、民間に於ては各府縣に海外協會が續設せられ、移民教育機關も亦設置せられて移民の宣傳に又教養に努めて来たが、政府に於ても大正十二年以來、是等の團體に對し奨励助成金を交付することとした。爾來南米殊に伯刺西爾の移住適地なることが認められ、官民共に力を注ぎし結果移民の數も亦激増するに至つた。又民間の會社、個人等にして伯刺西爾に投資する者出で、海外協會の中信濃、熊本、富山、鳥取等の各協會は、大正十三年伯刺西爾國サンパウロ州に土地を買入れ、以て移住者を送出する計畫を樹て、信濃海外協會に於ては翌十四年に四百五十名を其の購入地に移住せしめた。

政府は曩に設置せられた横濱、神戸、長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へ、移民の保護教養に資すると共に、従來諸種の點に於て缺陷の多かつた移民出發港に於ける移民の宿泊、衛生、教養等の改正又は統制を圖る爲、昭和二年神戸に移民收容所を設置した。昭和七年十一月よりは其の名稱を神戸移住教養所と改められ、同八年一月には長崎移住教養所の開設をも見るに至つた。

昭和二年には海外移住組合法制定せられ、是れに依つて従來の勞働移民と性質を異にしたる所謂企業移民、即ち初めより土地を購入して開拓事業を營むところの組合移住者を渡航せしめ、其の資本と教養とを以て効果を擧げんとする海外移住組合が、昭和二年七月岡山縣に、次いで山口、廣島、三重の三縣に設立せられ、同年八月には海外移住組合聯合會が設立せられた。此の移住組合の數は昭和十一年十二月現在に於て四十四を算するに至つた。而して従來是等の事務は内務省の主管するところであつたが、昭和四年六月拓務省の設置せらるると共に、移民

及海外拓殖事業に關する事務は當省の主管に移り、拓務省に於ては移民の保護奨励施設を爲し、海外拓殖事業の助成に努め、民間の關係團體と協力して我國海外發展の實を擧げることとなつた。特に昭和七年九月よりは多年の懸案であつた支度金の補助をも爲すに至つた。

第一節 移民の現況

第一項 總 說

前節に於て述べたる如く、近年政府に於ても亦民間に於ても海外發展に對する諸種の施設を爲して其の奨励指導を怠らず、又一般國民にも海外思想普及し社會的、經濟的に難局に立てる我が國情と相俟つて、移民の渡航も亦漸次増加の趨勢を辿るに至つた。今大正十二年以降の移民數を示せば左の通りである。

大正十二年	八、八二五	同	十三年	一三、〇九八	
同	十四年	一〇、六九六	同	十五年	一六、一八四
昭和二年	一八、〇四一	同	三年	一九、八五〇	
同	四年	二五、七〇四	同	五年	二一、八二九
同	六年	一〇、三八四	同	七年	一九、〇二八
同	八年	二七、三一七	同	九年	二八、〇八七
同	十年	一〇、八一三			

右の移住者を渡航地別に觀れば、明治の中葉に年々一萬人乃至二萬人の本邦移民の渡航したる北米本國及布哇に於

て、我が契約移民の禁止、紳士協約、排日等我が移民の入國を阻止する幾多の事情發生し、又加奈陀、濠洲等も亦本邦移民の入國を制限した爲、明治末期より我が移民は其の他の地方に其の進路を見出さねばならなくなつた。而して其の進路の一は南米諸國であり、一は南洋地方である。近年是等の地方に對する政府其の他の移住獎勵と、國民の移住地事情知識の普及と相俟つて、其の渡航者は左の數字を示すに至つた。

渡航地別	年				
	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年
伯刺西爾	五、五六五	一五、一〇八	二二、二九九	二二、九六〇	五、七四五
比律賓群島	一、一〇九	七四六	九四一	一、五四四	一、八〇二
ベトナム	二九九	三六九	四八一	四七三	八一四
英領カナダ	一〇六	九八	九一	一〇五	五七
ソグイェット聯邦	一、二三八	一、〇九六	一、〇九五	一、三二〇	三二二
馬來半島	五四九	三五六	三二二	五九八	五八三
蘭領東印度	四四七	五三三	四六八	三五六	三八九
亞爾然	三六二	二九九	一三五	一一二	二〇一
メキシコ	二八三	一四九	八五	八〇	五三
其の他	三四	一〇一	五九	一〇五	九二
計	一〇、三八四	一九、〇二八	二七、三一七	二八、〇八七	一〇、八一三

次に本邦内地人にして海外に在留する者の數を觀れば、昭和十年十月一日現在の外務省調査に依れば、在外邦人總數は九十三萬七千九百七十人にして、關東州及南洋群島を合すれば百十四萬六千四百六十二人に達する。此の數字の中には官吏、會社員等も包含して居るが、大部分は海外移民と見て差支へない。是等の邦人を在留地別に示すと左の通りである。

國名	人		國名	人	
	員	員		員	員
北米合衆國	一一二、四一八	五、四七〇	メキシコ	一、四七〇	八〇
布領カナダ	一五一、二八五	七七一	キリニュー	一、四〇二	二、八八二
英領西印度	二〇、一八三	三二八	パナマ	一、四〇二	二、八八二
伯刺西爾	一九二、八二三	二二九	佛領印度支那	三、〇七二	二、八八二
ベトナム	二一、五五〇	三	レバノン	三、〇七二	二、八八二
亞爾然	五、六九一	三	濠洲新西蘭及大洋洲諸島	三、〇七二	二、八八二
智利	六五八	三	中華民	五、六一〇	二、八八二
ボリヴイ	三六九	三	英領香港及葡領澳門	一、四〇二	二、八八二
グエネズエラ	一七四	三	中	一、四〇二	二、八八二
コロンビア	一七四	三	滿洲	三、二二、三九四	二、八八二
ウロンビア	六五	三	極東諸國	三、二二、三九四	二、八八二
パラグアイ	二〇	三	歐洲諸國及	二、八八二	二、八八二

サルゲアドール	八	南阿聯邦	四四
比律賓群島及グアム島	二一、五二八	英領東阿弗利加	七二
英領馬來	六、四八七	佛領アルゼリ	四
英領北ボルネオ	八七〇	佛領モロッコ	一一
英領保護サラワク	六、五九八	計	九三七、九七〇
蘭領東印度	一五	關東州	一五七、八三五
アフガニスタン	三四	南洋群島(委任統治地域)	五〇、六五七
イラン	一、五〇七	總計	一、二四六、四六二
英領印度及錫蘭	四一二		

右の如く在外邦人の發展を數の上より觀れば、先づ滿洲國を第一とし、伯刺西爾、布哇、北米合衆國等之に次ぐが、滿洲國及中華民國は海外移住民問題より觀るときは、他と趣を異にし特別の關係に在るを以て之を除き、又布哇、北米合衆國、英領カナダ等は現在に於て我が移住民の對照とならざるを以て之をも除き、中南米諸國及南洋方面に於ける邦人の狀況を次に概述することとする。

第二項 中南米地方

第一 伯刺西爾

伯刺西爾は南米大陸の東北に位し、廣袤八百五十一萬二千餘方軒にして、我が内地の約二十二倍に當る大國であ

る。千九百三十三年に於ける人口は僅かに四千三百三十二萬三千餘人である。人口密度より觀れば我が内地の三十五分の一に過ぎず、若し日本の密度迄之を收容するとせば、實に二十一億の人口を包擁し得る譯である。是れは即ち未開拓の地多く、且つ勞働力の不足を實證するものである。

又伯刺西爾は熱帯より温帯に亘る大國なる爲、中部以南の伯刺西爾大高地も、北部の大アマゾン平原も凡ゆる有用植物の成育に適する地である。例へば世界全産額の七割を占むる珈琲を始めとして、玉蜀黍、マンヂオカ、米、砂糖、豆、棉、煙草、茶、果樹等熱帯産植物の全部は殆んど肥料を施すことなくして成育する。尙牧畜、林業等も將來ある産業である。而も此の土地は極めて廉價にして、外國人たる邦人が之を取得するに付ても容易である。伯刺西爾の氣候は位置より言へば熱帯に位するが、大部分の地方も潮流、貿易風、降雨等の關係で決して住み難い所ではなく、邦人の多數在住するサンパウロ州は最高温度三十一度、最低九度にして平均二十一度なる爲九州の氣候に類似し、北部の熱帯でも日本の八月位の程度で想像より凌ぎ易い所である。又毒蛇、猛獸の類も少く、熱帯の割合に風土病も亦少い。

伯刺西爾には明治四十一年初渡航者があつて以來、大正二、三年頃及同五年より同八年迄年々數千の移住者があり、同十二年より漸次増加の傾向を示し、昭和三年には一萬二千人、同四年には一萬五千人に達した。同五年に至り我國財界の不況深刻となり、加ふるに伯刺西爾の政變及不況等の爲渡航者數も亦一萬三千七百四十一人に減じ、同六年には更に五千五百六十五人に減少したが、同七年には財界の影響、支度金の補助等に因り一萬五千九百七十七人に達し、更に同八年には二萬三千二百九十九人、同九年には二萬二千九百六十人となつて居る。同十年には移民制限の實施に依り五千七百四十五人に激減した。在伯邦人數は外務省の昭和十年十月一日現在の調査に依ると十九萬二千八百人である。

邦人の分布状況は總數の九割三分はサンパウロ州に在留して居る。サンパウロ州は伯刺西爾の東南に位し、文化の最も發達せる同國の中心地であり大珈琲産地にして、邦人の大部分が珈琲園に勞働し或は珈琲園を經營して居る關係上同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の約十七萬人に比較すればミナス・ジエラエス其の他南部三州の約五千人、パラ、リオ・デ・ジャネイロ、アマゾナスの諸州其の他の二千五百人等は言ふに足らぬ少數である。次に在留邦人を職業別に觀るに、伯刺西爾が大農業國なること、我が移民の殆んど全部が農業の目的を以て渡航せること等より農業に従事する者最も多數を占め、其の見込數は十六萬餘人に及んで居る。其の他には商業の約二千人、工業の約一千人、公務自由業の約五百人、家事使用人の約二百五十人等が之に次いで居る。

農業者の大部分はサンパウロ州に於て珈琲の栽培に従事して居る。本邦の渡伯移民は主として勞働移民であるが、是等の移民はサンパウロ州に在る四萬の珈琲園に植付けられたる十數億本の珈琲栽培の爲に必要な勞働力を供給する珈琲園移民にして、珈琲園に雇はれ栽培の爲に必要な除草、採實等の勞働を爲し、其の勞銀に依つて生計を立て、總て其の經驗と蓄積したる資金とを以て獨立農業者となるのである。又内國より相當の資金を携帶し初めより獨立農業者となる者もあるが、是等の者も主として珈琲の栽培を目的とするのである。然しサンパウロ州に於て近年米、棉、煙草、甘蔗等の栽培を爲す者漸く多く、果樹、蔬菜等の栽培も行はれ養蠶飼育者も亦漸増して來た。殊にサンパウロ市附近に於ける邦人の馬鈴薯栽培の如きは聲價高きものがある。斯くの如くして農業上に優秀の技能を有する邦人はサンパウロ州に於て著々確實なる地歩を占め、數百町歩の土地を購入し、多數の勞働者を使用して大農園を經營して居る者も少くない。然し近時はサンパウロ州以外の諸州への進出も目覺しきものがある。即ちパラナ州其の他の南部諸州への發展、北部アマゾン河流域への進出等是れにして、是等は同地方に於ける拓殖事業會社の事業と相俟つて著

しき發展を遂げて居る。

海外發展に對して移民と同様、更に重要な要素である拓殖事業に於ても伯刺西爾は異常な成績を擧げて居る。南米拓殖株式會社、海外興業株式會社等の拓殖事業會社は、他の地方に於けると異り其の事業地に内地農民を移住せしめ、拓殖事業と共に移民事業を行ひ、更に海外移住組合も伯刺西爾に於て組合員を移住せしめる等、企業的移民の進出も他に見られざる進展を遂げて居る。農業者中約半數の借地農及獨立農業者の支配する土地は約二十數萬餘町歩にして、拓殖事業會社及團體等の土地を合すれば約二百萬町歩に達する。

昭和五年の中頃に至り、伯刺西爾に於ては近年の世界的不況に禍せられ其の影響を蒙つたが、我國に於けると全く實情を異にし、勞働賃銀は稍々低下を免れなかつたが、我國の如き失業を見ずして既に回復に向ひ、現在本邦移民の就働を需要しつつある優良なる耕地も、例年に比し減少したる譯ではない。尙同年十月革命の勃發して以來、時に政情の混亂を思はすものがあつたが、今は全く安定し最近農作物の値段も良く特に棉は異常の活況を呈し、従つて在留邦人の事業成績は極めて順調に發展して居る。此の革命の成功に依つて、現大統領ゼツリオ・ウアルガス氏を主班とする假政府の下に獨裁政治を繼續して來たが、其の間に憲法擁護運動起り、此の刺戟に依り假政府は新憲法の制定を急ぎ、新憲法起草委員會を設けて草案を作成せしめた。此の原案には移民に關する立法は聯邦に專屬し、聯邦は入移民に付て方針を樹てて之を制限又は禁止することを得る旨を規定し、從來各州に委任されてあつた移民に關する事項を聯邦の權限に移さんとしたのである。此の案に對しては伯國醫學界の元老にして政界にも大なる勢力を有するミダール・コト氏外數名の議員が更に修正案を提出し、遂に左記の通り極めて嚴格なる移民制限條項として、昭和八年五月二十四日議會を通過し、翌九年七月發布せらるるに至つたことは我が對伯移民發展上洵に遺憾なることであ

る。

「移民は伯國領土への入國は人種的完成の保證並に移民の肉體的及文化的能力の保證に必要な制限を受くべし、而して各國よりの毎年の移民の潮流は最近五十年間國內に定著したる當該國人の總數の二パーセントの限度を超ゆることを得ず」(憲法第二百一十一條第六項)

此の憲法の移民制限條項に基く新移民法は、未だ制定の運びに至らないが、其れ迄の暫定的割當として昭和十年度は二千八百四十九人、昭和十一年度は三千四百八十人の日本移民入國を許可した。昭和十年中の實際入國者數は右割當數と、特に割當外入國を許されたところの、前年中に旅券査證を受けた者を合し約九千人であり、昭和十一年度の割當は十四歳未滿の者を除外せる爲約五千五百人であつたが、是等を昭和七、八年の各二萬數千人に比較すれば大なる減少と言はなければならぬ。然し移民制限に依つて惹起されたる勞働力の不足問題が、今日伯國に於ける論議の的となれる爲、此の制限は早晚何等かの形に於て緩和せられるものと期待せられて居る。

第二 亞爾然丁

亞爾然丁國は面積二百七十九萬七千餘方呎にして我國の約七倍に當り、其の五割は農耕可能地である。人口は千九百三十三年に於て一千二百五萬四千餘人、氣候は南部と北部とで相當差異あるも中部は一般に溫和である。産業の主なるものは農業にして麥、玉蜀黍、亞麻、棉、砂糖、アルフアルファ、煙草、果實等の栽培に適する。又中央部草原地帯、所謂パンパス平原は放牧に適する。

亞爾然丁へは明治四十年初めて本邦移民が入國し、其の後殆んど毎年移民の渡航者があつたが、其の數は極めて少

數にして多い年でも二百人に滿たなかつた。而して昭和八年に百三十五人、同九年に百十二人、同十年には二百一人となつて居る。昭和十年十月一日現在に於ける在亞邦人數は總計五千六百九十一人にして、首都ブエノス・アイレス市に最も多く約二千人で、他は各所に散在して居る。

是等邦人を職業別に觀れば、工業の約一千百人が最も多く、農業の約一千人、商業の約九百人が之に次いで居る。右の工業者中最も多數を占めるは紡績工業である。邦人の従事する農業は主として蔬菜、園藝、マテ茶の栽培等である。

第三 ペルー

ペルー共和國は面積百二十四萬九千餘方呎、人口は千九百三十三年の調査に依れば約六百七十萬にして氣候は溫和である。ペルーは農業と鑛業との國にして、農業では棉と甘蔗との栽培が最も進歩して居る。其の他米、玉蜀黍、麥、葡萄等を産する。鑛産物では金、銀、銅、鉛、石油等があるが、其の中石油を第一とし銀、銅が之に次いで居る。高原は牧畜に適し牛、羊、アルパカ等の飼育が盛んである。東部の山岳地方は將來林業地として注目に價すると云はれて居る。

ペルーに於て初めて本邦移民の渡航せしは明治三十二年にして、歴史は南米諸國中最も古い。最近に於ける渡航移民數は昭和八年には四百八十一人、同九年には四百七十三人、同十年には八百十四人である。ペルーは從來外國移民を制限せず、在留邦人の數も亦伯國に次いで多數であつたが、同國は昭和十一年移民入國法を改正し移民制限を實施した結果、在秘邦人移住者の限度を一萬六千人と定めた。在秘邦人は既に右數を遙に超過して居る爲、邦人移民の入國は今後事實上禁止されることとなつた。昭和十年十月一日現在に於ける在秘邦人數は二萬一千五百五十人にして、リ

マ市に約一萬七千人、其の他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有しリマ市、カヤオ市及其の附近に集團して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、商業の約五千人、農業の約二千人、工業の約五百人、公務自由業の百五十人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に従事せる者にして、其の數一萬二百餘人である地方に於て商業に従事する者を合すれば一萬七千二百餘人に達する。斯くの如き都會集中の傾向は動もすれば排日の氣運を醸成する原因となるので、同地中央日本會が母體となり昭和六年秘露拓殖組合を設立し、奥地森林地帯に邦人を分散移住せしむることとなつた。プエサス植民地が即ち是れである。現在十八家族の入植者があり目下事業進捗中である。尙同國に於ける邦人農業者は主として棉花の栽培に従事して居るが、既に土地を購入して其の栽培を爲せる者もあり、本邦の會社も二、三棉花栽培事業に著手した。同國では更に甘蔗の栽培、林業及牧畜等に發展の餘地ありとされて居る。

第四 バラグアイ

バラグアイ共和國は面積四十一萬八千七百餘方呎、人口約八十七萬餘人の小國にして、首府アスンシオンと雖も十萬人の小都市である。氣候、風土、地勢等は伯國サンパウロ州と大體同様である。主産業は農牧、林業にしてバラグアイのマテ茶は世界に其の名がある。其の他棉、煙草、柑橘等栽培せられるが、未だ幼稚の域を脱しない。然し同國産業の發展は、健全なる農村人口の増加と相俟つて全く將來に屬して居る。

從來バラグアイに移住したる邦人は其の數甚だ少く、其の他出生者を加へても猶三十名に達しない状態であつたが、海外移住組合聯合會は昭和十一年、同國に對し組織的移住計畫を樹て、約八千三百町歩の農耕地を購入し、茲に邦

人の入植を奨勵して居る。昭和十一年中内地より二十七家族、伯國より九家族合計三十六家族、約二百七十人の邦人が入植したが、更に昭和十二年にも相當數の邦人農家が入植する豫定である。

要するにバラグアイは邦人にとつては極く最近開けたる移住地にして、其の成績の如何は勿論今後に俟たねばならぬが、同國が天然資源に恵まれたる極めて將來性のある國である關係上、今後は邦人も年々大いに移住するものと思はれる。

第五 其の他の南米諸國

其の他南米には智利、コロンビア、ボリビヤ、ウルグアイ、ヴェネズエラ等の諸國がある。是等諸國は孰れも邦人の入國を制限することなく、又各種の栽培事業に適して居る。コロンビアへは昭和十年拓務省が福岡移住組合員より成る企業移民十家族を送つた。然し昭和十年十月一日現在に於ける在留邦人は極めて少數にして、智利に六百五十八人、ボリウイヤに三百六十九人、コロンビアに百七十四人、ウルグアイに六十五人等である。

第六 中 米

中米に於て邦人の最も多く在住する國はメキシコ共和國である。墨國は鑛業と農業との國にして、石油、銀及甘蔗、玉蜀黍、麥、豆、アルファルファ等を主なる産物とする。

我國の移民は明治三十年初めて此の地に渡航した。其の後明治三十六年契約移民渡航してより漸次渡墨熱高まり、殊に日米間の紳士協約の結果、同三十九年及同四十年には移民の激増を見るに至つた。是等の移民は炭坑、砂糖耕地に

於て労働することとなつたが、熱病、革命その他不祥事の爲失敗に歸し、又移住者も其の後甚だしく減少し近年に於てもさして増加しない。而して昭和八年は八十五人、同九年は八十人、同十年は五十三人と漸減して居る。昭和十年十月一日現在に於ける在留邦人数は五千四百七十人にして、其の分布状態は首都メキシコ市及中部地方に約半数及北西部三州、低加州に残りの半数が在住して居る。

次に是等邦人を職業別に観れば、農耕、園藝、畜産業者最も多く、次が物品販賣業者で其の他は漁業、製鹽業、銀行、會社、食糧品製造、理髮、浴場等の職業に従事して居る。

其の他の中米地方中パナマは米國の勢力大で移住に適せず、玖瑪は甘蔗の栽培に適する地であるが入國の制限がある。在留邦人数はパナマに三百二十八人、玖瑪に七百七十一人にして、近年の移住者數も數ふるに足りない。

第三項 南洋地方

第一 比律賓群島

近年我が移植民の目的地として南米に次ぎ重要なるは南洋の比律賓群島にして、移植民の渡航數より觀ても伯刺西爾に次ぎ第二位である。比律賓群島は農業國にして、其の重要産物は米、砂糖、椰子、麻、玉蜀黍、煙草、カカオ及珈琲等である。農業の外主なるものは漁業及林業にして殊に近海は漁業豊富である。

我が邦人移民は明治三十三年初めて數名が渡航したが、明治三十六年二千二百餘人、翌年には二千九百人が渡航した。是等の移民は道路工事に従事した後、砂糖及麻耕地に入つて労働に従事して居たが、近年邦人の麻及椰子耕地經營の増加と共に渡航者も亦漸次増加するに至つた。而して最近に於ける移民渡航者數(グアム島を含む)は昭和八年に

は九百四十一人、同九年には一千五百四十四人、同十年には一千八百二人である。比律賓群島在留の邦人總數は昭和十年十月一日現在に於て二萬一千五百二十八人である。是等の邦人はマニラ市に四千三百三十七人、ルソン島(マニラ市を除く)に二千一百一人、ダバオ州に一萬三千五百二十八人にして、ダバオに最も多數在住して居るが、是れは後述の如く同地に邦人の麻栽培業者が多く、又移民の大多數が此の麻耕地に労働して居る爲である。

次に在留邦人を職業別に観れば、農業者最も多く、殆んど全部がダバオ州に居住し、其の數一萬人以上である。邦人の栽培する農作物の最も重要なるものはマニラ麻である。元來麻はダバオに於て邦人の手で始められ又發達せるものにして、現在の植付面積は十萬英反に達して居る。移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇はれ、其の耕地で労働に従事する。農業者中には椰子の栽培に従事する者、護謨、砂糖等を栽培するものもあるが極めて少數である。

比律賓群島には漁業移住者が相當あり、ダバオ、マニラ等に在住し外南洋に於て漁獲するのであるが、相當の成績を擧げて居る。其の他には大工、左官の手先の職業と銀行、會社其の他小商業に従事する者が多い。

第二 其の他

比律賓群島以外の南洋方面で邦人の多數在住する地方に、英領馬來、英領北ボルネオ及サラワク、蘭領東印度、英領印度、暹羅等がある。是等の地域に於ける在留邦人数は昭和十年十月一日現在に依れば左の通りである。

英領馬來	六、四八七	英領北ボルネオ及サラワク	八七〇
蘭領東印度	六、五九八	佛領印度支那	二三九

運 羅 三、〇七二

四一二

英領印度及錫蘭

一、五〇七

大洋洲諸島、新西蘭、濠洲

右の邦人は多くは會社、銀行、商店員又は事務員にして、其の他では家事被傭人、小商人等が相當多い。農業方面では農業經營者多く、蘭領東印度、馬來半島では大部分護謨及椰子の栽培に従事して居る。只爪哇では麻の栽培が首位に在り、其の他の栽培物では砂糖、茶等があるが、さして多くはない。

是等の地方に於ては勞働移民が少數であるが、是は支那人、土人等の安き勞働力があるが爲である。故に邦人の發展すべき途は寧ろ栽培企業の方面であらう。其の他では漁業が却々發展の餘地があり、南洋の漁業調査報告は孰れも其の發展の可能を擧げて居る。尙移住者は小資本を以て小商人又は日本人の得意とする手先の營業に従事するを有利なりとされて居る。

第三節 移植民の種別及渡航方法

第一項 移植民の種別

移植民は地域、職業等其の觀察點を異にするに依つて種々分類せられるが、現在の本邦移植民に付ては中南米移民と南洋移民とに關して記述すれば必要且つ充分にして、其の中特に伯刺西爾移植民と比律賓移植民とに付て述べる必要がある。

伯刺西爾及南洋移民は大部分農業移民と稱して差支へ無く、之を資力其の他の點より分類して勞働移民と企業移民

とに分類せられる。伯刺西爾に於て前者に屬するものに珈琲園移民があり、後者の企業移民と云ふ語は稍々移民の觀念に則しない憾もあるが、小資本を携帶し最初より獨立業者となる爲、土地を買入れ栽培業を營むものにして、之に屬するものには海外移住組合の移民と拓殖事業會社の事業地に入る移民とがある。其の他の南米地方行移民は主として勞働移民であるが、職業は農業其の他種々雜多である。南洋中比律賓移民は主として勞働移民と農業移民で麻耕地行移民である。其の他の南米地方には商業移民と漁業移民とがある。

第一 珈琲園移民

珈琲園移民とは伯刺西爾、主としてサンパウロ州の珈琲園に於て勞働する爲移住する者を謂ふのである。珈琲園移民は總て海外興業株式會社の取扱に係るものであるが、從來の伯刺西爾移民は大部分此の珈琲園移民にして、多くは伯刺西爾珈琲園主との契約に依り勞働する契約移民であり、又政府より補助されて渡航する補助移民である。

珈琲園移民の取扱を爲す海外興業株式會社では、伯刺西爾政府の日本人誘入許可數に基いて年度當初移民の輸送計畫を樹て、是に依つて内地に於て募集した移民を伯刺西爾に渡航せしめる。移住の資格其の他渡航の方法等に付ては後述するところに譲るが、同社は更に伯國に於て本邦移民の使用を希望する珈琲園主が申出づる勞働移民の需要數と、其の勞働條件とに依つて渡伯した移民を珈琲園に割當てる。之を配耕と云ふが此の配耕された移民は其の珈琲園に於て契約に定められたる期間（普通は一箇年、十月初め頃より翌年九月末頃迄の一農年）一定の賃銀に依つて勞働に従事することとなるのである。

珈琲園労働者は耕主の與へる住宅に住み、働手一人に付て珈琲一千五百本乃至二千本位の割合で珈琲畑を受持ち、其

の區域の除草及珈琲の實の採取を爲すのである。尙珈琲園の中珈琲樹の若いもの之間に間作として、又は別に餘作地と云つて珈琲受持本敷に依つて一町歩又は二町歩なりの畑を借り、無地代、無肥料で此處に米、玉蜀黍等を栽培し、住宅の周囲では養鶏、養豚等を爲し、野菜果樹を栽培して食料の自給自足を圖る。是れは餘れば他に賣却する。此の外に珈琲の乾燥其の他の日雇労働に従事することも出来るので、除草、採實賃と是等の収入とを以つて生計を立てるのである。二年目よりは是等の労働に慣れ要領も得、又珈琲樹の受持本敷を増加し得るので、是れに依つて収入も相當増加することとなる。従つて又家族多く、労働する者の多い程収益を擧げ得るのは當然にして、珈琲園移民を募集するに付ても先づ家族の構成、即ち五十歳未満の夫婦及五十歳未満十二歳以上の近親者一人以上を基準として一家族を成すものを選定するのは是れが爲である。

珈琲園の契約労働者は珈琲園主に對して一農年(普通一農年とは十月頃より翌年九月末頃迄を言ふも、其の中間に入耕した者は九月末頃迄在耕した後、更に引續き翌年の九月末頃迄)就働する義務を負ふのみであるが、海外興業株式會社に於ては移民の利益の爲尠く共二、三箇年は最初指定されたる耕地に於て労働することを勤めて居る。斯くの如くして數年の努力に依り相當の貯蓄が出来ると獨立農となるか、又は其の準備として先づ珈琲樹仕立の請負をする。珈琲樹仕立の請負は普通一家族で七千本位を引受ける。是れには四年契約と六年契約とがあり、四年契約は地主が開墾して植付け、住家を建てた所に入つて四箇年珈琲の栽培を請負ふのが普通にして、請負賃と間作収入と四年目の珈琲(四年目には多少實が成る)とを自己の収入とする。六年契約は地主が單に土地を貸付けるのみにして、請負人は開墾、植付、家屋築造等の一切を爲し、最初は間作収入、四年目以後の珈琲收穫及珈琲仕立賃とを以て収益と爲すのである。斯くの如く移民は珈琲園労働を以て將來獨立農となるべき一の過程とし、其の經驗と資金とを以て或は土地を買入

れ或は借入れて珈琲の栽培を始めるのであるが、千九百三十二年十一月珈琲價格の釣上げを目的とせる大統領令が公布せられ、向ふ三年間珈琲樹の新植を禁止したる爲、今後は珈琲の栽培よりは寧ろ他の有望なる作物を栽培する方が得策である。現に新しく獨立する邦人農業者は棉、米、煙草、果樹、蔬菜等の栽培を爲す者漸次増加するに至つた。

第二 海外移住組合の移民

従來の労働移民が移住地に於て獨立農となるには相當の年月と資本とを要し、一方教養の點に於ても缺けるところがあつたので、是等労働移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を圖り、労働と資本とを併用して大いに海外發展の實を擧ぐべく、昭和二年三月海外移住組合法が制定せられた。

而して現在本法に依つて設立されたる海外移住組合は、一府縣一組合の建前で昭和十一年十二月末現在に於て其の數四十四を算するに至つた。本組合は組合員の自作農として渡航するを助成するを主たる目的とするもので、移住の獎勵、渡航の斡旋等を行つて居る。而して各組合は全國的に結合して更に海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふの外、伯國に其の代行機關である有限責任ブラジル拓殖組合を設け、移住地の取得、是れに對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を實施して居る。海外移住組合移住者は此の組織に依り、最初より二十五町歩の自作農として渡航するものを謂ふのである。

海外移住組合の移民となるには、先づ本籍地又は寄留地の移住組合に加入し、出資一口(一口の金額五十圓)以上を持たねばならぬ。然し組合員が渡航する爲には、必ずしも出資全額の拂込を了したる後たることを必要としない。次に必要なるは労働能力にして、一家族中活動力を有する者尠くとも三人あり、且つ必ず家族を構成して居らねば

ならない。是れは移住地到着後直ちに自己の廣大なる土地を開拓する爲、豊富にして且つ團結したる労働力のあることが成功の一要件なるが爲である。尙移住者は開拓資金として三人(十二歳以上の者)一家族に付相當額の準備金を必要とし、出發前之を聯合會に供託し置き入植後の開拓資金、生活費等に充當する爲、時々移住地に於て拂戻を受けるのである。尙移住組合の移民は政府より渡航船賃の全額並に渡航支度金を補助される。

現在聯合會の移住地は伯國サンパウロ州及パラナ州に在り、入植者は移住地に到着すると抽籤に依り普通一地區(二十五町歩)の割當を受ける。土地代は交通の便否や地味、林相の良否、施設狀況の如何に依り附近の地價を參酌し、伯貨で一等地八コント、二等地四コント、三等地三コントと言ふ如く區分して定められて居る。割當を受けた者は一時移住地に設けられたる宿泊所に起臥し、先づ割當地の入植準備を終了し其の地區に移轉し、愈々伯國自作農としての第一歩を始めるのである。作物は珈琲、米、棉、玉蜀黍、豆、蔬菜、煙草、バナナ、オレンヂ、パイナップル等で、其の他に豚、鶏、馬、牛等の家畜をも飼育する。在伯邦人にして入植する者相當あるが、内地より移住したる組合員は昭和十二年一月末迄に、合計一千二百二十家族、七千八百六十六人である。

第三 拓殖會社の移民

我國の海外拓殖事業は滿蒙、南洋、南米等に於て著しき發展を遂げて來たが、南米殊に伯刺西爾に於ける拓殖事業は各國企業家の視聽を集め、日に月に産業の發達を見るの狀態にあるとき、我國の企業者も亦之に和して廣大なる土地を取得し、珈琲、棉、茶等諸種の栽培事業を營むに至つた。是等の拓殖事業會社は他と類を異にし、植民事業を行ひ其の所有地に内地農民を移住せしめ農業に従事せしむるのである。此の拓殖事業會社の事業地に移住する移民に就

き左に略述することとする。

一 海外興業株式會社 同社は伯國サンパウロ州イグアペ郡にイグアペ植民地を經營して居る。イグアペ植民地は大正八年海外興業株式會社が、伯刺西爾拓殖株式會社を合併した際其の經營を承繼したるものにして、昭和十年十二月末現在に於て七萬七千四百七十町歩の面積を有し、邦人入植者七百八十六家族、四千九百十五人に及んで居る。イグアペ植民地に移住する者はイグアペ植民と稱せられる。同植民は農業者にして家族を構成することを要し、又疾患なき強壯の者たることを要する外、出發前に於て海外興業株式會社に對し、一家族三人分として九百五十圓を供託する必要がある。是れは渡航一箇年の生活費、土地讓受資金等に當てられるものであるが、イグアペ植民は海外移住組合の移民と同じく植民地の一部(普通一地區二十五町歩)の分讓を受け、初めより自作農として耕作に従事することとなるが、一地區(二十五町歩)一千圓にて譲り受け、其の代價は一時拂又は七箇年賦で償還する。而して移住地到着後最初の仕事は假小屋を建設することと開墾とである。開拓が終ると各種作物の栽培、家畜の飼養を開始する。イグアペ地方では米、珈琲、茶の栽培が最も盛んにして、米(陸稻)はイグアペ米と稱し相當名高い。其の他甘蔗、煙草、豆、玉蜀黍、果樹等の栽培にも適する。家畜殊に豚の飼育は簡單にして成績良く、養蠶も亦相當盛んである。

二 南米拓殖株式會社 同社の事業地はアカラ及モンテアレグレに在る。アカラ植民地は面積六十萬町歩にして、アマゾン河口パラ州の首府ベレーン市の南方八十哩、モンテアレグレは其の面積四十萬町歩にして、ベレーンの西方四百哩の地に在る。一定の條件を以て植民に分讓する。此の地に入植する植民は農業植民であることを要し、渡航船賃は政府より補助されるが、其の他の旅費は自辨のことに定められて居る。尙植民は契約締結と同時に、渡航

務年度の生計費並に用意金に充つる爲最低三百圓を會社に預託することを要する。

植民は一家族で森林地一地區約二十五町歩宛の分譲を受け、自作農として開墾に従事するのであるが、入植後先づ各家族は人数に応じて五町歩乃至十町歩を切り拓き耕作する。土地代は一地區百三十圓前後にして、一時拂か又は三箇年賦で拂込むこととなつて居る。

アカラ植民地は諸種の農作物に適するが、就中植民の従事する栽培の主なるものは棉花、米、カカオ等で、其の他マンチヨカ、麻、胡椒、玉蜀黍、落花生、豆、果樹、蔬菜等がある。又豚、牛、馬及鶏等の家畜を飼育するに適して居る。同植民地へは昭和三年以來同十一年十二月末迄に三百六十家族、二千二百二十人の移住者があつた。

第四 タバオ麻耕地移民

伯刺西爾蘭移民に次ぎ其の數に於て第二位の多數を占むるものは、比律賓ミンダナオ島タバオに於けるマニラ麻耕地移民である。同地方に於ける邦人の麻栽培は明治四十年頃に始まるが、其の後邦人の拂ひたる幾多の犠牲と努力とは、當時の僻陬未開の蕃地をして現在群島中最大の麻生産地たらしむるに至つた。現在タバオには三十七社の邦人栽培會社があり、廣大なる土地を保有して直營或は請負耕作に依り麻及椰子の栽培を營みつつあるが、又米、比人會社耕地其の他に入耕して麻栽培を爲す邦人も亦頗る多數に上つて居る。比律賓に於ては契約移民及補助移民の入島を禁じて居る爲、移民は自由移民或は自費移民として渡航する。其の渡航費は大凡二百二十圓程度である。移民は入島後は通常邦人會社耕地或は米、比人會社に於ける邦人經營の耕地に入り、初め除草其の他比較的簡易なる雜役に従事し、慣れるに従ひ漸次栽培より麻挽に至る一切の勞働に従事する。麻挽とは伐り取つた麻を機械に掛けて纖維を抽

出することである。斯くして彼等は賃銀を得ると共に、更に進んでは此の期間に習得せる經驗に基き獨立の經營者として邦人或は米、比人會社耕地等に於て自ら請負耕作を爲すのである。

請負耕作とは開墾、整地、植付、管理、收穫より生産に至る全部或は一部の勞働を請負ふこととして、其の勞働報酬として普通地主側より生産物買上高の八割五分前後を受け取つて居る。現在タバオに於ける邦人請負耕作者及農業勞働者は五千四百人で、其の家族を合するときは一萬人以上の多數に達して居る。

第五 其の他

其の他南米に於ては、ペルーの移民は主として日用品小賣商、飲食店、理髮店等に從事して居る。農業では棉花の栽培に従事する者が多い。又コロンビヤへも農業移民が渡航して居る。其の他の南米諸國に於ける移民は多くは小商人、飲食店、理髮店、家事被傭人等である。

南洋方面では一般に多くは小商人、家事被傭人、飲食店、理髮店、自轉車修繕業等である。稍々注目に値するものは漁業移民である。本邦人の特技とする漁業を爲すを得べく、外南洋は相當漁業豐富なる爲各地に漁業經營者あり、其の下に漁業勞働者が各々相當犠牲的活動を行つて居るが、是等勞働者の數は約三千四百餘人を算せられて居る。其の根據地とも云ふべき地方は先づ新嘉坡にして此處に一千人、次がバタビヤに三百五十人、マニラに九百人程、其の他タバオ、アンボイナ、ピナン、タワオ、メナード等に若干宛在住して居る。

次に商業移民と稱すべきものがあるが、是れは比律賓、爪哇、マレー其の他南洋各地の都市に於て青年が商業被傭人となり、其の經驗と勞銀とに依つて獨立の商人となるものである。之を組織的に行ふ爲南洋協會では、昭和四年乃

至同六年に爪哇へ三十人、昭和七年乃至同十年に爪哇、スマトラ、新嘉坡、比律賓、暹羅方面へ百五十餘人の青年を送り、商業見習生として同地の商店に勤めしめて居る。是等の中十一名は既に其の経験と勞銀の蓄積とに依つて獨立したる商人と成つて居るので、南洋の現状よりして相當注意に價する試みである。尙數に於ては極めて少なく而も最近の進出ではあるが、特殊な移民として自轉車修繕並に販賣に従事する者の成績は注目するものがある。濠洲には英人に雇傭せらるる眞珠貝採取夫がある。當地方に於ては取扱上本邦移民の入國を禁じて居るが、眞珠貝の採取は邦人のみ之を能くする業である爲、一定數に限つて邦人漁師を招き此の業に従事せしめて居る。現在北濠洲に在留する邦人の眞珠貝採取人は約一千人を越え、是等採取夫は其の雇主より相當良い賃銀を支拂はれて居る。尙特殊な移民として、外務省に於て中南米へ送る實習移民と言ふのがある。是れは農、工、商各方面に於ける中堅的人物と成る移民を養成する目的で、中等程度の各府縣實業學校の卒業生を選択採用し、之を中南米諸國に於ける邦人企業者の許に送り、二年又は三年の間業務を實習せしめるものである。拓務省では是等實習移民に對し渡航費及支度費の補助を爲して居る。昭和十一年度に於ては約五十名の實習移民を送る豫定となつて居る。

第二項 渡航方法

海外渡航に關しては、單一なる法規なく種々の制限條件があり、其の手續も亦雜多である。其の内容を綜合して觀れば、我國に於ける關係のものゝ外國に於ける關係のものゝに分たれ、前者を更に移民法規と旅券法規とに區別する。以下主として移民關係に付て記述する。

第一 外國に於ける關係法律其他

法令又は取扱上本邦移民の入國を制限乃至禁止して居る國に次の諸國がある。即ち北米合衆國は再渡航者以外移民の入國を禁止し、ペルーも昭和十一年より移民の入國を禁止した。比律賓群島は自由渡航者として入島出来る。濠洲は眞珠貝採取人の外取扱上移民の入國を禁じ、南阿聯邦では其の政府の許可を要する。伯刺西爾は憲法に依つて各國よりの入移民に對する制限を行つて居る。我國との移民協約國としての加奈陀は、再渡航者及在留者の呼寄に係る妻子、家事使用人、農業労働者、店員のみ渡航出来るが、是れも數の上で制限がある。

尙本邦移民の入國に付制限規定を設けぬ其他の諸國も、國民の感情より亞細亞人殊に支那人を嫌ふ傾向を有し、我が邦人も亦之に捲添へを蒙る處があるので、是等移民の質を厳選する方針を採つて居る。

第二 我國に於ける關係法規其他

外國に渡航せんとする者は先づ外國旅券の下付を受け、移民は更に外國渡航の許可を要する。又目的國に依つては更に本邦駐在の當該領事より旅券の査證を要する。是等の規定を概述すれば左の通りである。

一 移民保護法及其の附屬法令 移民保護法は明治二十九年に公布せられたるものにして、其の内容は移民、移民取扱人、保證金、移民運送船、罰則等に分れて居る。尙之に附屬して明治四十年に外務省令たる移民保護法施行細則がある。

是等の法令に依れば、移民とは農、漁、工、鑛、土木、運搬、建築、炊事、洗濯、理髮、裁縫等の業務及給仕、看護等に關する勞働に従事する目的を以て、支那以外の外國へ渡航する者及其の家族で之に同行し又は其の所在地へ渡航する者を謂ふのである。然し實際上は、斯る移民なりや否やの區別は困難である爲概括的な區別をして居る。

移民が外國へ渡航するには先づ行政廳の許可あることを要する。渡航許可は地方長官の爲すものにして、出願書には本籍地、身分、職業、氏名、生年月日、渡航地及渡航の目的を記載し、本籍地又は寄留地の地方長官に提出するのである。渡航許可のあつた場合は本人に其の旨通知があるが、許可證は其の府縣廳より直接移民出發港である神戸、横浜、長崎の各縣廳に送付し、此の許可證に基いて是等縣廳は旅券を下付することとなつて居る。渡航の許可は許可の日より六箇月内に出發せざるときは效力を失ふのである。

次に右の渡航許可の外に一般海外渡航者も同様旅券の下付あることを要する。此の下付出願書は渡航許可願と同一の書面に認め、本籍地又は寄留地の府縣廳へ提出するのである。

二 旅券の發給 旅券に付ては昭和十年七月改正の外務省令に依る外國旅券規則がある。旅券とは外國に渡航又は移住する者に對し、外務大臣が本人の國籍を證明し併せて便宜供與方を依頼する公文書である。下付の出願は前述の通り地方廳に爲すものにして、身元申告書、戶籍謄本又は抄本、寫眞等を添附して提出する。尙領事の證明書、外國官憲の發給する入國證明書を有する者は之を出願書に添附して提出する。前者の中重要にして普通に用ひられ且つ便宜なもの、呼寄證明書と再渡航證明書とである。前者は外國在留者が同國の本國領事に本國に在留する者を呼寄せる旨を出願し、領事の證明書の下付を受けて之を本國の被呼寄人に送付するもので、被呼寄人は之を旅券下付願に添附する。再渡航證明書は本人が歸國する際、領事より再び渡航することの證明書を受け旅券下付願に添附するのである。

尙中南米諸國には入國者に種々の證明を要求して居るものがある。例へば伯利西爾に於ては善行證明書、身分證明書、種痘及健康證明書を要求し、亞爾然丁に於ては身分證明書、健康證明書、生計能力證明書を、又ペルーに於て

は品行證明書を、メキシコに於ては婚姻證明書と品行證明書とを要求して居る。是等も旅券下付願書に添附することを要する。

移民の旅券は他のものと異り、出發港所在の縣廳が作成して本人に交付する。手数料は五圓である。旅券も交付の日より六箇月内に出發せざるときは其の效力を失ふのである。

三 査證 旅券の下付を受けたるときは、目的國及通過國の駐日領事の査證即ち旅券の裏書を要する。前述の諸證明書等も此の査證の際必要なものである。査證を請求するには査證料を要し、約四圓が標準である。然し我國との取極で相互的に査證を要しない國がある。其れは佛、獨、伊、蘭等の歐洲諸國である。尙伯利西爾、コロンビヤ、キューバ、比魯賓、濠洲、ニューカレドニア、タヒチ島等への移民渡航手續、殊に旅券の下付、領事の査證等に付ては移民取扱人たる海外興業株式會社及其の代理人が指導斡旋の任に當つて居る。

第四節 移殖民獎勵及保護指導に關する施設

第一項 政府の施設

第一 宣傳に關する施設

我國は徳川三百年の鎖國主義に禍されてか、狹隘なる國土に戀々として海外發展の思想を普及するに至らなかつた。大正の中年より我國に於ける移殖民問題が喧しく論議せられ、其の必要の唱導せらるるに及び、政府は先づ移殖民の

安全保護の爲、誇大なる宣傳を廢して正しき移住民思想の普及發達を圖るの必要を痛感し、茲に海外興業株式會社をして適切なる宣傳施設を講ぜしめ、其の費用の補助を爲すこととなつた。更に大正十二年度よりは政府に於ても宣傳獎勵費を設置し、自ら宣傳の任に當ることとなつた。是れが爲政府は或は人を派し或は在外公館をして移住地の事情及移住民の情況を調査研究せしめ、或は新移住適地を調査せしめ、其の報告に基き各府縣廳又は移住民後援團體其他に於て主催する移住地事情及移住民講演會、講習會に講師を派して其の研究を發表し、又自らも講演會を開催して宣傳に誤なきを期して居る。

大正十二年度以降昭和十一年十二月末迄に於て、各府縣又は團體に於て開催したる講演會又は講習會にして、政府の講師を派遣したるものの開催日數を示すと左の通りである。

大正十二年度	二七	同	五年度	二六七
同 十三年度	三一	同	六年度	七六八
同 十四年度	五二	同	七年度	九九四
同 十五年度	四四	同	八年度	一、〇四〇
昭和 二年度	五三	同	九年度	七三四
同 三年度	四七	同	十年度	三九〇
同 四年度	一九四	同	十一年度	五三三
計				五、一七四

政府に於ては移住地又は移住民狀況を活動寫眞に依つて紹介し、或はラヂオを通じて移住民思想の宣傳普及に努めて居る。又各府縣の海外協會其他移住民團體、移住民會社の宣傳事業に付ても政府は其の統制と指導とを怠らず、昭和六年十月各府縣の移住民事務主任、教育者等に對し長期の移住民講習會を開催した。更に當省に於ては月刊拓務時報を發刊し、移住民に關する案内書、情報等を頒布するの外、昭和六年度より省内に海外移住相談所を設け、移住希望者に對して直接相談に應じ移住の便を圖つて居るが、是れ亦相當の成績を擧げて居る。

第二 獎勵に關する施設

政府に於て實施して居る移住民獎勵施設は、移住民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助、支度金の補助等があるが、是等は孰れも移民の渡航費を軽減し以て移住を容易ならしめんとするものである。概述すれば左の通りである。

一 汽車賃割引 鐵道省に於ては移民の經費を軽減し移住を獎勵する意味に於て、其の乗車船賃及荷物運賃を割引する。(國有鐵道旅客及荷物運送規則並同取扱細則参照)之が割引を受ける移民の種類は内地、外地、滿洲移民と南米諸國、太平洋諸島、南アジア、南洋諸島移民とである。割引の率は移住地に至る順路に依り片道一回限り三等旅客運賃の五割引である。

右の割引を受ける爲には移住者乗車船割引證を要する。此の割引證は海外移民に在つては外務省を経て道府縣又は警視廳より本人に交付されることとなつて居る。又移民の手荷物に付ても其の無賃制限重量を超過する分に對しては、普通運賃の五割を低減される。

鐵道省線以外の鐵道、軌道及航路で鐵道省線と連帶運輸の取扱を爲して居るものは、同様に乗車船賃及手荷物運賃

を五割引する。(連帯運輸規則及同取扱細則参照)右の連帯運輸の取扱を爲す鐵道、軌道及航路は「連帯運輸を爲す鐵道、軌道及航路並連帯運輸の範圍」中に記されて居るが、内地、朝鮮、臺灣、樺太、滿洲の主なる鐵道は大部分之に含まれて居る。

二 渡航費補助 由來我國の海外移民は殆んど小農民にして資力に乏しき爲、海外に渡航するに付ても渡航費其の他の準備金を調達するに困難であつた。邦人の移住に適して居る南米殊に伯刺西爾等の如きは遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するを以て、同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費輕減に依つて移民の獎勵を爲して居る。

此の渡航費補助は大正十二年度より實施せられたるものにして、即ち同年關東大震災の罹災者にして伯國に移住する者に對し其の船賃を補助した。翌十三年度より是一般移住者に對しても或一定の條件を以て補助することとなつた。補助移住者人員は大正十二年度以降、昭和十一年度一月末現在で移民十七萬九千三百五十五人に達し、其の總金額は二千七十八萬二千二百三十一圓に上つて居る。其の人員を年度別に示すと左の通りである。

大正十二年度	一一〇	同	十四年度	一六、七〇九	
同	十三年度	三、一六七	同	十五年度	九、二一九
同	十四年度	四、九二四	同	十六年度	六、七四三
同	十五年度	六、七二八	同	十七年度	二〇、二七七
昭和	二年度	九、八九〇	同	十八年度	二一、〇〇六
同	三年度	一〇、七八三	同	十九年度	二二、七四一

同	十年度	二、六四二	同	十一年度	四、四六一
計					
一七九、三五五					

右の移民は殆んど全部が伯刺西爾行移民であるが、其の中の大部分は海外興業株式會社の取扱に係るものである。

是れは渡伯移民中契約移民として珈琲園労働者が其の大部を占むる爲である。その他大正十四年度より昭和三年度迄は、信濃、熊本、鳥取、富山の四海外協會が有して居た伯刺西爾の移住地へ入る者にも補助して居るが、昭和四年度より海外興業株式會社の取扱の珈琲園移民及其の經營に係る植民地に入植する植民の外、海外移住組合の移民、アマゾン興業株式會社、南米拓殖株式會社の移民及日亞拓殖株式會社の事業地に入植する亞爾然丁移民に對しても補助し、又昭和五年度よりは日本力行會海外學校の卒業生にして、同校が經營する伯刺西爾國サンパウロ州アリアンサの移住地に移住せる者にも補助し、昭和六年度よりは大阪YMCAに於て養成したるアマゾン開拓青年にして、アマゾナス州ベレーン市郊外に移住せる者及日本高等拓殖學校の卒業生にして、アマゾナス州パリンチンスに在るアマゾニア産業研究所附屬實業練習所に入所せる者にも補助した。尙昭和十年度には海外興業株式會社のペルー行移民にも補助したが、更に昭和十一年度よりはブラグアイ行移民にも補助をして居る。渡航費の補助金額は出發港より目的地に上陸する迄の船賃全額である。従つて渡航地及年齢に依つて其の額を異にして居る。

渡航費は原則として家族を構成する者に補助する。其の家族とは五十歳以下の夫婦に十二歳以上の子女を以て一家を成す者を謂ふのである。夫婦又は單獨移民にも補助されるが、其の順位が後れることになつて居り、單獨移民は取扱上數の上にも制限がある。尙補助を受けるには移民として適當なものと認められたる者に限るのは言ふ迄も無く、此の條件は海外興業株式會社、海外移住組合其の他の拓殖會社に付ても殆んど同様である。又事實農業に經驗

ある者或は之に耐へ得る者にして、且つ一般移民と同様入國に必要な條件を具備して居ることを要する。

三 移民取扱手数料全額報償金 元移民取扱會社は移民取扱に關する手数料を直接移民より徴收して居たが、前述の渡航奨励金の趣旨と同じく、移民の経費を軽減し之が渡航を奨励する目的で、移民會社に對し移民よりの手数料徴收を全廢させ、其の代り政府に於て其れに相當する金額を移民會社に報償することとした。是れが即ち移民取扱手数料全額報償金である。

此の報償金は大正十二年度より交付し、爾來昭和十一年度十一月末迄に報償金の交付を受けたる者は八萬八千五百九十五人にして、其の金額は二百九十七萬五千八百三十五圓に上つた。

報償金は移民取扱人の取扱に係る移民に對して交付されるものにして、家族、夫婦、單獨移民には三十五圓、呼寄渡航者及再渡航者に對しては十五圓宛報償される。

四 支度金補助 政府は昭和七年九月より、農村救済對策として一層海外移住を奨励する爲、伯刺西爾移住者に對して多年の懸案であつた渡航船賃の外、新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓五十錢の支度金を補助することとなつた。折角渡航の希望を有しながら、支度に多額の費用を要する爲、躊躇するものが従來の實情であつたが、此の費用迄も補助されるに至つたことは移住者にとつて最大の福音である。

第三 拓殖訓練に關する施設

政府は昭和八年度より文部省所管として、海外に移住せんとする意志鞏固にして身體強健なる青年に對し、必要な技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養並に心身の鍛鍊を目的として、左記三箇所に拓殖訓練所を設

置した

第一 拓殖訓練所——盛岡高等農林學校内

第二 拓殖訓練所——三重高等農林學校内

第三 拓殖訓練所——宮崎高等農林學校内

第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしめ、第三拓殖訓練所に於ては南米方面の移住者を入所せしむることとなつて居る。

各所共昭和八年六月の開設で、訓練期間は一年、入所資格は中等學校(實業補習學校を含む)卒業程度以上の學歷を要し、年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。

第四 渡航前に於ける教養保護に關する施設(移住教養所)

從來伯國行移民は出發港たる神戸に於て、所謂移民宿に宿泊して不當なる宿賃を徴せられ、又移民の風紀、衛生、教養等に付極めて遺憾なる情況に置かれて居た。茲に於て神戸に移民收容所設置の必要が認められ、昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の公布を見、同三年二月建築費二十三萬餘圓を投じ、寢臺六百臺を備へたる總建坪一千八十坪の鐵筋コンクリート五階建の收容所の完成を見た。昭和三年三月、開所以來伯國行渡航者に對して約十日間無料にて宿泊せしめ、該期間に移住地の言語、地理、慣習、農業事情等の教養を與へる一方、入移民國たる伯國法規に従ひ種痘、チブス、コレラの豫防注射並にトラホーム、寄生蟲の檢診驅除等を行ひ、専ら移民の衛生、教養に努め相當の効果を擧げて居る。移民を此處に入所せしむるに當つては、先づ渡航に必要な體格検査を行ひ、之

に合格したる者のみを入所せしめるのである。伯國の檢疫がトラホームに付て特に嚴重なる爲、收容所に於ても亦トラホームの検査には充分注意を拂つて居る。尙昭和四年度には渡航者増加の爲、從來の建物に狹隘を告げたので増築し、更に二百五十臺の寢臺を増設した。

收容開始以來昭和十一年十二月末迄の收容回数は百七十四回、其の收容總日数は一千三百八十四日に及び、收容人員は實に十一萬八千九百八十二人の多數に上つて居る。尙昭和七年十一月十一日、從來の移民收容所は神戸移住教養所と改稱せられ、神戸の移住教養所は主として南米方面への渡航者を收容するが、昭和八年一月よりは南洋方面への渡航者の爲に、長崎市にも移住教養所が設置せられ、同年二月には寢臺二百臺を備へたる延坪六百一坪の鐵筋コンクリート三階建の竣功と共に收容事務を開始するに至つた。衛生、教養施設共に略々神戸と同じである。收容開始以來昭和十一年十一月末迄の收容回数は百回、收容總日数は一千十六日、收容人員は四千五百十七人である。

第五 輸送に関する施設

一 鐵道 移民の輸送に付ては國內に於ける鐵道、汽船等が特別なる取扱をして居るので、移民は鐵道省所管の鐵道、航路及之と連帶運輸の取扱を爲す鐵道、軌道又は航路に付て乗船港迄の乗車賃及手荷物運賃五割引の特別取扱を受けることは前述した通りである。

二 移民船 我國よりの移民は大部分南米移民にして、南米は遠隔の地である爲移民の輸送、保護は重要な任務を持つて居る。移民の海上輸送に関する我國の特別法規には移民保護法及同法施行細則並に船舶検査法等がある。移民保護法に謂ふ移民運送船とは、命令を以て定むる地方に渡航する五十人以上の移民を搭載する船舶にして、其

の指定せられたる地方とは南米諸國の外布哇、加奈陀、太平洋諸島を謂ひ、比律賓群島は近海航路區域内であるので之を除外してある。

移民運送船に依る移民の運送は行政廳の許可あることを要し、移民運送運賃の認可を受けねばならぬ。又船舶検査法施行細則には移民船の検査に付て規定がある。移民船は其の船舶と同様特別又は定期検査を受け、船舶其もの安全に付ての検査の外、尙移民船として特に要求されて居る船内設備に付、特別の検査を受けるのである。

現在移民運送船は大坂商船株式會社所有船舶の南米航路に付てのみ存し、七千噸乃至一萬噸級のブエノス・アイレス丸、サントス丸、リオ・デ・ジャネイロ丸、モンテビデオ丸、ラブラダ丸、マニラ丸を定期に使用し、昭和七年以來右船舶が交互に毎月一回出帆する。其の他同會社のアフリカ航路のアフリカ丸、ハワイ丸、アリゾナ丸、アラビヤ丸、マニラ丸等の一萬噸級船をも最近は南米迄延長航行し、毎月二船宛移住者の輸送に當つて居る。

航路及寄港地は横濱、神戸、香港、シンガポール、モンバザ(東阿)、ダーバン、ケープタウン(南阿)、リオ・デ・ジャネイロ(南米)、サントス、ブエノス・アイレス(亞國)等で、南米迄の航海日数は南米航路船は四十五、六日、アフリカ航路延長船は約六十日である。尙大阪商船株式會社の五隻は、遠洋航海補助法に依り命令航路として南米航路を航行して居る。補助航路は政府の補助を受け一定の期日、賃金等に依つて航海するもので、一面南米移民に對する一般的保護となるのである。

三 輸送途上に於ける教養保護施設 移民の輸送上に於ける保護施設たる移民船に付ては前述したが、其の人的施設とも稱するものに移民監督其の他がある。此の保護施設は現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對しても補助して居る。

移民監督は海外興業株式會社の社命又は委託に依つて各移民船に一名宛乗船し、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主宰する。

移民監督に於て行ふ衛生施設は、移民として入國を禁止せらるる疾患即ちトラホーム、麻疹其の他傳染病の検査、豫防注射及療養を施し、船内に於ける消毒、給水、入浴、食事等に付て特に衛生上の處置を嚴格にし、治療費、藥代等は無料である。教養施設は大體移住教養所の施設の其れと同様で、伯刺西爾の風俗、習慣、衛生、宗教及農業事情の講習、伯國語の教授等を爲し、兒童に對しては不充ながら小學校と同様な教育を施し、女子に對しては裁縫の教授をも實施する。其の他娯樂等に付ても運動會、演藝會、赤道祭等を催し、移民をして愉快に航海せしめて居る。移民監督は斯くて移民を上陸せしめ、之を移住地の事務員と事務の引繼を爲し、茲に其の任務は終了するのである。

第六 移住地に於ける教養保護施設

在外邦人の教養、保護施設は現在主として外務省に於て之を實施して居るが、先づ一般在留者に對する指導啓發の爲、在外公館は日本人會等の團體と協力して或は講演會を催し、或は印刷物を頒布して一般在留者の知識の向上に努めて居る。伯刺西爾國サンパウロ總領事館には勸業部があつて移民の一般的指導を爲すと共に、特に産業上の保護指導を行つて居る。尙同國に於て邦人の多數在留する地方には、技術者を配置して産業に關する指導者たらしめて居る。

教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。昭和十一年四月一日現在に於ける邦人の經營する小學校は、伯刺西爾に三百二十八校、職員六百八十四人、生徒二萬五百二十五人があり、ペルーに三十三校、職員百三十五人、生徒三千六百二十二人があり、南洋には二十九校、職員百六人、生徒二千七百二十二人があり、是等に對して政府は

其の創立費、經營費を補助して來た。又保健衛生は移住地に於ては困難なる問題である爲、政府は南米、南洋に於ける病院其の他醫療機關に對し或は創立費を或は經營費を補助して來た。

尙海外移住組合及移民を伴ふ拓殖事業會社では、夫々教養保護の施設を有して居る。移住組合の移住地では後述する如く諸種の施設を講じて居るが、教育方面としては小學校總數二十八校、教師七十八人（内伯語免許三十四人）、兒童一千九百九十八人あり、衛生方面に於ては病院八、醫師十、藥劑師五、看護婦七、其の他隔離病舎、製氷所等も備つて居る。

第七 民間諸團體に對する指導助成

移殖民事業の如く其の範圍が國內のみならず海外に及び、未だ發達不充分なるものに付ては政府のみならず、民間に於ても一致協力して其の完成を期すべきは言を俟たぬところにして、又是等民間に於ける種々の移殖民に關する施設に對しては、政府も亦十分其の指導と助成とに腐心して居る。

移殖民に關して民間に於て實施せられて居る施設は後述の通りであるが、之に對し政府の指導助成を爲して居るものは、大體次の如きものである。

先づ移殖民の宣傳に付ては前述の如く、各府縣又は團體等に於て開催する移殖民講演會等には政府より講師を派遣し、又是等の宣傳機關に對しては、正確なる宣傳を爲さしむべく之に情報を與へ、或は印刷物を配布して居る。海外興業株式會社の講じて居る移殖民保護教養施設（移民輸送其の他の施設）に付ても之に補助金を交付して居る。

海外移住組合及聯合會の事業の範圍は、國の内外に亘り其の經費は相當多額に上り、且つ未だ創業期に在るを以て

政府は組合及聯合會の事務費に對し相當補助金を交付し、又聯合會に對しては海外企業費及生産資金の低利貸付を爲して居る。海外企業費借入金は聯合會に對し移住者の取得、道路の築造、土地區劃、測量、山伐、管理費、地租公課等に充當する爲貸付するのである。生産資金借入金は移住地が、豫め聯合會に供託する開拓資金準備金を以てしては入植後尙不足を感ずるので、大體一家族五百圓程度を以て移住者の生産資金に充つる爲貸付する。

民間に於ける移住民の宣傳獎勵機關として、其の沿革も古く數に於ても多い團體に海外協會及之に類似のものがある。現在此の種の團體は四十二を算し、各々移住民思想の普及發達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其の他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移住民の指導、保護の方法を講じて居るので、政府は是等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

民間に於ける移住民教育機關として海外發展を志し、開拓事業の指導者たるべき者の教養に當つて居る移住民學校は、其の數未だ少數であるが、各其の卒業生をして海外に渡航せしめ、南洋に又南米に海外開拓事業に活躍せしめて居る。且つ是等の學校に於ては生徒に對する教授の外、一般人に對しても移住民思想の宣傳、普及に努力して居るので、前述の海外協會等と同じく政府より助成金を交付して居る。

第二項 民間の諸施設及其の活動狀況

第一 海外興業株式會社

海外興業株式會社は移住民保護法に謂ふところの、行政廳の許可を受けた商事會社たる移住民取扱人であると共に、又

一つの拓殖事業會社である。大正六年十二月、當時移民事業會社であつた東洋移民株式會社、南米移民株式會社等の六會社を合併し、資本金九百萬圓を以て創立し、其の後他の移住民取扱會社を合併して本邦唯一の移民會社となつた。同社は本店を東京に、神戸に出張所を、支店を伯國に置き又ペルーに出張所を有し、内地主要都市及南洋、濠洲其の他に業務代理人を置いて居る。

現在海外興業株式會社に於て行ふ移住民取扱事務及拓殖事業に付て略述すれば、先づ宣傳に關しては各地に講演會、活動寫眞映寫會を開催し、或は記事を新聞に掲載し、案内書を頒布して宣傳獎勵に努め、尙同社の業務代理人も宣傳に努めて居る。移民の募集は社員の巡回講演、新聞廣告等に依るの外、各府縣に在る同社の業務代理人が主として之に當つて居る。同社では移住地の事情、移民船の都合等を考慮して各地方に募集人員を割當てる。而して代理人は割當人員を應募者中より移住の條件に適したる者を選び、渡航許可の手續をとらせるのである。渡航許可のあつた者に對しては神戸移住教養所への入所手續を爲し、健康證明書、豫防注射證明書其の他必要なる書類を作成し、兵庫縣廳を経て旅券の交付ありたるときは、神戸駐在の渡航國領事より査證を受ける手續をする。

是等の手續を終つて移民を乗船せしめ、輸送監督及助手が航海中の保護教養に當ることは前述した通りである。船が伯刺西兩國サントス港に到着するや、同地駐在の同社支店員が移民取扱事務を引繼ぐのである。支店員は移民の入植手續終了の上夫々珈琲園に配耕する。配耕に當つては先づ本邦移民を要求する珈琲園主に就き、其の需要數、勞働條件等を參酌して配耕豫定を作り、移民上陸の際移民の希望を加へ、同地駐在の帝國總領事館及サンパウロ州農業勞働局の認可を得て配耕を決定するのである。尙同社支店及出張所は移民配耕後の保護指導の爲、移民耕主間の紛争の調停、耕主の契約履行監視、移民の救助、歸國處理等の任に當つて居る。

大正六年創業以來の移住民取扱数を述べると左の通りである。

渡航地	年次	
	大正六年乃至昭和十一年	昭和十一年
伯刺西爾	一四三、一〇六	四、一八二
比律賓	一六、七五〇	八三七
ペル	三、四一四	一〇四
マラ	一、七五〇	二一一
マラ	三九六	

其の他メキシコ、ニューカレドニア、沿海州、コロンビヤ、タヒチ島、大洋島等を合し、昭和十一年末迄の移民取扱数は合計十六萬六千十五人である。

海外興業株式会社は移民取扱人たると共に、一面拓殖事業会社であり、其の拓殖事業としてイグアペ植民地及アニューマス農場を經營して居ることは前述の通りである。イグアペ植民地は伯刺西爾國サンパウロ州に在り、昭和十年末現在に於て七萬七千餘町歩の面積あり、此處に邦人約八百家族、五千人を入植せしめ、其の土地を分譲して米、珈琲、茶、玉蜀黍等の栽培に従事せしめて居る。其の投資額は二百十六萬餘圓にして、昭和八年度に於ける生産額は一千八百四十一コントス、同九年度には二千七十二コントス、同十年度には二千三百六十コントスに達して居る。産業施設としては精米所、珈琲精製所、發電所、製材所、倉庫、日用品販賣所等を設け、公益施設としては醫局の外、小學校十二校、農業補習學校一校が設けられて居る。

アニューマス農場はサンパウロ州パウリスダ線コロゴリコ驛近傍に在り、一千四百六十町歩の土地を有し、投資額五十六萬餘圓にして、此處に請負労働者、借地農、小作人等を入れ、珈琲、棉の栽培を行つて居る。同場には昭和十年末現在に於て八十家族、四百五十五人あり、其中邦人は五十家族、三百人である。産業施設には珈琲乾燥場、同精製場の外製材工場、倉庫等があり、公益施設には小學校一校と其の他に簡易醫局等がある。

第二 海外移住組合

海外移住組合は相當の資金と教養とを有する組合員を自作農として送出し、最初より自己の土地に開拓事業を行はせる目的を以て設立されたことは前述した通りである。今移住組合の目的及組織に付て略述すれば左の通りである。

- 一 海外移住組合の目的は組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するに在る
- 二 組合は法人にして其の組織は有限責任である
- 三 組合は一區域に付て一箇限り設立を許可される、其の區域は現在道府縣を以て一區域とする

以上の外、移住組合は大體産業組合法に準據して組織せられ、特に必要な條項以外には同法の規定が準用される。移住組合は信濃の如く従來の沿革上自ら移住地を經營せるもの以外は、移住者の募集、宣傳及獎勵等が主たる事業にして、伯國現地に於ける事業は凡て聯合會に委託して居る。今日に於ては上記組合も亦漸次其の經營を聯合會に委託せんとするの状態である。

海外移住組合聯合會は、是等海外移住組合が共同して其の目的を達成する爲設立せられたるものにして、海外移住組合法に依る法人にして、其の組織は有限責任である。此の聯合會が伯國現地に於ける事業の代行機關として、彼地

の法令に準據して有限責任ブラジル拓殖組合を設立し、政府の援助の下に移住地の取得、分譲並に之に對する諸施設、移住者の送付等の事業を遂行して居る。

海外移住組合は昭和五年度迄は其の數十八に過ぎなかつたが、同七年に入つて更に組合設立の機運起り、現在設立完了を見たるもの四十四組合に上つて居る。昭和十一年十一月末現在の組合員數は總計約一萬四百三十一名に上り、福岡、和歌山の如きは一千名以上の組合員を有して居る。是等の組合が昭和四年四月より同十二年一月末迄に送出した人員は一千百二十家族、七千八百八十六人にして、之を組合別に示すと左の通りである。

組合名	家族數	人員	組合名	家族數	人員
信濃	二二九	一、〇九二	栃木	二	一六
富山	五八	三一三	奈良	四〇	二七二
鳥取	一六	一一〇	三重	二八	一八二
熊本	二七	一九四	愛知	一六	一一七
北海道	四一	三四六	静岡	二八	一八二
東北	四五	二八二	山梨	一六	一一七
東京	七	四三	滋賀	二	三五
大阪	九	六三	岐阜	九	一五
京都	一三	一〇六	京都	四	二五
神奈川	一	八六	宮城	一	五
兵庫	一	八六	福島	一三	九八

組合名	家族數	人員	組合名	家族數	人員
長野	二	一七	岩手	二	一五七
新潟	九	七二	青森	一	八
埼玉	三	二八	山形	二	一四
群馬	四	二七	秋田	五	四八
茨城	三	一七	福井	三	二一
茨城	三	二一	石川	三	二一
群馬	三	二一	高知	三	二一
山梨	二	二八	福岡	六	五七
山梨	二	二八	大分	四	二五
和歌山	八〇	四四〇	佐賀	四	二五
徳島	二	一一	鹿嶋	六	四八
香川	四	二二	鹿児島	一	五
愛媛	九	五八	計	一、二二〇	七、〇八六

海外移住組合聯合會は昭和十一年十二月末現在に於て會員數五十八にして、海外移住組合は四十三其の他は一般會員である。聯合會の伯國に於て取得したる土地の面積は、二十一萬九百六十五町歩餘にして、外に五萬二千四百三十三町歩のコンセツションがある。是等は所在地に依りパストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、トレスバ